

(案)



令和 6 年度年次報告

令和 7 年 4 月
電気通信紛争処理委員会

本報告書は、電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）第14条の規定に基づき、令和6年度における電気通信紛争処理委員会の活動状況を総務大臣に報告するものである。

本報告書では、第I部に委員会の運営状況を、第II部に紛争処理の状況を、第III部に委員会のその他の活動状況等を取りまとめた。

令和7年4月●日
電気通信紛争処理委員会

（参考）電気通信紛争処理委員会の年次報告に関する参照条文

- 電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）
（あっせん及び仲裁の状況の報告）
第14条 委員会は、総務大臣に対し、総務省令で定めるところにより、あっせん及び仲裁の状況について報告しなければならない。

- 電気通信紛争処理委員会手続規則（平成13年総務省令第155号）
（あっせん及び仲裁の状況の報告）
第3条 令第14条の規定による報告は、国の会計年度経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。
 - 一 あっせん及び仲裁の申請件数
 - 二 あっせんをしないものとした事件及びあっせんを打ち切った事件の件数
 - 三 あっせんにより解決した事件の件数
 - 四 仲裁判断をした事件の件数
 - 五 その他電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の事務に関し重要な事項

目 次

	ページ
第Ⅰ部 委員会の運営状況	1
第1章 委員及び特別委員の任命状況	1
第2章 委員会の開催状況	3
第Ⅱ部 紛争処理の状況	5
第1章 紛争処理の概況	5
第2章 審議・答申事案の概要	8
第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等	26
第1章 政策担当部局からのヒアリング等	26
第2章 令和5年度調査研究結果の報告	39
第3章 周知広報、利便性向上等のための取組	43
第4章 委員会に係る制度改正等	45
<資料編>	
【資料1】電気通信紛争処理委員会の概要	資- 1
【資料2】これまでの紛争処理の概況	資- 4
【資料3】これまでの紛争処理終了案件の一覧	資- 5
【資料4】紛争処理対象分野の動向	資- 14

第 I 部 委員会の運営状況

第 1 章 委員及び特別委員の任命状況

1 委員の任命

電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）は、電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する委員 5 名（任期 3 年）をもって組織される（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 145 条、第 147 条及び第 148 条）。

令和 7 年 3 月 31 日現在の委員は以下の 5 名である。

【委員】

令和 7 年 3 月 31 日現在

氏名	役職等	任命日
たむら こういち 田村 幸一 (委員長)	弁護士 (元高松高等裁判所長官)	令和 4 年 12 月 3 日再任 (第 1 期：令和元年 12 月 3 日 ～令和 4 年 12 月 2 日)
みお みえこ 三尾 美枝子 (委員長代理)	弁護士	令和 4 年 12 月 3 日再任 (第 1 期：令和元年 12 月 3 日 ～令和 4 年 12 月 2 日)
おがわ かよ 小川 賀代	日本女子大学理学部 数物情報科学科 教授	令和 4 年 12 月 3 日新任
こづか そういちろう 小塚 荘一郎	学習院大学法学部 教授	令和 4 年 12 月 3 日再任 (第 1 期：令和元年 12 月 3 日 ～令和 4 年 12 月 2 日)
なかじょう ゆうすけ 中條 祐介	横浜市立大学 国際商学部 教授	令和 4 年 12 月 3 日新任

2 特別委員の任命

委員会には、委員のほか、あっせん若しくは仲裁に参加させ、又は特別の事項を調査審議させるため、総務大臣が任命する特別委員（任期2年）を置いている（電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）第1条）。

令和7年3月31日現在の特別委員は以下の8名である。

【特別委員】

令和7年3月31日現在（五十音順）

氏名	役職等	任命日
おおたか さとる 大雄 智	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授	令和5年11月30日再任 (第1期：令和 3年11月30日 ～令和 5年11月29日)
さなだ ゆきとし 真田 幸俊	慶應義塾大学理工学部 電気情報工学科 教授	令和5年11月30日再任 (第1期：平成29年11月30日 ～令和 元年11月29日) (第2期：令和 元年11月30日 ～令和 3年11月29日) (第3期：令和 3年11月30日 ～令和 5年11月29日)
しばた じゅんこ 柴田 潤子	神戸大学大学院 法学研究科 教授	令和5年11月30日新任
しらやま しんいち 白山 真一	宇都宮大学 データサイエンス経営学部 教授、 公認会計士、 中小企業診断士	令和5年11月30日再任 (第1期：令和 元年11月30日 ～令和 3年11月29日) (第2期：令和 3年11月30日 ～令和 5年11月29日)
すぎやま えつこ 杉山 悦子	一橋大学大学院 法学研究科 教授	令和5年11月30日再任 (第1期：令和 元年11月30日 ～令和 3年11月29日) (第2期：令和 3年11月30日 ～令和 5年11月29日)
なかむら つよし 中村 豪	東京経済大学 経済学部 教授	令和5年11月30日新任
みやた すみこ 宮田 純子	東京科学大学工学院 情報通信系 准教授	令和5年11月30日新任
よしば ひろこ 葭葉 裕子	弁護士	令和5年11月30日再任 (第1期：平成29年11月30日 ～令和 元年11月29日) (第2期：令和 元年11月30日 ～令和 3年11月29日) (第3期：令和 3年11月30日 ～令和 5年11月29日)

第2章 委員会の開催状況

令和6年度は、以下のとおり11回の委員会を開催した。

会 合	日 付	議 事 等
第239回	令和6年 4月15日 ～19日	令和5年度年次報告（案）について ※文書による審議（注）
第240回	5月30日	株式会社NTTドコモから申請のあった電気通信事業者の電気通信設備との接続に係る裁定の諮問に関する審議について【非公開】
第241回	6月13日	株式会社NTTドコモから申請のあった電気通信事業者の電気通信設備との接続に係る裁定の諮問に関する審議について【非公開】
第242回	6月20日 ～24日	株式会社NTTドコモから申請のあった電気通信事業者の電気通信設備との接続に係る裁定の諮問に関する審議 ※文書による審議（注）
第243回	6月27日	株式会社NTTドコモから申請のあった電気通信事業者の電気通信設備との接続に係る裁定の諮問に関する審議について【公開】
第244回	7月30日	1 「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン（案）」について【公開】 2 令和5年度調査研究結果の概要【公開】
第245回	10月8日	1 接続料の算定等に関する研究会第八次報告書の概要【公開】 2 諮問第12号に係る大臣裁定の結果【公開】
第246回	11月18日	電気通信事業分野における市場検証（令和5年度）年次レポート【公開】
第247回	12月16日	1 市場環境の変化に対応した通信政策の在り方最終答申（案）について【公開】 2 電気通信紛争処理委員会仲裁準則の一部改正及び電気通信紛争処理委員会の手続のオンラインによる実施要領の一部改正について【公開】
第248回	令和7年 2月18日	携帯電話の基地局整備等について【公開】

会 合	日 付	議 事 等
第 2 4 9 回	3 月 2 6 日	<p>株式会社 J T O W E R の 5 G インフラシェアリング設備の視察【非公開】</p>    <p><視察の様子></p>

注：「文書による審議」とは、電気通信紛争処理委員会運営規程（平成13年電気通信事業紛争処理委員会決定第1号）第2条第2項に基づく審議（招集せずに行う委員会）をいう。

第Ⅱ部 紛争処理の状況

第1章 紛争処理の概況

委員会は、次の3つの機能を有している。

- ① 電気通信事業者間、電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間、認定計画に係る周波数を現に使用している無線局の免許人等と認定開設者の間、ケーブルテレビ事業者等と地上基幹放送（地上テレビジョン放送）事業者との間等の紛争に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施すること（電気通信事業法第154条から第157条の2まで、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の38及び放送法（昭和25年法律第132号）第142条）
- ② 総務大臣が、接続協定等の細目の裁定、業務改善命令等を行う際、総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行うこと（電気通信事業法第160条、放送法第144条）
- ③ あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告を行うこと（電気通信事業法第162条）

また、事務局に事業者等相談窓口を設けて、事業者間の紛争等に関する相談や問合せに対応している。

なお、委員会の機能等については資料編の【資料1】、これまで委員会で取り扱った紛争処理の概況については資料編の【資料2】のとおりである。

1 あっせん・仲裁

令和6年度に委員会が受けたあっせん・仲裁の申請はなく、処理が継続又は終了した案件もなかった。

2 審議・答申

令和5年度にあった接続協定等に関する細目に係る裁定についての総務大臣からの諮問1件について、令和6年6月27日に総務大臣への答申を行った。

事案	諮問	答申
諮問第12号	令和6年3月22日	令和6年6月27日

3 勧告

令和6年度中、総務大臣への勧告は行わなかった。

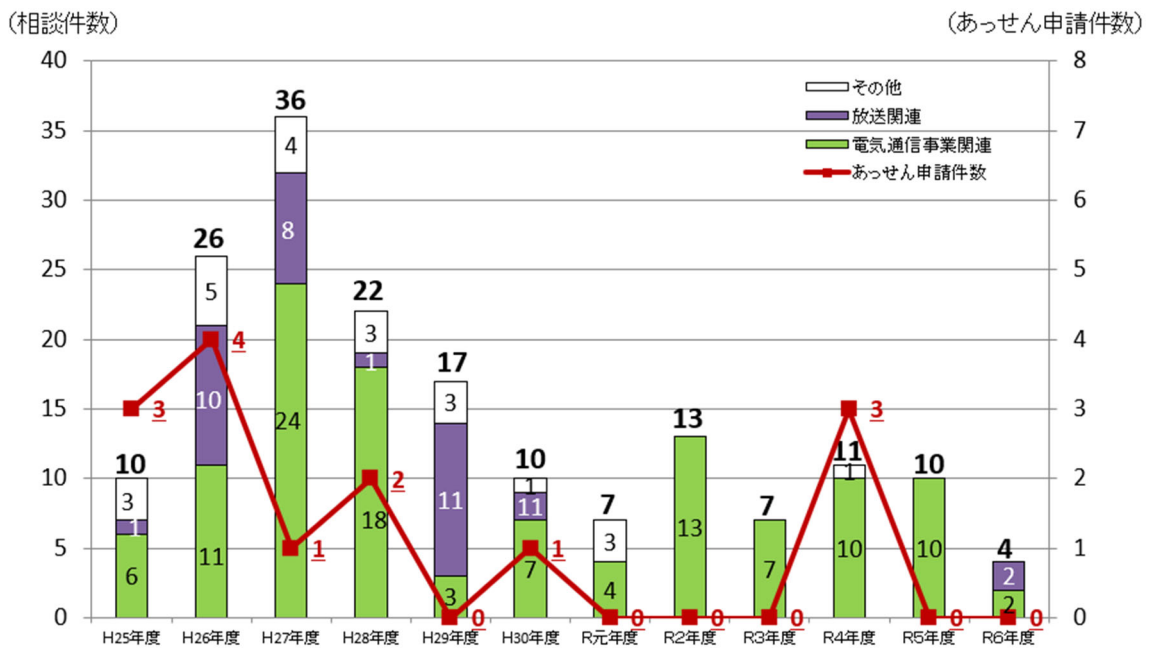
4 事業者等相談窓口における相談

令和6年度においては、事業者等相談窓口において、4件の相談を受けた(令和5年度は10件)。相談内容ごとの受付件数は、次のとおりである。

相談内容	受付件数※
① 接続に必要な土地・建物・工作物の利用	2件
② 地上基幹放送の再放送に関する同意	1件
③ その他(上記以外の放送関係)	1件
計	4件

※ 同一案件に係る複数回の相談を含む。

(参考) 相談件数(平成25年度～令和6年度)



相談対応の結果については、事業者間協議を継続することとなったものが1件、手続に関する説明を行ったものが2件、その他が1件となっている。

第2章 審議・答申事案の概要

令和5年1月31日申請（基・電・料金サービス課令和5年1月31日第14号）（接続協定等に関する細目の裁定）

（1）経過

令和5年	
1月31日	株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」という。）から、裁定の申請。（⇒（2））
2月1日	総務大臣から、Coltテクノロジーサービス株式会社（以下「コルト」という。）に対し、裁定の申請があった旨の通知。
3月3日	コルトから、答弁書の提出。（⇒（3））
3月13日	ドコモから、コルトからの答弁書（3月3日付け）に対する意見書の提出。
3月27日	コルトから、ドコモからの意見書（3月13日付け）に対する意見書の提出。
4月4日	ドコモから、コルトからの意見書（3月27日付け）に対する意見書の提出。
4月17日	コルトから、ドコモからの意見書（4月4日付け）に対する意見書の提出。
4月25日	ドコモから、コルトからの意見書（4月17日付け）に対する意見書の提出。
5月11日	コルトから、ドコモからの意見書（4月25日付け）に対する意見書の提出。
5月19日	総務大臣から、コルトに対し、報告徴収。
6月9日	コルトから、総務大臣からの報告徴収（5月19日付け）に対する報告書の提出。
6月16日	総務大臣から、コルトに対し、報告徴収。
6月30日	コルトから、総務大臣からの報告徴収（6月16日付け）の一部に対し報告書の提出。
7月7日	コルトから、総務大臣からの報告徴収（6月16日付け）の一部に対し報告書の提出。
令和6年	
3月22日	総務大臣から、委員会に諮問（諮問第12号）。（⇒（4））
4月1日	委員会から、総務大臣に対し、裁定案に関する質問への回答提出依頼、ドコモ及びコルトに対し、裁定案に関する意

	見提出依頼。
4月15日	総務大臣から、裁定案に関する質問への回答、ドコモから、裁定案に関する意見、コルトから裁定案に関する意見の一部及び総務大臣への質問の提出。
4月19日	委員会から、総務大臣に対し、コルトからの質問（4月15日付け）への回答提出依頼、ドコモ及びコルトに対し、裁定案に関する追加質問への回答提出依頼。
4月23日	総務大臣から、コルトからの質問（4月15日付け）への回答の提出。
4月24日	ドコモ及びコルトから、裁定案に関する追加質問（4月19日付け）への回答として意見の提出。
4月26日	委員会から、総務大臣に対し、裁定案に関する追加質問への回答提出依頼、ドコモ及びコルトに対し、総務大臣からの回答（4月15日付け及び同月23日付け）を送付し、これらに対する意見提出依頼。
5月13日	総務大臣から、裁定案に関する追加質問（4月26日付け）への回答の提出、ドコモから、意見提出依頼（4月26日付け）に対する意見の提出、コルトから、意見提出依頼（4月1日付け）に対する残りの意見及び意見提出依頼（4月26日付け）に対する意見の提出。
5月14日	委員会から、総務大臣に対し、ドコモ及びコルトからの意見（いずれも4月15日付け、同月24日付け及び5月13日付け）を送付し、これらに対する意見提出依頼、ドコモに対し、総務大臣からの回答（5月13日付け）及びコルトからの意見（4月15日付け、同月24日付け及び5月13日付け）を送付し、これらに対する意見提出依頼、コルトに対し、総務大臣からの回答（5月13日付け）及びドコモからの意見（4月15日付け、同月24日付け及び5月13日付け）を送付し、これらに対する意見提出依頼。
5月24日	総務大臣及びドコモから、意見提出依頼（いずれも5月14日付け）に対する意見の提出。
6月14日	コルトから、意見提出依頼（5月14日付け）に対する意見の提出。
6月27日	委員会から、総務大臣に答申（電委第33号）。⇒（（5））
7月26日	総務大臣から、ドコモ及びコルトに対し、裁定について通知。（⇒（6））

(2) 申請における主な主張

コルトの電気通信設備との接続に関して、I S D N及びI P電話の区分毎にコルトがドコモから取得すべき金額（以下「本件金額」という。）について、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額とすべきとの裁定を求める。

(3) 答弁書における主な主張

本件金額について、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とすること自体を争うものではないが、コルトのネットワークの特性を考慮すべきであり、光I P電話の接続料並びに東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の加入電話の提供に用いる電気通信設備との接続に関する接続料を加重平均した額に調整を加えて算定した金額を採用すべき。

(4) 諮問

令和6年3月22日諮問第12号

諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第35条第3項の規定に基づき、株式会社NTTドコモから、C o l tテクノロジーサービス株式会社との電気通信設備の接続に関する裁定の申請があった。

よって、同法第160条第1号の規定に基づき、本件裁定について諮問する。

裁 定 案

株式会社NTTドコモ代表取締役社長 井伊 基之 から、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。）第35条第3項の規定に基づき、C o l tテクノロジーサービス株式会社との電気通信設備の接続に関して、協議が不調であったため、裁定の申請が行われた。

株式会社NTTドコモの申請及びC o l tテクノロジーサービス株式会社の答弁並びに両当事者からの意見について調査の結果、下記のとおり裁定する。

記

株式会社NTTドコモとC o l tテクノロジーサービス株式会社との電気通信設備の接続に関して、C o l tテクノロジーサービス株式会社が取得すべき金額のうち、株式会社NTTドコモが裁定を求めるものについては、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超

えない額で設定するものとする。

能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額の算定方法等については、次に掲げるとおりとする。

- ・ 各期間について、以下の長期増分費用（LRIC）モデルを用いることが適当である。
 - － 平成27年4月1日から平成31年3月31日までは当時のPSTN-LRICモデル（第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号。以下「接続料規則」という。）第6条第1項に基づき、接続料規則第4条の表2の項の機能（加入者交換機機能（同表備考2のイに掲げる機能を除く。）、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）等の機能に関する資産及び費用の整理に用いるプログラムとして、平成27年3月、平成28年3月、平成29年1月及び平成30年1月に、総務大臣から東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）に通知されたものをいう。）
 - － 平成31年4月1日から令和4年3月31日までは第8次IP-LRICモデル（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成31年総務省令第13号。以下「平成31年改正省令」という。）附則第4条第1項各号に掲げる場合に該当するかの検証の結果、平成31年改正省令附則第5条第1項に規定する方法の適用を受けることとなった場合において、平成31年改正省令附則第6条第2項において準用する接続料規則第6条第1項に基づき、平成31年改正省令附則別表第1の3の部分機能の区分の欄及び内容の欄に定める部分機能に係る単位費用の算定に用いる平成31年改正省令附則別表第1の機能の区分の欄及び内容の欄に定める機能に関する資産及び費用の整理に用いるプログラムとして、平成31年3月、令和2年1月及び令和3年1月に、総務大臣からNTT東日本・西日本に通知されたものをいう。）
 - － 令和4年4月1日から裁定の日までは、第9次IP-LRICモデル（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第9号。以下「令和4年改正省令」という。）附則第5条第2項の規定により読み替えて適用される接続料規則第6条第1項の規定に基づき、令和4年改正省令附則別表第2第2表の要素機能の区分の欄及び内容の欄に定める要素機能に係る単位費用の算定に用いる加入電話・メタルIP電話接続機能に関する資産及び費用の整理に用いるプログラムとして、令和4年3月、令和5年3月及び令和6年1月に、総務大臣からNTT東日本・西日本に通知されたものをいう。）
- ・ これらの長期増分費用モデルにより、全国的に十分な需要のある電気通信事業者の需要等に基づき計算された都府県の区域（Coltテクノロジーサービス株式会社の業務区域のもの）ごとの金額（別表参照）を基本として、Coltテクノロジーサービス株式会社の取得すべき接続料を設定すべきである。

以上

(以下 理由 (略))

(5) 答申

令和6年6月27日電委第33号

答 申 書

令和6年3月22日付け諮問第12号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

なお、理由は、別紙のとおりである。

記

1. 総務大臣の裁定案は、次の措置を行う場合には、妥当である。

次の1)又は2)のいずれかにより、株式会社NTTドコモ(以下「ドコモ」という。)の裁定申請に係る金額をC o l tテクノロジーサービス株式会社(以下「コルト」という。)が明確に取得し得るよう、両者の事情を勘案し、当該金額等を適切に明示すること

1) 裁定案の金額について、通信回数及び通信秒数ごとの金額を明示し、これに加えて、上記取得金額が算定可能となるような都府県ごとの通信回数及び通信秒数若しくはそれらの都府県ごとの比率又はそのいずれかの適切な推計値を示すこと

2) 裁定案の金額について、都道府県ごとの通信回数及び通信秒数の比率又はその適切な推計値を勘案して、コルトの電気通信設備に着信する通信全体の通信回数及び通信秒数ごとの金額を示すこと

2. 総務大臣においては、今後も多くの電気通信事業者において、電気通信設備との接続に関して取得すべき金額の算定で総務省の長期増分費用モデルを用いることがあり得ることを十分に見越して、電気通信設備との接続に関する政策の検証を行い、必要に応じてその見直しを行い、その中で、都道府県ごとの長期増分費用モデルを用いた金額について、支障が生じない範囲で可能な限り開示することを検討し、その検討結果により適切な措置を講じることを要望する。

別紙

第1 本件の経緯

総務大臣は、令和6年3月22日、当委員会に対し、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第160条の規定に基づき、法第35条第3項の規定によるドコモから申請のあったドコモの電気通信設備とコルトの電気通信設備との接続に関する裁定について諮問をした。その経緯及び諮問の概要は次のとおりである。

1 ドコモからの裁定申請

ドコモは、令和5年1月31日、総務大臣に対し、法第35条第3項の規定に基づき、コルトの電気通信設備との接続に関する協議が不調であるとして、ドコモの電気通信設備とコルトの電気通信設備との接続に関して、次の区分毎にコルトがドコモから取得すべき金額（以下「本件金額」という。）について、それぞれ能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額とすべきとの裁定申請を行った。

区分	適用
I SDN	コルトの総合デジタル通信サービス（以下「I SDN」という。）に関して、コルトのI SDN端末設備に着信する接続通信に適用する料金
I P 電話	コルトのI P 電話サービス（以下「I P 電話」という。）に関して、コルトのI P 電話端末設備に着信する接続通信に適用する料金

2 ドコモ及びコルトの主張

コルトは、上記の裁定申請内容に対して、本件金額について、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とすること自体を争うものではないとしている。

しかしながら、ドコモとコルトとの間では、その結果採用されるべき具体的な算定方法について、互いに異なる主張をしている。各々の主張には変遷があるが、本件諮問の直前には、ドコモは、その具体的な方法として、コルトにおいて接続に関して生じる実際の費用を元にすべきであるが、コルト側から適切な費用情報が得られないのであるから、近似的に、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）の接続約款における関門交換機接続ルーティング伝送機能又は光I P 電話接続機能の接続料（以下「光I P 電話の接続料」という。）をベンチマークとする算定方法の採用を主張するのに対して、コルトでは、同社のネットワークの特性を考慮すべきであり、その考慮の結果として、光I P 電話の接続料及びNTT東日本・西日本の加入電話の提供に用いる電気通信設備との接続に関する接続料を加重平均した額に調整を加えて算定した金額を採用すべきと主張している。

3 総務大臣における検討及び当委員会への諮問

総務大臣は、上記裁定申請を受理した後、令和5年2月1日、コルトに対して答弁書を提出する機会を付与し、同年3月3日、コルトは答弁書を提出した。さらに総務大臣は、ドコモに対して、同月6日、同月28日

及び4月18日の3回にわたり、コルトに対しても、3月13日、4月5日及び同月26日の3回にわたり、それぞれ意見書を提出する機会を付与し、ドコモからは3月13日、4月4日及び同月25日に、コルトからは3月27日、4月17日及び5月11日に、それぞれ意見書の提出があった。その後、総務大臣は、コルトに対して、5月19日及び6月16日の2回にわたり、法第166条第1項の規定に基づき報告を徴収し、コルトからは6月9日、同月30日及び7月7日に、それぞれ報告書の提出があった。

これらの後、総務大臣は、令和6年3月22日、当委員会に対して、本件裁定について、裁定案を示して諮問した。

4 当委員会の審議

令和6年3月22日に総務大臣から諮問を受けた当委員会は、同日、会議を開催し、総務省で本件諮問を担当する総合通信基盤局から諮問内容について説明を受けた。その上で、当委員会は、総務大臣及び両当事者から意見を聴取することとし、当委員会から各当事者に対して、次のとおり、質問への回答を含む意見の提出を求め、それぞれ提出を受けた。

- ① 同年4月1日に、総務大臣に対して裁定案に関する質問への回答を求め、また、両当事者の各々に対して裁定案に関する意見の提出を求めた。同月15日に、総務大臣からの当該回答、ドコモからの当該意見並びにコルトからの当該意見の一部及び裁定案に関する総務大臣への質問の提出を受けた。その後、5月13日に、コルトから当該意見の残りの提出を受けた。
- ② 4月19日に、総務大臣に対して上記①のコルトからの質問への回答を求め、同月23日に、総務大臣から当該回答の提出を受けた。
- ③ 同月19日に、両当事者の各々に対して裁定案に関する追加質問への回答を求め、同月24日に、両当事者の各々から当該意見の提出を受けた。
- ④ 同月26日に、総務大臣に対して裁定案に関する追加質問への回答を求め、5月13日に総務大臣から当該回答の提出を受けた。
- ⑤ 4月26日に、両当事者の各々に対して上記①及び②の総務大臣からの回答を送付し、これらに対する意見の提出を求めた。5月13日に、両当事者から当該意見の提出を受けた。
- ⑥ 同月14日に、総務大臣に対して上記①、③及び⑤のドコモの意見及びコルトの意見を送付し、これらに対する意見の提出を求めた。同月24日、総務大臣から当該意見の提出を受けた。
- ⑦ 同月14日に、ドコモに対して上記④の総務大臣からの回答及び上記①、③及び⑤のコルトの意見を送付し、コルトに対して上記④の総務大臣からの回答及び上記①、③及び⑤のドコモからの意見を送付し、各々これらに対する意見の提出を求めた。同月24日に、ドコモから、6月14日に、コルトから、各々当該意見の提出を受けた。

当委員会は、同年3月22日、5月30日、6月13日、同月20日から24日まで及び同月27日の5回にわたり会議を開催して審議を重

ね、本答申をとりまとめた。

第2 検討

1 裁定要件の充足性

第1の2で述べたとおり、本件金額について、ドコモとコルトとの間で、裁定申請で求められている結論である「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額」とすべきとの考え方には、一般論としては互いに相違があるわけではない。しかしながら、両者の間では、その意味する内容についての考え方が一致しておらず、その結果、本件金額を定める協議において合意がなされていない。このことから、裁定申請により裁定を求める本件金額について、これを定めるべき両者間の協定の細目について協議が調わないと認められ、この点において、法第35条第3項に定める裁定申請の要件は満たされると判断される。

2 裁定の内容

(1) 本件金額を「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額」とすることについて

① 本件裁定申請は、ドコモの電気通信設備とコルトの電気通信設備との接続に関して、コルトが取得しドコモが負担すべき金額のうち、コルトのISDNに関して、コルトのISDN端末設備に着信する接続通信に適用するもの及びコルトのIP電話に関して、コルトのIP電話端末設備に着信する接続通信に適用するものについて、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額とすべき」との裁定を求めるものである。

② 法では、電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額については、第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべきもの(接続料)及び第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべきものについて、具体的な規定を置いている。

すなわち、接続料については、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額に照らし公正妥当なものであること」を、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続約款の認可の要件の一つとして規定し(法第33条第4項第2号)、また、上記の第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額については、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものであるとき」には、総務大臣は、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、その接続約款を変更すべきことを命ずることができることとしている(法第34条第3項)。

このように、電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、接続の

当事者が取得し、又は負担すべき金額について、総務大臣がその決定に関与する場合、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額」を基準としているのは、その金額が能率的な経営の下における適正な原価・利潤を超える場合には、その金額を負担することとなる電気通信事業者の利用者に超過分の負担が転嫁されることとなり、利用者が必要以上に負担を求められてその利便を損なう上に、その金額を負担する電気通信事業者においては、競争上不利な立場に立つこととなり、電気通信事業の健全な発達が阻害されることになるからである。

- ③ 法では、電気通信設備との接続に向けた電気通信事業者間の協議において、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が強い交渉力を有し、優位な立場に立つことから、円滑な協議により合理的な条件で合意することが困難であると見て、上記の規定を設けているが、接続に関して取得し、又は負担すべき金額の如何によって電気通信役務の利用者や電気通信事業者がその利便性や公正競争条件の上で影響を受けることは、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備ではない電気通信設備との接続が行われる場合でも同様であり、こういった接続に関して総務大臣がその決定に関与する場合にも、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額」を基準とする考え方が採られるべきことは、異ならないと考えられる。

そういった意味で、総務大臣が、電気通信設備との接続に関し、平成30年1月16日に「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」を定め、その第1項において、接続に関し取得し、又は負担すべき金額（総務大臣の認可を経た接続料等ではないものに限る。）について、「当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする」と明示したことは、適正なものとして認められる。

- ④ 第1の2で述べたとおり、ドコモ及びコルトの各々においても、本件金額を「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額」とすることについて、異論がない。
- ⑤ 上記①から④までから、本件裁定において、総務大臣が、上記裁定方針に明示された考え方を踏襲して、本件金額を、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額」としたことは、裁定の内容として相当であると認められる。

(2) 本件金額の具体的な算定を総務省の長期増分費用モデルを用いて行うことについて

- ① 本件金額の具体的な算定においては、市場における状況が十分競争的である場合の能率的な経営において回収されるべき金額を算定するため、接続に係る電気通信設備に関する費用、資産、通信量等の数値を取得し、これらを使って適正に算定する方法を採用する必要がある。

これについて、総務大臣では、上記裁定方針の考え方を踏襲して、まず、コルトにおける実際の費用等の数値を採用してこれにより適正な金額を算定する方法を検討したが、この方法を採用するために必要な数値

が得られなかったことから、この方法では算定ができないものと結論づけ、次に、総務省の長期増分費用モデルを用いて、これに適宜の数値を入力して金額を算定する方法を検討し、この方法を採用することとし、総務省で開発した累次の長期増分費用モデルを使って算定する方法が適正であると結論づけている。

- ② ここで、総務大臣が採用することとする長期増分費用モデルは、接続に関して電気通信事業者が実際に使用している設備にとらわれず、その時点で市場で通常入手可能な最新の設備の使用を考慮して、接続に伴う通信量や回線数の増加に応じた適正な増加費用を基礎として、利用者料金で回収される金額を除いて、接続に関して取得し、又は負担すべき金額を算定するためのものである。これは、「能率的な経営の下における」原価等の水準、すなわち、接続に関する市場が十分競争的な場合にその市場で実現されると想定される増分費用の水準を算定しようという趣旨に出たものであるから、このモデルが、この目的にしたがって適正に構築されたものである限りは、これを使って算定することは妥当と認められる。
- ③ 本件金額の算定に用いている長期増分費用モデルは、総務省において、有識者によって構成される長期増分費用モデル研究会（第1次：平成9年3月から同11年9月まで。第2次：同12年9月から現在まで）を開催し、上記の趣旨により、多くの主要電気通信事業者の参画を得て、広くデータを収集して、都道府県の地域ごとに適切なネットワーク構成を想定し、広く意見募集した結果も踏まえて構築されたものから採用されている。裁定案において採用することとしている長期増分費用モデルは、平成27年度から令和6年度にかけて、年度ごとにその時点で入手可能な最新の設備と効率的なネットワークを考慮して構築されたものであり、接続に関して取得し、又は負担すべき金額を算定するためのものとして、中立的・客観的なものであり、現在考えられる最も精緻なものと認められる。これを用いて金額を算定していることとするのは、相当であると認められる。
- ④ ここにおいて、ネットワークの構築においては、各地域における特性が費用、資産及び需要に影響を与えることは当然であるから、その地域の特性が適切に反映されるモデルを採用し、本件に係る地域における費用、資産及び需要を考慮して金額を算定することとしていることは、適切と認められる。
- ⑤ また、本件金額の算定に当たって想定されているのは、地域の接続に関する市場が十分競争的な場合にその地域市場で実現されると想定される増分費用の水準であるから、その導出に当たり想定する需要を、コルトの実際の利用者の需要と一致させる必要もなく、総務大臣の裁定案で、上記のモデルで想定されるネットワークで効率的に対応される需要を想定することとしていることも、妥当性を欠くものではない。
- ⑥ 総務大臣の裁定案に関して、ドコモは、その本年4月15日付けの意見において、本件金額の算定を、コルトにおける実際の費用等の数値を採用してこれにより適正な金額を算定する方法が採られないことを不服とするものではないとしつつも、NTT東日本・西日本が「ひかり電話」サービスを提供する際に使用する電気通信設備との接続に関し

取得する接続料の原価となる費用等をベンチマークとして用いるべきとしている。ドコモでは、その主張の理由として、コルトがISDN又はIP電話の提供に当たって使用するネットワークが具備する機能がNTT東日本・西日本が「ひかり電話」サービスを提供する際に使用するネットワークの機能の多くと「同等」であることを挙げている。しかしながら、その「同等」性が仮に認められるとしても、この主張は、ドコモの主張するベンチマークにおいて想定される金額が、総務省の長期増分費用モデルの想定される金額よりも、能率的な経営において回収されるべき金額を算定するものとして優位性があるとする主張にはなっていない。また、ドコモでは、総務省の長期増分費用モデルを用いる場合でも、金額の水準が経年で低下する方法とするべきことを主張しているが、その所論には十分な理由の説明もなく、採用できない。

- ⑦ 総務大臣の裁定案に関して、コルトでは、その本年5月13日付けの意見において、原価算定資料を同社が追加提出する意向はないとし、総務大臣が本件金額の算定について「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」（平成30年1月16日）の第3項（「・・・原価等の算定のために、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いることとする。」）に基づいて判断することには異存がないとする。しかしながら、コルトは、総務大臣が年度ごとにその時点で適切な長期増分費用モデルを特定して、それらにより算定することとしたことに対しては、そうではなく、NTT東日本・西日本が長期増分費用モデルを用いて設定した接続料をベンチマークとすべきと主張し、その理由として、当該接続料が、NTT東日本・西日本の固定電話網の移行過程で瞬時に効率的なネットワークに移行できるわけではない事情が考慮されたことを挙げて、この事情が同社にも妥当するからだとして主張している。しかし、NTT東日本・西日本の接続料の算定で考慮された特殊事情は、主として、両社の多数のアナログ電話の利用者が円滑に新しいネットワークによるサービスに移行できないためにアナログ電話の提供に用いる電気通信設備の費用等を考慮する必要があったというものであり、本件金額が、アナログ電話ではなく、ISDNとIP電話の提供に用いる電気通信設備との接続に関して取得すべき金額であることを考えれば、NTT東日本・西日本における上記特殊事情がコルトにも妥当するものとは認めがたい。
- ⑧ 上記①から⑦までに鑑みて、総務大臣が平成27年度から令和6年度にかけて、年度ごとに採用する長期増分費用モデルを本件金額の算定に用いることとしていることは、妥当と認められる。

(3) 本件金額を都府県の区域ごとに算定した金額を基本として設定することについて

- ① ここにおいて、総務大臣の裁定案では、本件金額の設定を、コルトのISDN及びIP電話の業務区域が属する都府県の区域ごとに算定した金額を基本として行うものとしている。上記(2)で述べたように、ネットワークの構築では、各地域における特性が費用、資産及び需要に影響を与えることは当然であるから、その地域の特性が適切に反映されるモデルを採用し、本件に係る地域における費用、資産及び需要

を考慮して金額を算定することは、理論的に適切と認められる（ただし、これを実際に適用する場合の問題点については、（４）に論ずるとおりさらに考慮すべき事情がある）。それに加えて、当該業務区域が地域的に限定されたものであり、当該業務区域以外の地域の費用等は、むしろ本件金額の算定からは除外することの方が望ましいことを考えれば、本件裁定案が、上記のモデルの特性をいかし、コルトのＩＳＤＮ及びＩＰ電話の業務区域が属する都府県の区域ごとに金額を算定したことは、相当であると認められる。

- ② この区域ごとの算定については、ドコモは、本年５月２４日付けの意見において、コルトの営業区域を踏まえた料金となっていることは合理的であるとして、賛同する趣旨を述べている。
- ③ 他方で、コルトは、同月１３日付けの意見において、総務大臣の裁定案は、これまで公開・周知されていない数値を用いて本件金額を算定することになるものであり、市場における透明性と公平性を欠き、重大な問題があると主張している。これについては、上記裁定案における都府県ごとの金額が、本件諮問よりも前に公表されたことがないものであることは事実と確認されるが、およそ電気通信設備との接続に関して取得すべき金額が、その収受の必要な時点までに、妥当な費用等を基本として、必要な協議などを経て、算定されるものであることに鑑みれば、その算定に用いる数値がそもそも公表されているものとは限らないことは自明であり、公表された数値のみによって算定すべきであるとするには、理由がないと言わざるを得ない。また、公平性という点では、本件金額の算定に用いる長期増分費用モデルから導かれる数値へのアクセス可能性には、ドコモとコルトにおいて、異なる事情があるとは言えないから、この数値の利用をもって公平性を欠くことになるとも言えない。

コルトは、また、本年６月１４日付けの意見では、都府県の区域ごとの金額を基本とするのであれば、ＮＴＴ東日本・西日本のいわゆるＧＣ接続の接続料をベンチマークとすることが適切だと主張したが、そのいわゆるＧＣ接続は、都府県よりも遙かに細かい地域ごと（例えば、東京都内では、数十箇所ごと。）に接続する方法で、都府県の区域ごとの金額とすることとの関係を含め、その所論について理由の説明もなく、採用することはできない。

- ④ 上記①から③までに鑑みて、総務大臣の裁定案が、本件金額を都府県の区域ごとに算定した金額を基本として設定することについては、相当と認められる。

（４）本件裁定を実際にコルトがドコモから取得する金額を特定できるように行うことについて

- ① これまで、両当事者の間では、本件裁定申請に係るドコモの電気通信設備とコルトの電気通信設備との接続に関するコルトの端末設備に着信する接続通信について、着信する区域がどこかによらず、単一の単金（通信回数ごとに取得されるべき金額と、通信秒数ごとに取得されるべき金額との組合せ）に通信回数の総和及び通信秒数の総和を適宜乗じた金額によって仮払いが行われてきたことが示されている。これに

対して、本件裁定案で示された金額は、上述のように都府県ごとに設定され、通信回数ごとに取得されるべき金額と、通信秒数ごとに取得されるべき金額との組合せとなっている。

したがって、この金額によりコルトがドコモから本件金額を取得する（既に仮払いが行われている金額を考慮して精算することを含む。以下同じ。）ためには、本件裁定申請に係るドコモの電気通信設備とコルトの電気通信設備との接続に関するコルトの端末設備に着信する接続通信について、これまでのような通信回数の総和及び通信秒数の総和ではなく、着信する区域が属する都府県ごとの通信回数及び通信秒数（以下単に「都府県ごとの通信回数及び通信秒数」という。）又はその適正な推計値が確定されている必要がある。

あるいは、コルトがドコモから取得すべき金額の総額を確定させるために、都府県ごとの金額を用いるのではなく、従来のような通信回数の総和及び通信秒数の総和をしかるべき単金に乗じることで取得すべき金額の総額を求め、その総額を用いることとするのであれば、そのような方法での総額の導出が可能となるように、上記の単金（コルトの電気通信設備に着信する通信全体の通信回数及び通信秒数ごとの単金）を、都府県ごとの通信回数及び通信秒数の比率又はその適切な推計値を用いて求め、確定されている必要がある。

- ② 都府県ごとの通信回数及び通信秒数の数値は、ドコモ及びコルトの双方において記録されてきたものと考えられるが、ドコモは、直近の数値しか保持していないと述べている。また、コルトは、本年4月24日付けの意見において、当該数値を正確に算出するためのデータを保管していない旨を述べ、また、ドコモが保管する数値があったとしても、その正確性を検証することは困難であり、その数値に依拠することは不適當であると主張している。
- ③ こういった両当事者の意見に鑑みると、本件裁定案で示された内容だけでは、コルトが本件においてドコモから取得する金額を特定することは困難であることになる。
- ④ これに関して、ドコモでは、本年5月13日付けの意見において、本件裁定申請は、当事者が取得・負担すべき金額について裁定を求めるものであり、本裁定では、その金額の水準と具体的な精算方法まで裁定すべきである趣旨を述べているところ、これは、③のような状況にあることを念頭に、コルトがドコモから取得すべき金額について、実際に取得できるような金額と精算方法を裁定すべきであると主張しているものと理解できる。このドコモの意見について、総務省総合通信基盤局長は、同月24日付けの意見で、本件金額は裁定案で示した都府県の区域ごとの金額を基本として設定すべきであり、具体的な精算方法については、まずは、両当事者間が協議を行うべきものとの見解を示した。これは、本件裁定は、本件金額について、精算が実際にできるようにすることまでは求められていないとする主張を示したものだとして理解できる。
- ⑤ しかしながら、本件裁定申請は、コルトがドコモから取得すべき金額について裁定を求めるものであるから、本件裁定は、その取得が可能な金額について行うものでなければならぬと言わざるを得ない。し

たがって、上記③のような状況が明らかになったことに鑑みて、本件裁定は、両当事者の事情を適切に勘案し、次の1)又は2)のいずれかにより、明確に取得し得るような金額等を適切に明示するものである必要がある。

- 1) 裁定案の金額について、通信回数及び通信秒数ごとの金額を明示し、これに加えて、上記取得金額が算定可能となるような都道府県ごとの通信回数及び通信秒数若しくはそれらの都道府県ごとの比率又はそのいずれかの適切な推計値を示すこと
- 2) 裁定案の金額について、都道府県ごとの通信回数及び通信秒数の比率又はその適切な推計値を勘案して、コルトの電気通信設備に着信する通信全体の通信回数及び通信秒数ごとの金額を示すこと

(5) 電気通信事業者の電気通信設備との接続に関して当該電気通信事業者が取得すべき金額が長期増分費用モデルを用いて設定されることの政策的な含意について

- ① 本件裁定では、既に述べたように、総務大臣は、その平成30年の裁定方針に則して裁定を行うこととした結果、裁定申請に係る電気通信設備との接続に関してコルトが取得すべき金額として、市場における状況が十分競争的である中の能率的な経営において回収されるべき金額を算定するため、まず、コルトにおける実際の費用等の数値を採用してこれにより適正な金額を算定する方法を検討したが、必要な数値が得られず、この方法では算定できないものと結論づけて、総務省の長期増分費用モデルを用いて、これに適宜の数値を入力して金額を算定する方法を採用することとしたものであった。このことは妥当な結論であることを述べたが、このように、電気通信設備との接続に関して電気通信事業者が取得すべき金額の算定に当たり、必要な数値として実際の費用等が得られないことは、今後も生じ得るのであり、総務省の長期増分費用モデルを用いることは、今後も多くの電気通信事業者において選択肢となることが予想される。
- ② このことを考えると、総務大臣においては、今後も多くの電気通信事業者において、上記金額の算定において総務省の長期増分費用モデルを用いることがあり得ることを十分に見越して、電気通信設備との接続に関する政策の検証を行うことが有用であると考えられる。中でも、上記金額の算定の検討に資するために、都道府県ごとの長期増分費用モデルを用いた金額の算定結果を開示することは、多くの電気通信事業者にとって、上記金額の算定に当たっての選択肢の一つについて予見性を与えることになり、効率的な電気通信設備の接続を促進し、ひいては、電気通信役務の利用者にとっての便益となるものと考えられる。
- ③ ただし、他方で、これまで行われていなかった都道府県ごとの長期増分費用モデルを用いた金額の算定結果を開示することが、仮に、そのインプットデータを事実上推知させることになるなどにより、そのデータを提供した電気通信事業者の利益を損なうこととなり、ひいては長期増分費用モデルの適正な構築を損なうことがあっては、かえって、効率的な電気通信設備の接続を進めることが困難になりかねない

点に留意する必要がある。

- ④ したがって、総務大臣においては、上記の検証と政策の見直しを行う中で、都道府県ごとの長期増分費用モデルを用いた金額の開示について、上記③で示したような支障が生じない範囲で可能な限り開示することを検討し、その検討結果により適切な措置を講じることを要望する。

(6) その他

総務大臣の裁定案では、上記の他、いわゆるトラヒック・ポンピングに関する言及がなされている。トラヒック・ポンピングとは、典型的には、音声通話を提供するために締結される電気通信事業者間の接続協定において実現する電気通信設備との接続に関して取得する金額につき、これを取得する電気通信事業者が、当該金額の取得額を増大させるような接続通話の通信量の増加に対して当該接続通話を発信する利用者に金員を支払う契約（着信インセンティブ契約）を当該利用者と締結することで、通信量の増加が引き起こされることを指すものと説明されている。

両当事者からは、ドコモの電気通信設備とコルトの電気通信設備との接続に関し、コルトのISDN端末設備に着信する接続通信又はコルトのIP電話端末設備に着信する接続通信においてコルトがトラヒック・ポンピングを惹起した行為の存否に関する主張も行われていたが、総務大臣の裁定案にもあるとおり、裁定申請において、本件に関する主張の是非の判断は求められておらず、本答申においてもそれについて判断するものではない。

ドコモにおいては、本年5月13日付けの意見において、本裁定では、本件金額の水準がトラヒック・ポンピングを惹起する可能性がないかを検討すべき旨の主張をしているが、トラヒック・ポンピングや不適切な着信インセンティブ契約が行われないようにすることは、別途、総務大臣の施策において適切に進められるべきものである。総務大臣は、裁定案においてその従来の施策を説明し、また、本年6月11日付けの説明資料においても、その後の施策について説明を行っているところ、裁定においては、これらについて必要に応じて適切に説明がなされることで足りるものとする。

第3 結論

以上から、総務大臣の裁定案は、次の措置を行う場合には、妥当である。

次の1)又は2)のいずれかにより、ドコモの裁定申請に係る金額をコルトが明確に取得し得るよう、両者の事情を勘案し、上記金額等を適切に明示すること

- 1) 裁定案の金額について、通信回数又は通信秒数ごとの金額を明示し、これに加えて、上記取得金額が算定可能となるような都道府県ごとの通信回数及び通信秒数若しくはそれらの都道府県ごとの比率又はそのいずれかの適切な推計値を示すこと
- 2) 裁定案の金額について、都道府県ごとの通信回数及び通信秒数の比

率又はその適切な推計値を勘案して、コルトの電気通信設備に着信する通信全体の通信回数及び通信秒数ごとの金額を示すこと

また、総務大臣においては、今後も多くの電気通信事業者において、電気通信設備との接続に関して取得すべき金額の算定で総務省の長期増分費用モデルを用いることがあり得ることを十分に見越して、電気通信設備の接続に関する政策の検証を行い、必要に応じてその見直しを行い、その中で、都道府県ごとの長期増分費用モデルを用いた金額について、支障が生じない範囲で可能な限り開示することを検討し、その検討結果により適切な措置を講じることを要望する。

(6) 裁定についての通知

令和6年7月26日総基料第126号

ア 株式会社NTTドコモあて

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第35条第3項の規定に基づき、令和5年1月31日付けで貴社より申請のあったC o l tテクノロジーサービス株式会社との電気通信設備の接続に係る裁定申請について、別添のとおり裁定したので、同条第6項の規定に基づき通知します。

（以下略）

別添

裁 定

株式会社NTTドコモから、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第35条第3項の規定に基づき、C o l tテクノロジーサービス株式会社との電気通信設備の接続に関して、協議が不調であったため、裁定の申請が行われた。

株式会社NTTドコモの申請及びC o l tテクノロジーサービス株式会社の答弁並びに両当事者からの意見についての調査の結果並びに令和6年6月27日に電気通信紛争処理委員会から受けた答申の内容を踏まえ、下記のとおり裁定する。

記

株式会社NTTドコモとC o l tテクノロジーサービス株式会社との電気通信設備の接続に関して、C o l tテクノロジーサービス株式会社取得すべき金額のうち、株式会社NTTドコモが裁定を求めるものについて

は、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額で設定するものとする。

能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額の算定方法等については、次に掲げるとおりとする。

- ・ 各期間について、以下の長期増分費用（L R I C）モデルを用いることが適当である。
 - － 平成27年4月1日から平成31年3月31日までは当時のP S T N－L R I Cモデル（第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号。以下「接続料規則」という。）第6条第1項に基づき、接続料規則第4条の表2の項の機能（加入者交換機能（同表備考2のイに掲げる機能を除く。）、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）等に関する資産及び費用の整理に用いるプログラムとして、平成27年3月、平成28年3月、平成29年1月及び平成30年1月に、総務大臣から東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）に通知された手順をいう。）
 - － 平成31年4月1日から令和4年3月31日までは第8次I P－L R I Cモデル（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成31年総務省令第13号。以下「平成31年改正省令」という。）附則第4条第1項各号に掲げる場合に該当するかの検証の結果、平成31年改正省令附則第5条第1項に規定する方法の適用を受けることとなった場合において、平成31年改正省令附則第6条第2項において準用する接続料規則第6条第1項に基づき、平成31年改正省令附則別表第1の3の部分機能の区分の欄及び内容の欄に定める部分機能に係る単位費用の算定に用いる平成31年改正省令附則別表第1の機能の区分の欄及び内容の欄に定める機能に関する資産及び費用の整理に用いるプログラムとして、平成31年3月、令和2年1月及び令和3年1月に、総務大臣からNTT東日本・西日本に通知された手順をいう。）
 - － 令和4年4月1日から裁定の日までは、第9次I P－L R I Cモデル（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第9号。以下「令和4年改正省令」という。）附則第5条第2項の規定により読み替えて適用される接続料規則第6条第1項の規定に基づき、令和4年改正省令附則別表第2第2表の要素機能の区分の欄及び内容の欄に定める要素機能に係る単位費用の算定に用いる加入電話・メタルI P電話接続機能に関する資産及び費用の整理に用いるプログラムとして、令和4年3月、令和5年3月及び令和6年1月に、総務大臣からNTT東日本・西日本に通知さ

れた手順をいう。) これらの長期増分費用モデルにより、全国的に十分な需要のある電気通信事業者の需要等に基づき計算された都府県の区域(C o l tテクノロジーサービス株式会社の業務区域のもの)ごとの金額及び比率(別表参照)を基本として、C o l tテクノロジーサービス株式会社の取得すべき接続料を設定すべきである。

以上

(以下 理由 (略))

イ C o l tテクノロジーサービス株式会社あて

電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第35条第3項の規定に基づき、令和5年1月31日付けで株式会社NTTドコモより申請のあった貴社との電気通信設備の接続に係る裁定申請について、別添のとおり裁定したので、同条第6項の規定に基づき通知します。

(以下略)

別添

(株式会社NTTドコモあて通知と同じ。略)

第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等

第1章 政策担当部局からのヒアリング等

委員会は、急速に変化しながら発展を続ける電気通信分野の市場環境や政策動向等を平素から十分に把握し、具体的な紛争事案の提起に備える必要がある。

このため、令和6年度には、委員会において次のとおり、政策担当部局から関係分野に関する情報収集等を行った。

政策担当部局からのヒアリング

1 令和6年7月30日 第244回委員会

総合通信基盤局から「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン（案）」について説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン（案）」について、資料に基づき説明があった。

➤ ガイドラインの目的

昨今、音声伝送役務に係る接続において、携帯電話事業者が提供する「かけ放題サービス」を利用して、意図的に接続料収入を得ようとする「トラヒック・ポンピング」が発生していると指摘されており、このような行為を抑止するとともに、「トラヒック・ポンピング」において見られる「着信インセンティブ契約」に関する業務改善命令の適用の考え方を示すものである。

➤ トラヒック・ポンピングの禁止

トラヒック・ポンピングはトラヒックの量を意図的に増大させ、他の電気通信事業者の業務への影響のほか、ネットワークの輻輳等の問題を発生しかねず、電気通信の健全な発達や利用者の利益の保護などの公共の利益を著しく阻害するおそれがある。このため、トラヒック・ポンピングを発生させるおそれのある、以下のような典型的な不適切な着信インセンティブ契約については、業務改善命令の要件に該当し得る。

(1) 接続協定において料金を定めることとされている電気通信事業者の合意のない他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約

(2) 接続する他の電気通信事業者の契約約款に違反する行為を助長する蓋然性の高い着信インセンティブ契約

➤ その他

総務省は、着信インセンティブ契約の締結状況や電気通信事業者間の協

議の状況について注視するとともに、今後、必要に応じて本ガイドラインの見直しや所要の行政上の対応を行っていくこととする。

委員会等の主な質問・コメント等

<委員会>

- 【1】 業務改善命令の要件に該当し得る「接続協定において料金を定めることとされている電気通信事業者の合意のない他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約」について、この契約により需要の把握が難しくなるという実質的な理由は理解するが、接続協定において、需要の把握をさせる義務が書いてあることは普通ないと思う。具体的にどの部分が不適切と考えているのか。
- 【2】（【1】に関連して、）需要が変化することによって将来の料金設定が影響を受けると思うが、これについては、現在の料金設定のみならず、将来の料金設定の在り方も含めて考えているのか。
- 【3】 本ガイドライン（案）は、着信インセンティブ契約を締結していることを前提としたトラヒック・ポンピングのみを対象としているのか。

<担当部局>

- 【1】 発信側事業者と着信側事業者の間で利用者料金の設定権は発信側事業者にあると協定で合意したにも関わらず、発信側事業者の同意を得ることなく、発信側利用者に発信量に応じた金員を支払うことは、利用者料金に一部関与しているものと考えられ、これが接続協定に反すると考えられる。利用者料金が金員のやりとりを通じて実質的に変化し、この結果として、需要の把握が困難となる。
- 【2】 急にトラヒックが増加したり、それが継続したりすることになれば、それに応じて料金も変化し、場合によってはサービスの停止にも繋がるため、将来に影響するものも対象としている。
- 【3】 本ガイドライン（案）は着信インセンティブ契約を前提としたトラヒック・ポンピングに関するものが対象。今後、着信インセンティブ契約を介さないトラヒック・ポンピングが起きてくれば、改めて必要な措置を考えていきたい。

2 令和6年10月8日 第245回委員会

総合通信基盤局から「接続料の算定等に関する研究会第八次報告書の概要」について説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

「接続料の算定等に関する研究会」第八次報告書について、資料に基づき概要の説明があった。

- ① 「トラヒック・ポンピング」への厳正な対処
トラヒック・ポンピングに関する調査結果を踏まえ、着信インセンティブ契約の接続ルール上の取扱い等を検討したことについて説明があった。
- ② モバイル接続料のさらなる適正化の推進
モバイル接続料費用配賦WGにおいて、音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦見直し、見直しの適用時期、激変緩和措置等について検討したこと及び令和5年度届出接続料の検証を踏まえて、予測値の算定方法や原価等の適正性の確保について検討したことについて説明があった。
- ③ 卸電気通信役務の適正性の確保（卸検証ガイドラインに基づく検証）
接続との代替性が不十分とされているNTT東日本・西日本の光サービス卸及び接続との代替性評価を保留されているMNO3社のモバイル音声卸について検証をしたことについて説明があった。
- ④ 卸電気通信役務の適正性の確保（特定卸電気通信役務等の協議の適正化）
改正電気通信事業法（令和5年6月施行）において導入された特定卸電気通信役務制度等について、料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況、卸元事業者・卸先事業者間の協議状況、制度関連事項等を検証したことについて説明があった。
- ⑤ MNOとMVNOの間のイコールフットイングの確保（モバイルスタックテスト）
モバイルスタックテスト指針に基づき、MVNOから要望が寄せられたサービス等について、本件検証を行う合理性を議論したうえで、検証対象を決定し、MNOによる検証を実施したこと及びその結果について、その妥当性を確認したことについて説明があった。
- ⑥ 5G（SA方式）時代におけるネットワーク機能開放の推進
5G（SA方式）のネットワーク構成を踏まえた機能開放について、その協議状況を確認するとともに、今後の接続ルール等を検討したことについて説明があった。
- ⑦ 第一種指定電気通信設備に係る接続関連システム経費の適正性の向上
第一種指定電気通信設備の接続料原価に含まれるシステム関連経費の透明性の確保の在り方について、実態を確認したうえで具体的に開示する情報について検討したことについて説明があった。
- ⑧ 加入光ファイバ等の提供遅延の改善
NTT東日本・西日本の加入光ファイバの提供遅延の実態等を確認したうえで、必要な対策を検討したことについて説明があった。
- ⑨ 市場変化に対応した外国政府等との協定等に関する見直し

電気通信事業法第40条に基づく外国政府等との協定等の認可について、その対象の見直し等を検討したことについて説明があった。

委員会等の主な質問・コメント等

<委員会>

【1】 第一種指定電気通信設備に係るシステム関連経費等の透明性確保について、接続料原価に含まれる関連経費は、各社の営業秘密として比較的その開示を求めるのが難しいという理解であるが、今回はどの程度の開示が想定されているのか。

【2】（【1】に関連して、）開示される情報は4つ（開発・改修に係る想定機能数、機能ごとの想定費用及び接続料への想定影響額/影響期間、機能ごとの想定費用・接続料への想定影響額の確定額、開発の規模に関する情報・想定ライン数）とのことだが、接続料原価に含まれる関連経費とは、この4つが基本となるのか。

<担当部局>

【1】 営業秘密と情報開示はトレードオフの関係にあることを踏まえて検討した。開示する情報は、開発・改修に係る想定機能数、機能ごとの想定費用及び接続料への想定影響額/影響期間、機能ごとの想定費用・接続料への想定影響額の確定額、開発の規模に関する情報・想定ライン数の4つを明記することが適当であるとした。

【2】 基本的には、先に挙げた4つの情報を開示してもらう。ただし、開示する情報については、機能ごとに十分に細分化された費用を示すことができるか等の状況や、接続事業者の意見を踏まえて、今後も必要に応じて見直しをしていくこととしている。

3 令和6年11月18日 第246回委員会

総合通信基盤局から「電気通信事業分野における市場検証（令和5年度）年次レポート」について説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

以下について、資料に基づき報告の概要説明があった。

1. 電気通信事業分野における市場検証の概要
2. 電気通信事業分野における市場動向の分析結果
市場動向の分析にかかる重点的検証に関する項目として①及び②、定期的・継続的に行っている実態把握の項目として③から⑥までについて検証を実施。
 - ① 固定系ブロードバンド市場を巡る市場環境の変化の影響（重点的検証項目）
 - ② 音声通信を巡る市場環境の変化の影響（重点的検証項目）
 - ③ 移動系通信市場
 - ④ 固定系通信市場
 - ⑤ 法人向けサービス市場
 - ⑥ 研究開発競争の状況把握
3. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認結果
事業法に基づく禁止行為規制や、これまでの各関係事業者に対する各種要請文書で記載された検証項目に基づき、次に掲げる検証を実施。
 - ① 客観的・定量的なデータ等に基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証（重点的検証項目）
 - ② 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認
 - ③ NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認
 - ④ 情報漏えいリスク、国際情勢を踏まえたサービス提供継続に対するリスク、その他の各事業者において重要リスクとして定めるものへの対応等のモニタリング
 - ⑤ 未指定事業者に対するグループ内事業者への優先的な取扱い等についての把握・検証
4. その他、令和6年度市場検証の実施スケジュール、令和6年度における市場検証に関する年次計画の概要

委員会等の主な質問・コメント等

<委員会>

- 【1】固定系ブロードバンドの市場で、個人向けはF T T Hアクセスサービスとワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の間に代替性があると認識され、法人向けは代替性があるとまで認識されていないという結果になったのはなぜか。

- 【2】 今後、無線の安定性が改善されれば、法人向けも、代替性を感じるような結果になることも予想されるのか。
- 【3】 重点的な検証の対象として、固定系ブロードバンド市場を巡る市場環境の変化の影響と、音声通信を巡る市場環境の変化の影響を選んだ理由は何か。また、その変化について、比較的長いスパンで考える場合と、短いスパンで考える場合があるが、区別して検討しているか。
- 【4】 モニタリングについて、上場企業以外にも広げていく計画はあるか。
- 【5】 (【4】に関連して、) 例えばNTTの場合、内部監査や様々な外部監査等も行っているが、その状況や結果を利用して最終的な結論を導き出しているのか。
- 【6】 個人向けの音声通話について、LINEを代替的と認識しているという結果が出ているが、なぜLINEに偏っているのか等分かったことはあるか。
- 【7】 研究開発競争の状況把握について、どのような形であれば研究開発競争が適正と判断しているのか。
- 【8】 NTTの研究成果を用いて実用化開発をしている事業会社には、NTTの関係会社のみならずソフトバンクやKDDI、楽天なども含まれるのか。
- 【9】 ウェブモニターによるアンケート調査ではサンプルバイアスがかかっている可能性があることを意識したほうがよい。国内には日本国籍でない方も多くいて、ウェブのモニター登録している方へのアンケート調査では把握が難しいのではないか。本当の意味での日本の電気通信市場というものをどう把握していくかについて、中長期的に検討していく体制等をどのように考えているか。
- 【10】 元々NTTの基礎研究については、完全にオープンにするということではなかったと思う。どういった理由で今回の法改正によりNTTの義務が外れたのか。
- 【11】 NTTとソフトバンクや楽天、KDDIは川下で開発競争をしていると思うが、公平な立場にあると考えるか。
- 【12】 MVNOもシェアが少しずつ増えてきており、今後、MNO3社が市場の大半を占める状況から変化していくということであるが、見通しの根拠があれば教えていただきたい。

<担当部局>

- 【1】 個人向けについては、法人ほどサービスの安定性を重視していないということなどが考えられる。
- 【2】 無線の品質、サービスの安定性向上により、用途に応じて、部分的に代替性が認識される傾向になると考えている。

- 【3】固定系ブロードバンドには、その提供に当たって無線を活用するサービスが新しく出てきており、そういった無線の活用が市場に与える影響を検証しておくことが、今後の市場の分析や競争の評価において重要になるのではないかと考え、重点的検証項目に設定している。音声通信については、ウェブ会議ツールやアプリケーションによる音声通話サービスが出てきていることに加え、特に固定電話に関しても、一部ワイヤレス・無線を使いつつ、固定電話のように使えるというサービスが出てきており、それが市場に与える影響を分析したいと考え、設定している。スパンについて、今回は短期的なスパンで検証をしているが、今後テクノロジーが変化していけば状況も変わることもあり得るので、継続的な分析が必要な場合は、短期的に見つつも、長期的なスパンでも変化を見ていくという両面で分析することになると考えている。
- 【4】現時点ではすぐに拡大する予定はないが、状況を見つつ、必要があれば、対象を拡大していくことも含めて検討していきたい。
- 【5】各社において行われている内部監査の結果をヒアリングしている。事業者ごとに特徴もあるため、他社の優良事例を他の会社にどのように取り込んでいけば業界全体としていい方向にいくのかという観点でモニタリングを行っている。
- 【6】国内では、LINEの音声通話機能を使う方が相当数いるため、このようなアンケート結果となったが、特にLINEに限定して聞いているわけではない。今後、ほかの海外系のアプリも日本市場の中で使われる数が増えていけば、この結果も変わる可能性がある。
- 【7】本年4月のNTT法の改正により研究成果の推進や、研究成果の普及の責務が撤廃されたため、研究開発競争はどういった形が適正かは、その前後で整理を変えていく必要がある。令和6年度の検証の中で、どのように進めていくのかを検討していく。
- 【8】成果を用いて実用化開発を行っているという事業者会社というのは、NTTグループの事業会社である。
- 【9】アンケートには一定の限界があることも踏まえ、正確に市場の全体の状況を調査する必要があるという場合には、国内向けにサービスを提供している外国の事業者も含めて、法令に基づいて様々な情報を報告していただくことも含めて検討していきたい。
- 【10】法律に基づく責務規定は撤廃し、会社の経営判断において、迅速かつ効率的なやり方をしていただくことが、これからの国際競争の中でもいいのではないかという審議会での議論の結果も踏まえ、法改正を行った。
- 【11】NTTと他の事業者とで異なる部分が一定程度あることを考える必要があるというのはご指摘のとおり。他方で、NTTが電電公社から承継したことが、これからBeyond 5G、6Gといった研究開発を進めるときにど

こまで競争上有利に働くのかは、冷静に分析をする必要があるため、ケース・バイ・ケースでしっかりと見ていくことが必要と考えられる。

【12】 経年的な推移を見ると、MVNOのシェアも増加傾向が続いている。制度面においては、大手のMNOに対してはネットワーク設備をほかの事業者に開放するためのルール整備もかなり進んでいる状況にある。これらを踏まえると、MVNOのシェアは今後も一定程度は増えていくことが考えられ、MNO 3社が市場の大半を占める状況が変化していくと考えられる。

4 令和6年12月16日 第247回委員会

総合通信基盤局から「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方最終答申(案)」について説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申(案)」について、資料に基づき概要説明があった。

本件は、2023年8月に情報通信審議会に諮問され、議論が行われてきたもので、2024年2月の第一次答申において「速やかに実施すべき事項」として整理された事項は、NTTの研究開発に関する責務の廃止や外国人役員規制の緩和などを盛り込んだ改正NTT法(2024年4月施行)において措置済み。今回は、第一次答申で「今後更に検討を深めていくべき事項」として提言されたユニバーサルサービス、公正競争、国際競争力、経済安全保障などの事項について、引き続き議論が行われ、最終答申(案)として取りまとめられたもの。

主に以下について説明があった。(特に、委員会の所掌と関係が深い項目は、「公正競争の確保の在り方 関係」のうち「線路敷設基盤の開放の促進等の在り方」及び「ユニバーサルサービスの確保の在り方 関係」となっている。)

➤ 公正競争の確保の在り方 関係

1. 公正競争の確保に関する基本的な考え方
2. NTT東西の通信インフラの在り方
3. NTT東西等の業務の在り方
4. NTTグループに関する公正競争の確保の在り方
5. ネットワークの開放の促進等の在り方
6. 線路敷設基盤の開放の促進等の在り方

鉄塔等のみを建てるインフラシェアリング事業者は電気通信事業者に該当せず、現状では鉄塔等を建てる際に土地や建物を使用する公益事業特権が付与されないため、インフラシェアリング事業者についても、総務大臣の認定を受ければ公益事業特権を付与することが適当としている。ただし、付与する際の条件として、鉄塔等が回線設置事業に利用されることや、回線設置事業者が鉄塔等を利用する場合の適正性や公平性、安定性等を担保することのほか、インフラシェアリング事業者の貸出条件や料金に係る争いが生じた場合について、委員会のあっせん・仲裁等の対象とすることが適当としている。

7. 市場環境の変化を踏まえた電気通信事業に関する制度の在り方

➤ ユニバーサルサービスの確保の在り方 関係

ブロードバンドは、未整備地域の解消等が課題であり、ブロードバンドを提供する責務を担う者がいない状況である。これを踏まえた取組として、最終保障提供責務(他事業者が提供していない地域において利用希望者に対し提供する責務)を新設することが適当としており、その責務の担い手が近隣の事業者設備の貸出し等の協力を求めた場合には、その協議に応じる義務を課し、この協議に応じない場合や、協議に応じても条件や料金に争いが生じる場合について、委員会のあっせん・仲裁等の対象とす

ることが適当としている。

電話についても、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに追加した上で、NTTの負っている電話のあまねく提供責務を最終保障提供責務に見直すことが適当としており、近隣事業者の協議応諾義務等はブロードバンドと同様とすることが適当としている。

委員会等の主な質問・コメント等

<委員会>

- 【1】 インフラシェアリング事業について、携帯事業者1社が鉄塔を建て、他の会社に使わせること、合弁会社をつくり、インフラシェアリング事業者にする、不動産事業者等の全く通信に関係ない事業者が鉄塔を建てて複数の通信事業者に使わせること、これら全てが想定されているのか。
- 【2】 ユーザーはハードとして端末を常に持ち続けるが、ネットワークの仮想化・クラウド化により、バックグラウンドは段々と物理的な設備からクラウドを含めたネットワークに移行していくと思う。そうなった場合、設備がなくなっていくのか、それとも設備に対するアクセス方法が課題になるのか。
- 【3】 国際競争力や経済安全保障については、最先端の技術を持っていないとその保持が難しくなると思う。このため、NTTなどが研究開発を牽引したほうが、国際競争力や経済安全保障に関与できると考えるが、今後の検討の方向性はどうか。

<担当部局>

- 【1】 いずれのパターンも想定されているが、非電気通信事業には公益事業特権が付与されないため、制度整備の要望があったもの。インフラシェアリング会社が回線設置事業者にインフラを貸し出す際に、適正・公平な利用が図られるよう、貸出条件等、しっかり義務付けを行った上で制度整備することとしたい。
- 【2】 物理的な回線設備やルーターは、当然今も今後も必要であるが、これからのルーター等は非常に汎用的な設備となり、用途によって使う機能を変えることができる。例えば、クラウド事業者から機能を借りて、状況に応じてルーター等の使う機能を変えるなど、設備そのものと機能で分かれることが想定される。
- 【3】 NTTの研究開発の責務は2024年4月に廃止したが、本来業務として基礎研究をやらなければならない位置付けは変わっていない。他事業者や他業種は基礎研究所をなくして基礎的な研究を実施していない中で、NTTがこれまでの蓄積を生かして基礎研究を行っていくことは必要と考えている。

5 令和7年2月18日 第248回委員会

総合通信基盤局から「携帯電話の基地局整備等」について説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

委員会の行うあっせん・仲裁について、電波法においては、①無線局の開設又は無線局に関する事項の変更による混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約に関する紛争、②終了促進措置に関する契約に関する紛争が対象とされていること、また、委員会の行う紛争処理の対象としてインフラシェアリングに関する対応の追加が検討されていることから、5Gの携帯電話の基地局整備を取り巻く最新の動向について、資料に基づき説明があった。

主な内容は以下のとおり。

- 5Gのカバレッジ拡大と3つの特徴（超高速、超低遅延、多数同時接続）を実現するため、現在、幅広い周波数帯を活用して5Gの整備が進められている。
- 令和5年度末時点の5Gの基地局数は、事業者ごとにばらつきはあるものの、総数としては約26万局。人口カバー率は、携帯キャリア4者（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル）を重ね合わせると98.1%。
- 携帯電話用周波数の割当においては、開設指針に照らして、絶対審査（最低限の要件を満たしているか）、（申請が複数の場合は）比較審査を実施。
- 新たに開設する無線局の免許時の審査に当たっては、既設の無線局に混信を与えることのないように、既設の無線局の免許人と周波数の共用について合意していることを審査項目の1つとしている場合がある。
- 終了促進措置について、直近ではソフトバンクに対して既存利用者がいる周波数帯（4.9GHz）を割当てており、この際の絶対審査基準においては、既存無線局の移行に最低限必要な金額を確保できること、「終了促進措置に関する計画が、開設指針第5項の規定（終了促進措置の実施すること、既存登録人等と終了促進措置の内容について協議を行うこと等）を順守していること等が定められている。
- 5Gの周波数の特性上、より多くの基地局整備が必要となるため、インフラシェアリングの重要性が高まっている。
- 日本は諸外国と比較するとインフラシェアリングの導入率が低いですが、昨今はインフラシェアリングに事業として参入する企業も増えてきている。
- 総務省では、補助事業や国有・公有施設等の活用、ガイドラインの策定等の施策を実施して、インフラシェアリングの取組を後押ししている。また、携帯電話事業者により構成されている（公社）移動通信整備基盤協会と民間インフラシェアリング事業者が協力・連携して5Gインフラ整備の促進を行っていくような取組も始まっている。

委員会等の主な質問・コメント等

<委員会>

- 【1】直近のソフトバンクに対する周波数割当てにおける終了促進措置に関する審査基準は、当事者の合意よりもある程度決められた基準に該当するかどうかの内容となっているように思うが、例えば、既存無線局の所有者に対して、譲渡金等に関するやりとりは発生するのか。
- 【2】現在、5GHz帯無線アクセスシステムについては公的な機関が保有しているケースも多いと思うが、この移行に当たっては災害時のアクセスポイント等、公的な必要性といった観点からの配慮も必要と思う。これについては総務省において判断をしていくのか。
- 【3】(公社)移動通信基盤整備協会と民間シェアリング事業者による5Gインフラシェアリングの協力整備について、民間の事業者も含めてある種の競争を促進する必要性もある一方で、共同でインフラを整備する側面もあり、どのようなバランスでやっているのか。
- 【4】民間シェアリング事業者が設備を携帯電話事業者に貸し出す場合において、その貸出条件は取引の自由により自由に設定できるという考え方がある一方で、一般消費者向けに通信を提供する事業者であれば同じ条件で公平に使わせるべきという考え方もある。これについては国としてどのような考え方を取っていくのか。
- 【5】インフラシェアリングについて、事業者間の調整の難しさ等のデメリットや問題点はあるか。
- 【6】欧米におけるインフラシェアリングの導入率はどうか。
- 【7】携帯電話事業者が子会社をつくってインフラシェアリング事業に参入することも可能なのか。
- 【8】インフラシェアリング事業者が日本では非常に少ないため、国としてはこれを推進していきたいというスタンスなのか。また、事業者からすると5Gを個別に整備するよりも共同で整備したほうが効率的なのか。

<担当部局>

- 【1】周波数移行に当たっての設備の取得や工事等の費用を、新たに周波数を割当てられる携帯電話事業者が負担することについて、協議の上、一件一件合意していただく必要がある。移行する免許人が1者であれば比較的協議は簡単だが、多数の免許人がいる周波数帯においては、相手方が多数ということに加え、必ずしも無線システムに明るくない方も含まれていることから、丁寧に協議をして合意していくことが必要と考えている。
- 【2】直ちに現在使われている無線システムが使えなくなるわけではなく、10年後に使用期限を設けている。国としては、10年後までに移行するという方針を既存登録人に対して複数回周知しており、当該周波数帯を携帯電話に割当てていくという大きな方針について、理解を得た上でこれまで進めてきたところ。

- 【3】 そのバランスは難しい点と認識している。現在、民間のインフラシェアリング事業者の事業が拡大している状況で、これまで携帯電話事業者が共同で整備してきたエリアについてもビジネス領域となっており、それぞれの利害対立や、協力していく必要性が認識され始めた段階と承知している。
- 【4】 現状では、例えばどこを協調領域とみるか、競争領域とみるかが刻々と動いているような状況であり、明確な線引きがないため、これから国も含めた共通認識が醸成されていくと考えている。事業の発展や電波の適正な監理の観点からも、よく検討していくべき課題と認識している。
- 【5】 インフラシェアリングを利用する携帯電話事業者をしっかりと確保できるか、事業者を複数者確保できていない段階において、シェアリング施設を整備するリスクをどれくらい取れるか等は1つの調整要素としてあると考えている。
- 【6】 欧米においても、インフラシェアリングのシェアは一般的に高くなっている。
- 【7】 子会社がインフラシェアリング事業に参入することは可能。事業者同士が共同で会社を設立し、5Gを整備していく動きもある。
- 【8】 国としては様々な後押しの策も設けており、推進している立場にある。5Gは周波数の特性上、多くの基地局の整備が必要となるため、共同で整備することにより、事業者として設備投資を減らせるメリットがあると理解している。

委員会における施設視察

令和7年3月26日 第249回委員会

株式会社JTOWERの5Gインフラシェアリング設備の視察を行い、意見交換を行った。

第2章 令和5年度調査研究結果の報告

委員会では、紛争処理を行う際の基礎資料とするために、事務局において実施した、令和5年度調査研究結果の概要について、第244回委員会（令和6年7月30日）で報告を受け意見交換を行った。

【説明の概要】

1 目的

今後、5G（SA）等の新たな電気通信サービスの進展に伴い、電気通信事業者間紛争の複雑化が想定されていることから、我が国で発生することが想定される紛争事案を把握するため、諸外国における紛争事例を調査し、電気通信事業者間の競争条件に係る紛争の円滑な処理に資することを目的とする。

2 調査結果

（1）海外主要市場における情報通信分野の紛争・意見対立の傾向

海外主要市場（米国、EU、英国、ドイツ、フランス、韓国）における情報通信分野の事業者間の紛争・意見対立について調査を行った結果、その傾向を以下の五つに類型化した。

- ・一つ目は、大手プラットフォームによる競争阻害の懸念についてのものである。EUでは、Spotifyが、AppleのApp Storeの利用規約に競争他社へのサイトへの誘導を制限する規定があることは競争阻害行為だという指摘をしていることに対して、Appleは、Spotifyと欧州委員会がApp Storeのルールを不当に変更させようとしていると反論している事案があり、現在係争中である。また、フランスでは、Metaが、オンライン広告会社向けのAPIを突然遮断したことに対して、フランスのオンライン広告会社Criteoが、市場支配力の濫用であると指摘している事案もあるが、これは、Metaが、商慣行を改善するとの誓約書を既に競争当局に提出済みであると述べており、解決済みである。
- ・二つ目は、電波資源の公正な割当てについてのものである。韓国では、LG U+が、過去の周波数オークションで干渉の懸念のある帯域開放が留保され自社の5G確保帯域は他社より少ないため、追加割当て優遇を受けたことは当然と主張していることに対して、SKテレコムとKTは、その5G周波数追加割当て方式はLG U+の主張を一方的に反映したもので公正ではないと不満を表明している事案がある。LG U+への追加割当てにより事業者間対立は終了した。

- ・三つ目は、ネットワーク整備コスト負担の在り方についてのものである。韓国のSKブロードバンドが、トラヒックの増加に伴うインフラ増強費用について、Netflixに一部負担すべきとの意見をしていることに対して、Netflixは、その義務はないと反論している事案であり、放送通信委員会の裁定に持ち込まれ、平行して裁判にもなったが、突如両者が和解（和解の内容は非公開）し、協力関係が始まっている。また欧州では、ドイツテレコムが、プラットフォーマーはネットワークコストを負担すべきと主張したことに対し、Netflixがそれが実現すると一種の税金になり、消費者に悪影響を及ぼすと反論している事案もある。
- ・四つ目は、接続や卸の協定・設備開放等についてのものである。ドイツのテレフォニカ・ドイツが、既に5G周波数を獲得したMNOとなった1&1（ワンアンドワン）に対し、自分たちが貸しているネットワークの利用料をMVNO向けのものからMNO向けのものに見直すべきとの主張しているのに対し、1&1は、サービス提供を始めていないためMVNOとしての契約は有効と主張している事案であり、BNetzAが1&1のMVNO事業の終了期限を設定した。1&1はテレフォニカ・ドイツとの契約交渉を終了し、MNOとして他社と新たにローミング契約締結した。
- ・五つ目は、クラウド大手と生成AI企業の提携による競争阻害の懸念についてのものである。米国の連邦取引委員会FTCが、大手クラウド事業者が生成AIの学習データや専門人材を占有するような競争阻害のおそれがあるのではないかとといった観点から調査を始めているのに対し、Microsoftは、クラウドと生成AIの連携は、AI分野の競争を促進し、結果的にイノベーションを加速させ、世の中に貢献しているといった反論をしている事案がある。

①大手プラットフォーマーによる競争阻害の懸念

- EU、フランスでAppStoreやMeta等大手プラットフォーマーによる競争阻害行為

②電波資源の公正な割当て

- 韓国の5G周波数追加割当て、ドイツの周波数再割当て（新規参入者の公正なアクセス）

③ネットワーク整備コスト負担の在り方

- 韓国のネットワーク利用料訴訟と欧州への波及、米国のUSF負担の在り方

④接続や卸の協定・設備開放等

- 新規参入やM&Aのタイミング、料金水準や設備改修費用負担が定まっていない場合に発生

⑤クラウド大手と生成AI企業の提携による競争阻害の懸念

- 米国FTCの調査進行中。欧州テック企業・欧州委員会が新たな競争阻害を懸念

(2) 米国の情報通信分野における紛争処理

米国の情報通信分野での紛争処理手続き及びその使い分けについて調査を行った。

紛争処理手続きについては、以下の五つに分類される。

- 一つ目は、連邦通信委員会 F C C が、通信法違反に関する紛争や、電柱架設に関する紛争についての紛争処理を行っており、調停、非公式申立て、公式申立てがある。
- 二つ目は、各州の公益事業委員会（P S C や P U C と略称が各州で異なる）が、州で閉じた通信の相互接続に関する紛争などについて、調停や仲裁の紛争処理を行っている。電気通信に限らず、電力や水道など様々な公益事業も対象としている。この公益事業委員会が紛争処理を行わない場合に、F C C が紛争処理を行うことができるという規定がある。
- 三つ目は、司法省の反トラスト局のアンチトラストディビジョンと連邦取引委員会 F T C が、それぞれ反トラスト法に基づいて事業者間の紛争を取り扱う。様々なセクターを対象とする中で情報通信も取り扱っているという位置づけであり、民事、あるいは行政的排除措置を行う。
- 四つ目は、民間の A D R 団体が、幅広くいろいろなセクターの紛争を取り扱う中で情報通信を取り扱う。情報通信分野であれば、特に米国仲裁協会 A A A が無線通信の業界団体の C T I A と共同で無線分野の A D R のためのルールであるワイヤレスインダストリーアビトレーションルールズを策定しており、この分野の A D R を行っている。
- 五つ目は、裁判所であり、法的拘束性や最終性を備える仕組みである。

紛争処理機関	長所	短所
連邦通信委員会 (FCC)	<ul style="list-style-type: none"> • 州際・国際通信における紛争処理を実施するための明確な法的管轄権と専門知識を有する。 • 過去に FCC が処理した紛争と類似する紛争事案であれば、比較的迅速な解決が望める。 	<ul style="list-style-type: none"> • 紛争事案が FCC で進行中の政策的課題等に関連する場合、時間を要する可能性。 • 紛争当事者が FCC の裁定を不服として連邦裁判所に上诉すると、更に時間を要する。
州公益事業委員会 (PSC/PUC)	<ul style="list-style-type: none"> • 州公益事業（州内通信を含む）に関する豊富な専門的知識や背景知識を有する。 	<ul style="list-style-type: none"> • 複数州に跨る紛争事案について各州の PSC/PUC に紛争処理を求めると、多額の費用を要する他、各州で異なる裁定が下りる可能性。 • 報道機関による権力の監視が十分でない恐れ（偏った裁定、「規制の虜(regulatory capture)」）。
司法省 反トラスト局 /連邦取引委員会 (FTC)	<ul style="list-style-type: none"> • 反トラスト問題について比類のない専門知識を有する。 • 司法省反トラスト局又は FTC が事業者からの申立てを受けて、民事提訴した場合、事業者の訴訟費用の負担はない。 	<ul style="list-style-type: none"> • 反トラスト訴訟は、特定市場で反競争的な企業結合や慣行が存在していることを立証するために大量のデータ収集や分析、議論を必要とするため、一般的に判決までに長期を要する。
民間ADR団体	<ul style="list-style-type: none"> • 簡便な手続きや紛争当事者の都合に合わせた柔軟なプロセスを踏むことができるため、紛争の早期解決が可能。 • 電気通信分野の紛争処理を手掛ける民間ADR団体が複数存在し、市場競争が働き、サービスや料金の適正化が図られている。 	<ul style="list-style-type: none"> • 紛争当事者間の財力や社会的影響力の差が紛争処理プロセスに影響を及ぼす等、手続きが曖昧であったり不透明であったりして公平な合意内容が策定されない懸念。
連邦裁判所	<ul style="list-style-type: none"> • 裁判所の判決は、紛争を終局的に解決するための法的拘束性と最終性を備える。 • 裁判や裁判記録は原則として公開され、紛争処理プロセスの透明性が確保される。 	<ul style="list-style-type: none"> • 電気通信に関する専門的知識の不足や社会規範の変化及び技術革新への対応不足から審理が非効率的なものとなれば、通常の提訴(12~18か月)よりも時間や費用が必要。 • 訴訟がマスメディア等で報じられ注目を集めると、紛争当事者の名誉や評判が損なわれる可能性。

また、紛争処理手続きの使い分けについては、以下のように考えられる。

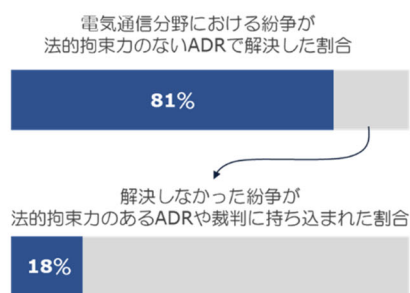
- 電気通信分野における紛争当事者は、裁判よりも A D R を積極的に利用する傾向があり、その背景には、電気通信分野の変化が激しさや、紛争当事者に

よる事前の戦略的な意図があると考えられる。

- 英国のロンドン大学が2016年に世界各国の紛争処理機関職員を対象に実施した調査では、電気通信分野における紛争を法的拘束力のないADRで解決した割合は81%、解決しなかった紛争（19%）が法的拘束力のあるADRや裁判に持ち込まれた割合は18%となっている。

- 電気通信分野における紛争当事者は、裁判よりも**ADR**を積極的に利用する傾向にある。
- **ADR**が積極利用される背景には、電気通信分野の変化の激しさや、紛争当事者による事前の戦略的な意図があると考えられる。

■英国ロンドン大学調査（2016年）



※調査は世界各国の紛争処理機関職員を対象に実施

■ADRが積極利用される背景

1. 電気通信分野は他の産業分野に比べると技術や市場構造の変化が激しいため、紛争の解決には最新の技術・市場知識を有する専門家が必要となる。
⇒ 裁判官は電気通信分野の動向について必ずしも熟知していないが、FCC、PSC/PUC、民間ADR団体は高度な専門知識に基づいた助言や調整を行うことが可能であり、紛争当事者を相互に納得できる合意に導くことができる。
2. 紛争発生を予見する紛争当事者は、自らに有利な結果が得られるよう、事前に紛争解決方法について戦略的に検討している。
⇒ 事業者間で締結する契約書に、紛争発生時にはADRで紛争解決を図ることを明記するケースがある。

出所：University of London「[Pre-empting and Resolving Technology, Media and Telecoms Disputes](#)」

※ 図表は第244回委員会（令和6年7月30日）事務局説明資料からの抜粋

第3章 周知広報、利便性向上等のための取組

委員会の認知度及び利便性の向上等のため、次の取組を行った。

1 事業者団体との連携、顔の見える周知

令和6年度は、特に顔の見える周知を強化することとし、事業者団体と連携して、事務局職員が、各団体開催の会合に参加し、直接、電気通信事業者等に対して委員会業務の説明や情報交換等をする取組を積極的に行った。

まず、全国規模の事業者団体である、(一社)テレコムサービス協会と連携し、令和6年10月10日に開催された同協会の第42回MVNO委員会において、電気通信事業者(MVNO)に対し、委員会の業務について、その機能やあっせん・仲裁手続の概要、紛争処理の状況、事業者等相談窓口等のほか、MVNOと関係性の高い紛争事案にも触れながら、説明を行うとともに、情報交換等を実施した。さらに、それ以降開催されるMVNO委員会にも事務局職員が継続的に参加することとし、より円滑に情報交換や相談等を行える関係の構築等に努めた。

また、首都圏以外の事業者への周知をきめ細かく行うため、新たに(一財)富山県ケーブルテレビ協議会と連携し、令和7年2月25日に開催された同協議会の第8回情報交換会において、ケーブルテレビ事業者に対し、委員会の業務について説明を行うとともに、情報交換等を実施した。

2 電気通信事業者等への幅広い周知

より多くの電気通信事業者等に対する委員会活動の幅広い周知についても、積極的に取り組んだ。

電気通信事業を営むため電気通信事業法の規定により総務大臣に届出した全国の電気通信事業者に対して、所管部局に依頼して、委員会の機能や相談窓口等を記載した資料の送付を行った。これに加え、新たに委員会業務に関連する主な事業者団体に対しても、事務局から、同様に委員会の機能等を周知する資料を送付した。

3 総合通信局等と連携した周知

地方の電気通信事業者等における委員会の認知度向上を図る上で、総務省の地方支分部局である総合通信局等が果たす役割は大きいことから、総合通信局等と連携した周知にも積極的に取り組む必要がある。

このため、総合通信局総務課長等会議等、様々な機会をとらえ、総合通信局等に対し、委員会の周知用リーフレットの各管内電気通信事業者等へのより積

極的な展開や、当該事業者等に対する委員会業務の周知機会の更なる設定などについて、重ねて協力依頼を行った。

4 外部の研修における業務説明

ODAの一環としてJICAが実施するエチオピアへの国別研修「通信規制分野における技術・管理運営能力強化」において、委員会の機能、あっせん・仲裁手続の概要、紛争処理の状況・事案、事業者等相談窓口等についての説明を行った。

第4章 委員会に関する制度改正等

○ 仲裁法の改正に伴う電気通信紛争処理委員会決定の一部改正

(1) 令和5年4月に成立した仲裁法の一部を改正する法律(令和5年法律第15号。令和6年4月1日施行。以下「仲裁法改正法」という。)により、仲裁法(平成15年法律第138号)において、終局的な仲裁判断の前における紛争の対象物の損耗等を防止し、仲裁判断の実効性の確保のため、仲裁廷が命令可能な「暫定保全措置」の類型及び当該措置の命令要件等の整備がされたことを受け、電気通信紛争処理委員会仲裁準則(平成15年電気通信事業紛争処理委員会決定第3号。以下「仲裁準則」という。)の一部を改正した。主な改正事項は以下のとおりである。

- ・ 仲裁法において暫定保全措置の類型が整備されたことを踏まえ、委員会において命令可能な措置を「仲裁法第24条第1項各号に掲げる措置」(暫定保全措置)と規定すること等の規定の整備
- ・ 仲裁廷が、所定の事情等により、暫定保全措置の命令(暫定保全措置命令)の取消し、変更又はその効力を停止することを可能とするとともに、当該取消し等した場合に、暫定保全措置命令の申立人に対し、当該申立人の責めに帰すべき事由により当該命令を受けた者が受けた損害の賠償を命ずることを可能とすること等の規定の整備

(2) また、令和5年6月に成立した「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和5年法律第53号)により、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定による裁判所が行う手続等のデジタル化の措置を受け、仲裁における当該手続等に当該措置を反映する規定の整備の一環として、仲裁廷又は当事者が、裁判所に対し、その実施を申し立てることができる証拠調べについて、民事訴訟法の規定による「調査の囑託」、「証人尋問」、「鑑定」、「書証」及び「検証」に加え、「電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ」を追加する規定の整備のため、仲裁準則の一部を改正した。

(3) 上記(1)の改正に伴い、電気通信紛争処理委員会の手続のオンラインによる実施要領(令和4年電気通信紛争処理委員会決定第2号)の一部を改正した。主な改正事項は以下のとおりである。

- ・ 仲裁法改正法による改正後の仲裁法の規定及び上記(1)の仲裁準則の改正後の仲裁準則の規定振りへの変更
- ・ 仲裁法改正法により仲裁法に追加された規定等のうち対象手続となる暫定保全措置命令関係の手続の追加

資 料 編

	ページ
【資料1】 電気通信紛争処理委員会の概要	資－ 1
【資料2】 これまでの紛争処理の概況	資－ 4
【資料3】 これまでの紛争処理終了案件の一覧	資－ 5
【資料4】 紛争処理対象分野の動向	資－ 14

電気通信紛争処理委員会の概要

1. 電気通信紛争処理委員会の設置・組織

■委員会の設置

- 平成13年(2001年)11月、電気通信事業法の改正により、電気通信事業者間の接続等に関する紛争を迅速・公正に処理する専門的組織として設置（⇒設置当初の名称は「電気通信事業紛争処理委員会」）

（紛争処理機能の拡充）

平成20年(2008年)4月	電波法の改正により、無線局の開設・変更に伴う混信等防止措置の協議が不調となった場合の委員会によるあっせん・仲裁の追加
平成23年(2011年)6月	放送法の改正により、ケーブルテレビ事業者と地上テレビジョン放送事業者との間における再放送同意の協議が不調となった場合の①委員会によるあっせん・仲裁や②裁定を委員会への諮問事項に追加（⇒「電気通信紛争処理委員会」に名称変更）
令和4年(2022年)10月	電波法の改正により、携帯電話用周波数の再割当を行う場合において、事業者間の終了促進措置の協議が不調となった場合の委員会によるあっせん・仲裁の追加
令和5年(2023年)6月	電気通信事業法の改正により、特定卸電気通信役務に関する契約締結の協議の不調となった場合における協議開始・再開命令等を委員会への諮問事項に追加

■委員・特別委員

- 委員会は、通信・放送事業者間の紛争事案を専門的に取り扱うため、委員5人をもって組織
- 委員の他に、あっせん・仲裁に参加させ、または裁定や命令に係る諮問、大臣への勧告に係る審議について専門的見地から調査審議させるため、特別委員を設置

電気通信紛争処理委員会

	委員	特別委員
人数	5人	8人
職区分	非常勤特別職国家公務員(2人以内は常勤可)	非常勤一般職国家公務員
資格	電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者	
任命	両議院の同意を得て、総務大臣が任命	総務大臣が任命
任期	3年(補欠は残任期間。再任可)	2年(再任可)
罷免	両議院の同意を得て可	—
議決権	あり	なし

事務局

- 委員会の事務を処理するために、委員会に事務局を設置
- 事務局は、通信・放送事業者の監督を担当する部局から独立し、専門性・中立性を確保

事務局長	(充て職)
参事官	(1人)
上席調査専門官	(2人)
調査専門官	(3人)

2. 委員会の機能

あっせん・仲裁

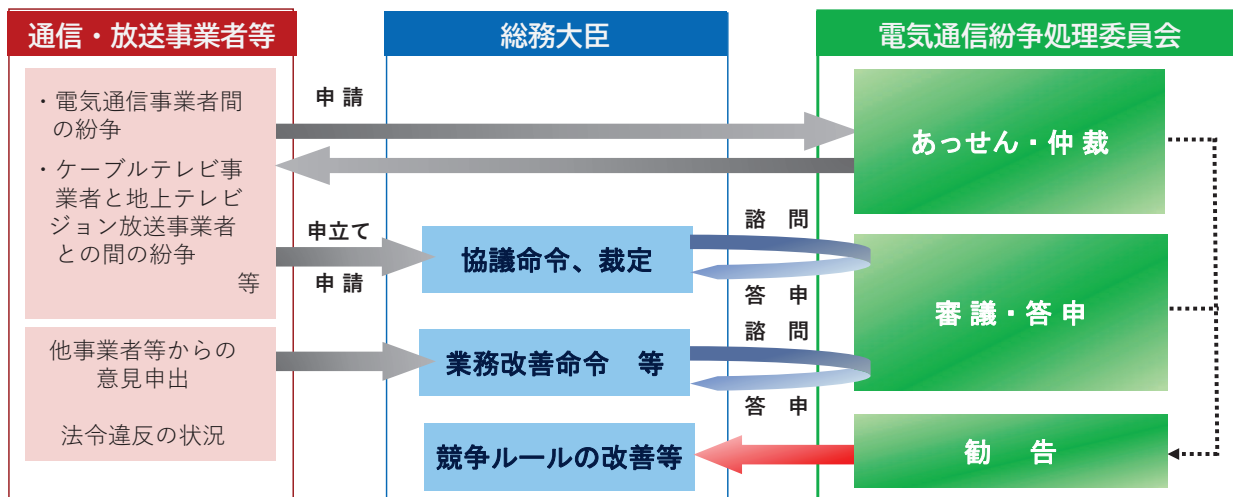
電気通信事業者間の接続や卸役務の契約等に関する紛争、ケーブルテレビ事業者と地上テレビジョン放送事業者との間の再放送の同意に関する紛争、無線局の開設・変更に伴う混信等防止措置に関する紛争等に対し、「**あっせん**」又は「**仲裁**」を実施

諮問に対する 審議・答申

総務大臣が、電気通信事業法に基づく接続協定に関する協議命令や裁定、業務改善命令、放送法に基づく再放送の同意に関する裁定などの行政処分を行う際、**諮問を受け、審議・答申**

勸告

あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、**総務大臣に対し勸告**



相談

事務局に相談窓口を設け、事業者等間の紛争等に関する相談に対応

3. 紛争の種類と紛争処理手続

当事者	協議の内容	協議が不調のときの紛争処理手続	
		委員会	総務大臣
電気通信事業者間	○ 電気通信設備の接続に関する協定 (電気通信事業法第35条第1項から第4項・第154条第1項・第155条第1項)	あっせん 仲裁	協議命令 又は 裁定
	○ 電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定 (電気通信事業法第38条第1項・第156条第1項)		
	○ 卸電気通信役務の提供に関する契約 (電気通信事業法第39条・第156条第2項)		
	○ 特定卸電気通信役務の提供に関する契約 (電気通信事業法第39条)	—	協議命令
コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者との間	○ 電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約 (電気通信事業法第157条第1項及び第3項)	あっせん 仲裁	—
	○ コンテンツ配信事業等(※)を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約 (電気通信事業法第157条の2第1項及び第3項) (※)電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業 (電気通信事業法第164条第1項第2号)	あっせん 仲裁	—
認定電気通信事業者と土地・工作物の所有者・使用者との間	○ 他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物の使用 (電気通信事業法第128条第1項・第129条第1項)	—	協議認可 又は 裁定
	○ 線路の移転その他支障の除去に必要な措置 (電気通信事業法第138条第3項)	—	裁定
ケーブルテレビ事業者と基幹放送事業者との間	○ 地上基幹放送(地上テレビジョン放送)の再放送に係る同意 (放送法第142条第1項及び第3項)	あっせん 仲裁	裁定
無線局(※)を開設・変更しようとする者との無線局(※)の免許人等との間	○ 混信等の妨害防止のために必要な措置に関する契約 (電波法第27条の38第1項及び第4項) (※)電気通信業務、放送の業務その他の総務省令で定める業務を行うことを目的とする無線局に限る (電波法第27条の38第1項)	あっせん 仲裁	—
新たに周波数の割り当てを受けた認定開設者と周波数を現に使用している無線局の免許人等との間	○ 終了促進措置に関する契約 (電波法第27条の38第2項及び第4項)	あっせん 仲裁	—

注:「協議命令」又は「裁定」の場合は、総務大臣から電気通信紛争処理委員会へ諮問が行われる。その他、総務大臣から電気通信紛争処理委員会へ諮問が行われるものとして、電気通信事業者に対する業務改善命令等がある。

4. 事業者等相談窓口の設置

電気通信紛争処理委員会の事務局では、事業者等向けの相談窓口として、専用の電話、メールアドレスを設け、事業者間での協定・契約に関する協議が難航した場合等の相談に応じ、アドバイスや参考情報の提供等を幅広く行っている。

相談窓口 事業者等相談窓口とは？

- 相談は、委員会のあっせんや仲裁手続の利用を前提とするものではないため、協議中のものや今後の対応を決めていない案件についても受け付け。
- 「あっせん申請が可能な事案かどうか判断がつかない」といった相談や、「あっせんの手続（制度の概要や申請の方法等）を知りたい」等の問い合わせについても幅広く受け付け。
- 相談は、無料・非公開。
- 相談者の了解なしに、相談内容を相手方事業者に伝えることはない。

【相談専用電話】

TEL. 03-5253-5500

[電話受付時間] 平日9:30～12:00/13:00～17:00

【相談専用メールアドレス】

soudan@ml.soumu.go.jp



1 あっせん 72件

- 「接続に係る費用負担」に関する件 (39件)
- 「接続の諾否」に関する件 (5件)
- 「接続協定の細目」に関する件 (2件)
- 「卸電気通信役務の提供のための契約の細目」に関する件 (8件)
- 「電気通信役務の提供に係る契約の取次ぎ」に関する件 (2件)
- 「地上基幹放送 (地上テレビジョン放送) の再放送に関する同意」に関する件 (8件)
- 「接続に必要な工作物の利用」に関する件 (5件)
- 「設備の利用・運用」に関する件 (2件)
- 「接続に必要な工事」に関する件 (1件)

2 仲裁 3件

(※いずれも、他方事業者が申請を行わず、仲裁は不実行。その後、あっせんや大臣命令に移行。)

- 「接続に係る費用負担」に関する件 (2件)
- 「接続に必要な工事」に関する件 (1件)

3 諮問・答申 12件

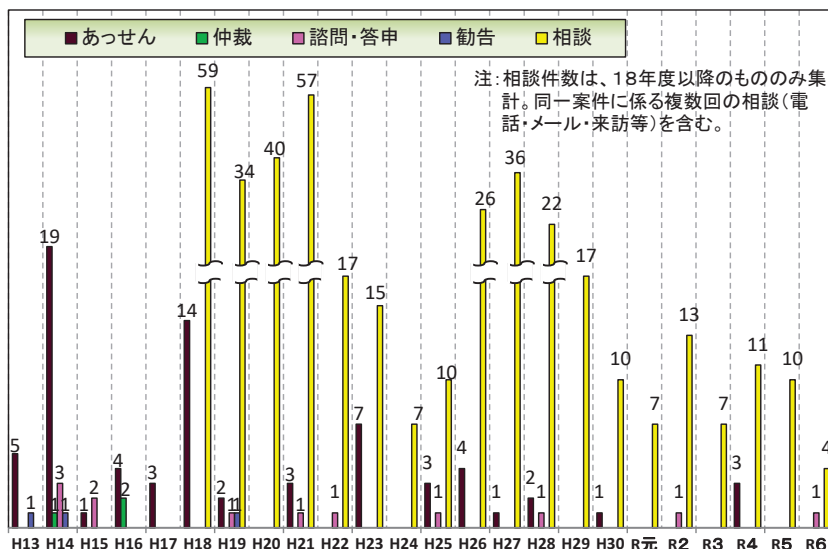
- 業務改善命令 (3件)
- 接続協定等の細目に関する裁定 (4件)
- 地上基幹放送 (地上テレビジョン放送) の再放送の同意に関する裁定 (1件)
- 接続に関する協議再開命令 (3件)
- 土地等の使用に関する認可 (1件)

4 勧告 3件

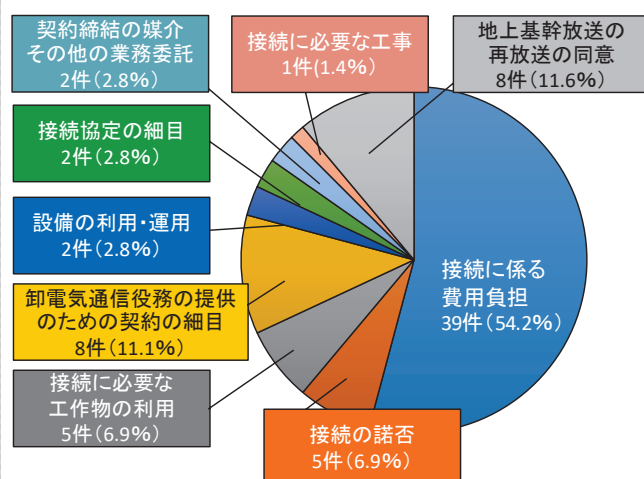
- 他事業者によるNTT局舎の利用に関するルールの整備 (1件)
- 通信事業者間の接続において適正な料金設定を行い得る仕組みの整備 (1件)
- MVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の検討 (1件)

(参考) 紛争処理件数の内訳

1 紛争処理等の年度別件数



2 あっせんの紛争内容



3 あっせんの処理結果

合意が成立し解決 (注1)
47件(65.3%)

合意に至らず(注2)
(申請取下げ・打ち切り)
19件(26.4%)

不実行(注3)
6件(8.3%)

注1: 当事者間の協議により解決した事件19件及びあっせん案の受諾により解決した事件28件の合計。
 注2: 申請取下げ・打ち切り後に当事者間の協議により解決した事件を除く。
 注3: 他方当事者があっせんに拒否したため、委員会があっせんに適さないと認め、これを行わないこととした事件。

これまでの紛争処理終了案件の一覧

I あっせん・仲裁

1 あっせん

【電気通信事業法関係】

(1) 接続の諾否に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成14年(争)第5号 H14.2.13 申請 H14.3.6 終了	彩ネット(株)	彩ネット(株)によるNTT東日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決
	NTT東日本		
平成16年(争)第3号～第4号 H16.8.31 申請 H16.11.1 終了	ソフトバンクBB(株)	ソフトバンクBB(株)によるNTT東日本及びNTT西日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT東日本 NTT西日本		
平成21年(争)第1号 H21.9.15 申請 H22.1.21 終了	関西ブロードバンド(株)	関西ブロードバンド(株)によるNTT西日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT西日本		
平成21年(争)第3号 H21.12.28 申請 H22.1.15 終了	生活文化センター(株)	生活文化センター(株)によるNTTドコモとのレイヤ2等での接続	あっせん不実行 (参考)本件終了後の経過 総務大臣の接続協議再開命令申立て
	NTTドコモ		

(2) 接続に係る費用負担(接続料及び網改造料等)に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成14年(争)第6号 H14.2.25 申請 H14.3.12 終了	彩ネット(株)	彩ネット(株)によるNTT東日本に対する網改造料の支払義務の有無	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT東日本		
平成14年(争)第9号～第23号 H14.7.4 申請 H14.7.23 終了	A社	A社によるVoIPサービスに係るB社等各社との接続に関する事業者間精算の方法	合意により解決 ※あっせん案受諾
	B社等各社		
平成16年(争)第5号～第6号 H16.12.17 申請 H17.2.22 終了	NTT東日本 NTT西日本	NTT東日本及びNTT西日本による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件(接続料等)	合意により解決 (参考)本件申請前の経緯 仲裁申請(仲裁不実行)
	平成電電(株)		

事件	申請者		申請概要	結果
	相手方			
平成17年(争)第2号~第3号 H17.7.8 申請 H17.10.4 終了	A社		A社によるB社及びC社との接続に関する網改造の費用負担(ソフトウェア開発費用全額の預託金)	合意に至らず申請取下げ
	B社			
	C社			
平成18年(争)第1号~第14号 H18.8.9 申請 H19.3.27 終了	A社等各社		A社等各社によるB社との接続に関する網使用料の費用負担	合意に至らず申請取下げ
	B社			
平成21年(争)第2号 H21.10.27 申請 H22.1.14 終了	(有)ナインレイヤーズ		(有)ナインレイヤーズによるNTT西日本との接続に係る債権保全措置の要否	合意により解決
	NTT西日本			
平成23年(争)第1号 H23.5.18 申請 H24.1.23 終了	NTTドコモ		NTTドコモによるソフトバンクモバイル(株)の接続料の算定根拠の開示	あっせん打切り
	ソフトバンクモバイル(株)			
平成23年(争)第2号 H23.6.9 申請 H24.1.23 終了	ソフトバンクモバイル(株)		ソフトバンクモバイル(株)によるNTTドコモの接続料の再精算等	あっせん打切り
	NTTドコモ			
平成23年(争)第3号~第4号 H23.6.9 申請 H24.2.21 終了	ソフトバンクテレコム(株)		ソフトバンクテレコム(株)によるNTT東日本及びNTT西日本との接続に係るジャンパ工事費の見直し	合意により解決
	NTT東日本 NTT西日本			

(3) 接続のための工事・網改造等に関する紛争

ア 接続に必要な工事

事件	申請者		申請概要	結果
	相手方			
平成14年(争)第2号 H14.2.12 申請 H14.4.9 終了	ビー・ビー・テクノロジー(株)		ビー・ビー・テクノロジー(株)によるNTT西日本の端末回線との接続に必要なMDFジャンパ工事の方法	あっせん打切り (参考)本件終了後の経過 仲裁申請(仲裁不実行) 総務大臣の接続協議 再開命令申立て
	NTT西日本			

イ 設備の利用・運用

事件	申請者		申請概要	結果
	相手方			
平成14年(争)第7号~第8号 H14.4.30 申請 H14.5.10 終了	A社		A社によるB社及びC社の設備に対する工事(A社の上位プロバイダ変更に伴うIPアドレス設定変更)の早期実施	合意により解決
	B社			
	C社			

ウ 接続協定の細目

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成19年(争)第1号～第2号 H19.3.23 申請 H19.4.5 終了	A社	A社によるB社及びC社とのジャンパ線切替工事等に関する接続協定の細目等	あっせん不実行
	B社		
	C社		

(4) 接続に必要な工作物の利用(コロケーション等)に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成13年(争)第1号 H13.12.27 申請 H14.1.25 終了	A社	A社による自社伝送路と他事業者が設置する伝送装置との間の接続(横つなぎ)に必要なB社のコロケーションスペースの利用	合意により解決
	B社		
平成14年(争)第1号 H14.2.1 申請 H14.2.14 終了	イー・アクセス(株)	イー・アクセス(株)によるNTT東日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用	合意により解決 (参考)本件に関連した措置 総務大臣に対する勧告
	NTT東日本		
平成14年(争)第3号 H14.2.12 申請 H14.2.26 終了	イー・アクセス(株)	イー・アクセス(株)によるNTT西日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用等	合意により解決
	NTT西日本		
平成14年(争)第4号 H14.2.13 申請 H14.4.2 終了	イー・アクセス(株)	イー・アクセス(株)によるNTT西日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT西日本		
平成15年(争)第2号 H15.6.11 申請 H15.6.25 終了	平成電電(株)	平成電電(株)によるNTT東日本の設備(MDF)の利用	合意により解決
	NTT東日本		

(5) 卸電気通信役務の提供のための契約の細目に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成25年(争)第1号 H25.10.30 申請 H26.2.13 終了	A社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し	合意により解決 ※あっせん案受諾
	B社		
平成27年(争)第1号 H27.3.10 申請 H27.3.23 終了	A社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る契約の延長	あっせん不実行
	B社		

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成27年(争)第2号 H27.6.9 申請 H27.11.24 終了	A社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し	合意により解決
	B社		
平成28年(争)第1号 H28.4.25 申請 H28.12.28 終了	A社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る契約の締結等	合意により解決 ※あっせん案受諾及び当事者間による合意
	B社		
平成28年(争)第2号 H28.12.2 申請 H28.12.15 終了	A社	A社によるNTTコミュニケーションズ(株)との卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し	あっせん不実行
	NTTコミュニケーションズ(株)		
令和4年(争)第1号～第3号 R4.7.8 申請 R4.11.18 終了	A社等	A社等によるB社との卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し	合意により解決 ※あっせん案を踏まえ、両当事者間で合意が成立
	B社		

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成17年(争)第1号 H17.4.14 申請 H17.5.13 終了	イー・アクセス(株)	イー・アクセス(株)によるNTT西日本とのフレッツサービス受付業務の再開	合意により解決
	NTT西日本		
平成30年(争)第1号 H30.10.9 申請 H30.11.6 終了	A社	A社によるB社との取次代理店契約等に関する手数料	あっせん不実行
	B社		

【放送法関係】

地上基幹放送の再放送の同意に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成23年(争)第5号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	松阪市ケーブルシステム	松阪市ケーブルシステムによるテレビ愛知(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	テレビ愛知(株)		
平成23年(争)第6号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	A社	A社によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	B社		
平成23年(争)第7号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	A社	A社によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	B社		
平成24年(争)第1号 H24.9.3 申請 H25.10.31 終了	A組合	A組合によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決
	B社		
平成24年(争)第2号 H24.9.4 申請 H25.10.31 終了	A組合	A組合によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決
	B社		
平成26年(争)第1号 H26.7.23 申請 H26.10.21 終了	大分ケーブルテレコム(株)	大分ケーブルテレコム(株)による九州朝日放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	九州朝日放送(株)		
平成26年(争)第2号 H26.7.23 申請 H26.10.21 終了	大分ケーブルネットワーク(株)	大分ケーブルネットワーク(株)による九州朝日放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	九州朝日放送(株)		
平成26年(争)第3号 H26.7.23 申請 H26.10.21 終了	(株)ケーブルテレビ佐伯	(株)ケーブルテレビ佐伯による九州朝日放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	九州朝日放送(株)		

2 仲裁

【電気通信事業法関係】

(1) 接続に係る費用負担（接続料及び網改造料等）に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成16年(争)第1号～第2号 H16.4.2 申請 H16.4.27 仲裁不実行通知	NTT東日本 NTT西日本	NTT東日本及びNTT西日本による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件(接続料等)	仲裁不実行 <u>(参考)本件終了後の経過</u> あっせん申請(合意により解決)
	平成電電(株)		

(2) 接続のための工事・網改造等に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成15年(争)第1号 H15.2.14 申請 H15.2.21 仲裁不実行通知	ソフトバンクBB(株)	ソフトバンクBB(株)によるNTT西日本の端末回線との接続に必要なMDFジャンパ工事の方法	仲裁不実行 <u>(参考)本件申請前の経緯</u> あっせん申請(あっせん打切り) <u>(参考)本件終了後の経過</u> 総務大臣の接続協議再開命令申立て
	NTT西日本		

Ⅱ 総務大臣からの諮問に対する審議・答申

【電気通信事業法関係】

(1) 接続協定等に関する協議命令

答申日等	事案の概要等
平成15年8月20日 電委第57号 H15.7.16 諮問 H15.8.20 答申	ソフトバンクBB(株)からの申立てを受けた、DSLサービス提供のためのNTT西日本との接続に関する接続協議再開命令(平成15年5月16日申立て) <参考>本答申前の経緯 あっせん申請(あっせん打ち切り) 仲裁申請(仲裁不実行)
平成22年7月8日 電委第42号 H22.6.29 諮問 H22.7.8 答申	生活文化センター(株)からの申立てを受けた、直収パケット交換機接続(レイヤ2接続)等についての、NTTドコモとの接続に関する接続協議再開命令(平成22年1月25日申立て) <参考>本答申前の経緯 あっせん申請(あっせん不実行)
平成29年1月27日 電委第4号 H28.12.8 諮問 H29.1.27 答申	日本通信(株)からの申立てを受けた、ソフトバンク(株)が販売したSIMロックがなされた端末及びSIMロックがかかっていない端末との間の伝送交換を可能とするための、ソフトバンク(株)との接続に関する接続協議再開命令(平成28年9月29日申立て)

(2) 接続協定等に関する細目の裁定

答申日等	事案の概要等
平成14年11月5日 電委第115号 H14.9.20 諮問 H14.11.5 答申	平成電電(株)からの申請を受けた、NTTドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定(平成14年7月18日申請) <参考>本答申に関連した措置 総務大臣に対する勧告
平成19年11月22日 電委第69号 H19.9.21 諮問 H19.11.22 答申	日本通信(株)からの申請を受けた、NTTドコモとの相互接続によるMVNO事業に関する裁定(平成19年7月9日申請) <参考>本答申に関連した措置 総務大臣に対する勧告
令和2年6月12日 電委第32号 R2.2.4 諮問 R2.6.12 答申	日本通信(株)からの申請を受けた、NTTドコモとの卸電気通信役務の提供に関する裁定(令和元年11月15日申請)
令和6年6月27日 電委第33号 R6.3.22 諮問 R6.6.27 答申	(株)NTTドコモからの申請を受けた、Coltテクノロジーサービス(株)の電気通信設備との接続に係る裁定(令和5年1月31日申請)

(3) 土地等の使用に関する協議認可

答申日等	事案の概要等
平成14年7月30日 電委第95号 H14.6.17 諮問 H14.7.30 答申	モバイルインターネットサービス(株)からの申請を受けた、無線LANサービスの役務提供のためのJR東日本の土地等の使用に関する協議認可(平成14年3月19日申請)

(4) 電気通信事業者に対する業務改善命令

答申日等	事案の概要等
平成14年4月19日 電委第60号 H14.4.18 諮問 H14.4.19 答申	KDDI(株)に対する、子会社である第二種電気通信事業者を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供についての業務改善命令(平成14年4月19日命令)
平成16年2月4日 電委第8号 H16.1.29 諮問 H16.2.4 答申	KDDI(株)に対する、子会社であるKCOM(株)を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供についての業務改善命令(平成16年2月5日命令)
平成22年2月4日 電委第19号 H22.1.28 諮問 H22.2.4 答申	NTT西日本に対する、他の電気通信事業者等に関する情報の取扱いについての業務改善命令(平成22年2月4日命令)

【放送法関係】

地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定

答申日等	事案の概要等
平成25年6月26日 電委第54号 H25.1.30 諮問 H25.6.26 答申	(株)ひのきによる讀賣テレビ放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意に関する裁定(平成25年7月23日裁定) [※]

※ 総務大臣裁定後の経過

- ・H25. 8. 9: (株)ひのきが、総務大臣に対して一部区域についての不同意裁定の取消しを求める異議申立て。
- ・H27. 2. 25: 総務大臣が(株)ひのきからの異議申立てを棄却。
- ・H27. 6. 2: (株)ひのきが、東京高等裁判所に棄却決定の取消訴訟を提起。
- ・H29. 12. 7: 東京高等裁判所が(株)ひのきからの棄却決定の取消請求を認容する判決。
- ・H30. 9. 6: 最高裁判所が国による上告受理申立てを不受理とする旨の決定。
- ・H30. 9. 21: 総務大臣が裁定手続きを再開。
- ・H30. 10. 25: 讀賣テレビ放送(株)が区域外再放送に任意同意したことを踏まえ、総務大臣が裁定の拒否処分。
- ・H31. 1. 8: (株)ひのきが、総務大臣に対して拒否処分について審査請求。
- ・R 3. 1. 15: 総務大臣が(株)ひのきの審査請求を棄却。

Ⅲ 総務大臣に対する勧告

【電気通信事業法関係】

発出	概要等
平成14年2月26日 電委第32号	コロケーションのルール改善に向けた勧告 <u><参考>本勧告の関連事案</u> イー・アクセス(株)によるNTT東日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用に関するあっせん申請(合意により解決)
平成14年11月5日 電委第115号	接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告 <u><参考>本勧告の関連事案</u> 平成電電(株)からの申請を受けた、NTTドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定
平成19年11月22日 電委第69号	接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の勧告 <u><参考>本勧告の関連事案</u> 日本通信(株)からの申請を受けた、NTTドコモとの相互接続によるMVNO事業に関する裁定

(注) 実際の紛争は、内容が複雑に絡み合っており、以上の分類は厳密なものではない。

紛争処理対象分野の動向

- 1 電気通信事業の市場動向
- 2 電気通信事業に関する規律
- 3 電波利用の動向
- 4 放送事業の動向

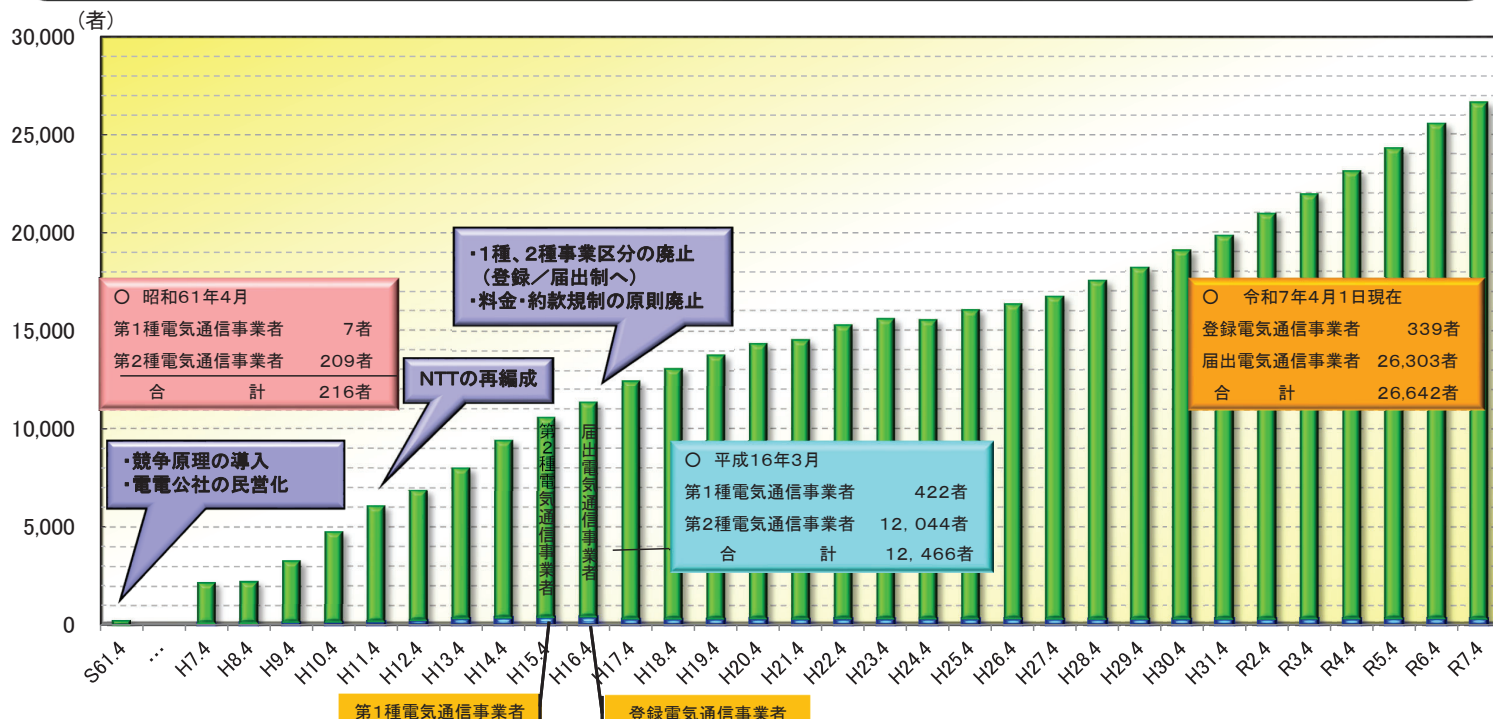
本編で使用している資料は、総務省情報流通行政局、総合通信基盤局及び電気通信紛争処理委員会事務局で作成した資料をもとに構成されている。

1 電気通信事業の市場動向

- (1) 電気通信事業者数の推移
- (2) 国内の電気通信業界の主な変遷
- (3) 電気通信事業者等の売上高の状況
- (4) 電気通信市場における環境変化
- (5) ブロードバンドサービスの契約数の推移
- (6) 固定通信トラフィックと移動通信トラフィック
- (7) 移動系通信の契約数における事業者別シェアの推移
- (8) 固定系ブロードバンドサービス契約数における事業者別シェアの推移
- (9) MVNOサービスの契約数の推移
- (10) MVNOサービスの区分別契約数・事業者数
- (11) NTT東西による光回線の卸売サービスの概要
- (12) NTT東西による光回線の卸売サービスの契約数
- (13) NTT東西による光回線の卸売サービスの卸先事業者数
- (14) NTT東西のFTTH契約数及び当該契約数に占めるサービス卸の契約数比率
- (15) インターネット附随サービス業

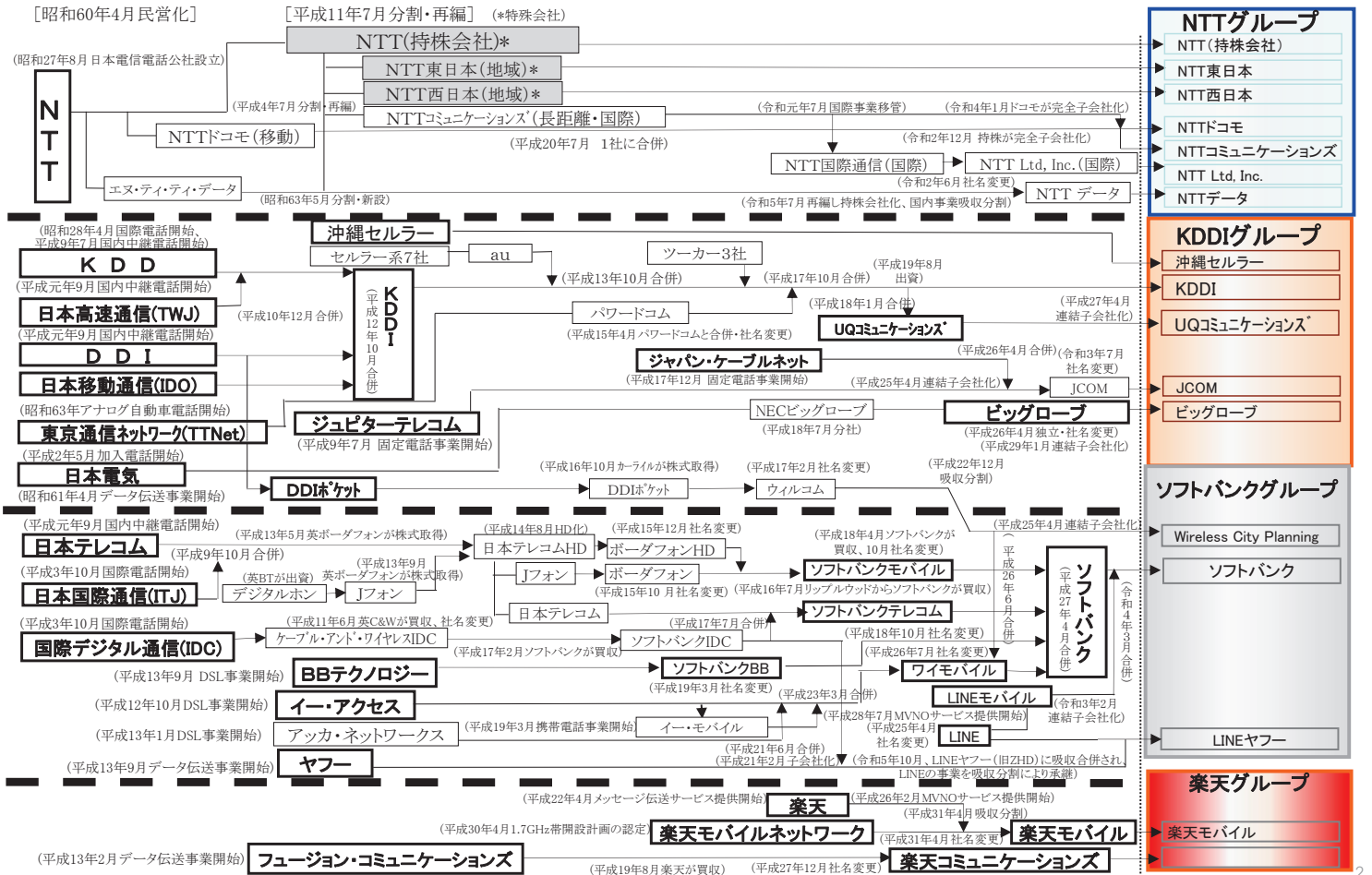
1-1 電気通信事業者数の推移

- ・ 昭和60年以降、電気通信事業者数は大幅に増加し、令和7年4月1日現在、2万6642者が参入。
- ・ その大半(約99%)は届出電気通信事業者。



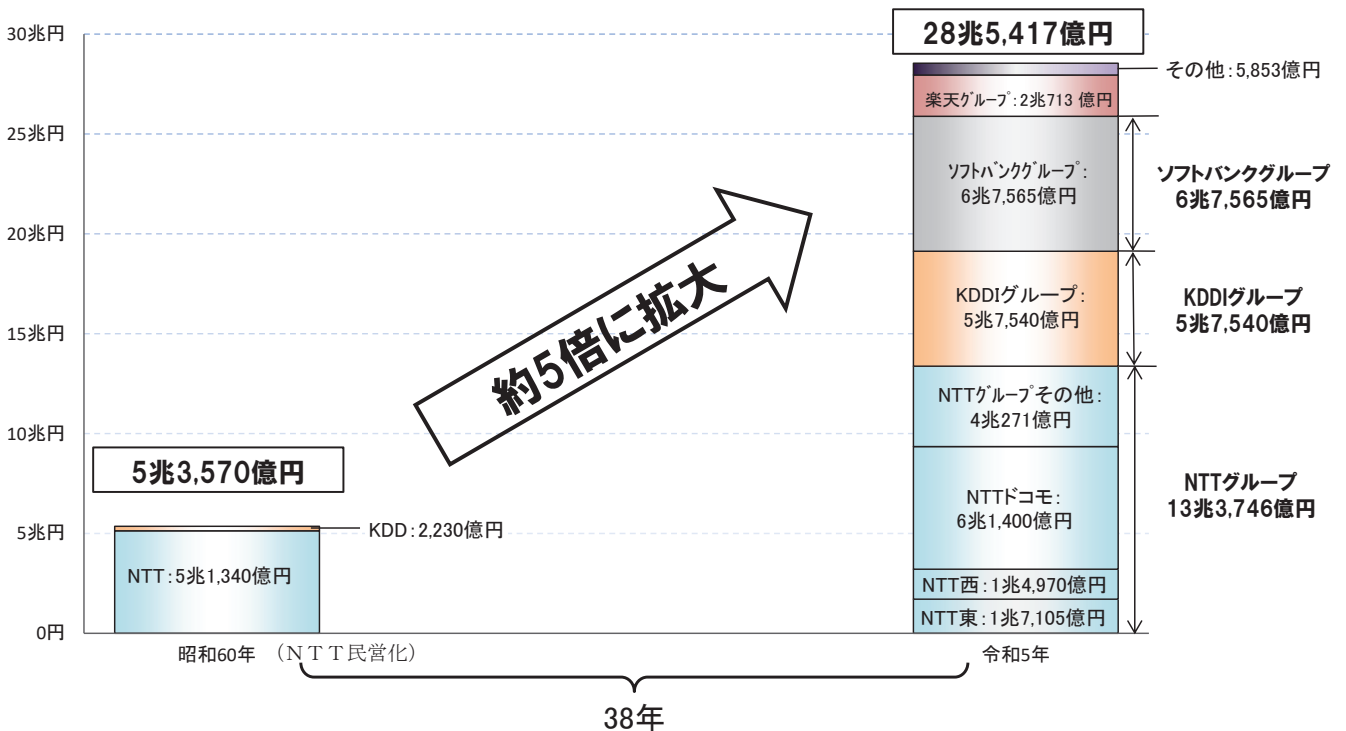
(注) 登録電気通信事業者とは、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者のうち総務省令で定める規模(端末系伝送路設備の設置の区域が一の市町村(特別区を含む。))を超えるもの、又は中継系伝送路設備の設置の区間が一の都道府県を越えるもの)以上の電気通信事業者。
届出電気通信事業者とは、それ以外の電気通信事業者。

1-2 国内の電気通信業界の主な変遷



1-3 電気通信事業者等の売上高の状況(令和5年度)

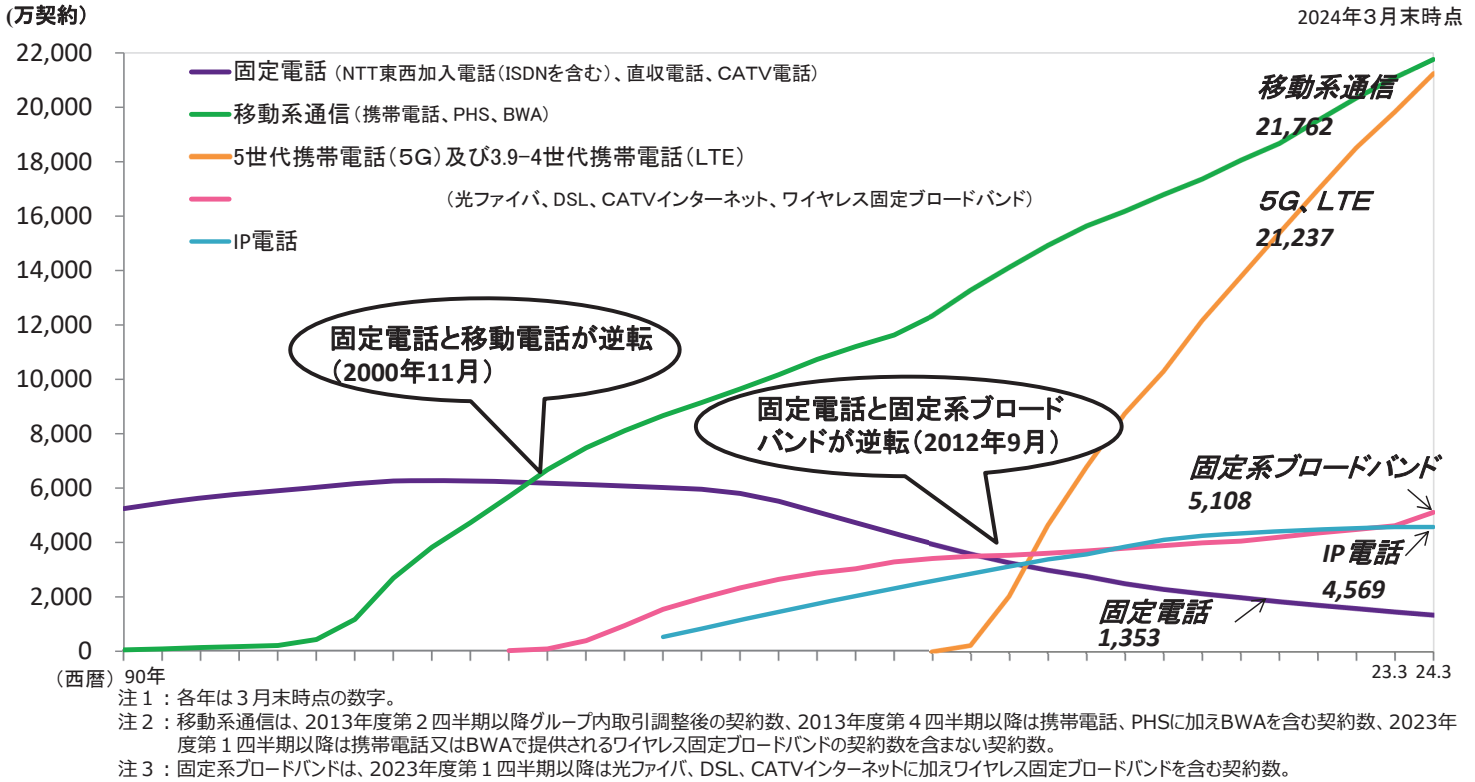
- 昭和60年から、主要な電気通信事業者の売上高は約5倍に拡大。
- NTTグループのほか、KDDIグループ、ソフトバンクグループ等も売上の拡大に貢献。



※ 各事業者の決算資料等に基づき総務省にて作成。
 ※ 国内事業者(国内事業者の海外子会社を含む)が海外で行う事業の売上を含む。
 ※ その他には、「電力系通信事業者」「スカパーJSAT(株)」を含む。

1-4 電気通信市場における環境変化

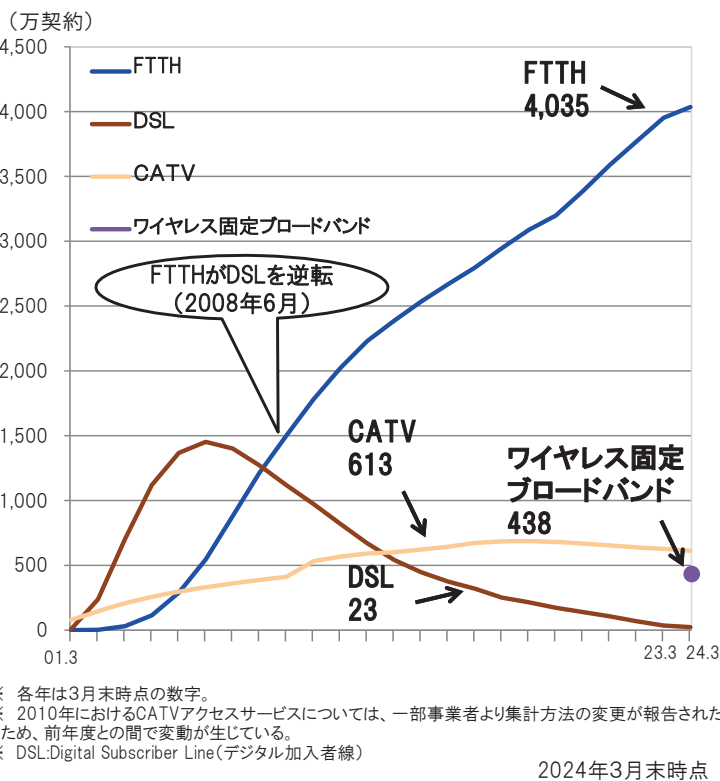
- 固定電話契約数は、2012年（平成24年）9月に固定系ブロードバンドに逆転され、1997年（平成9年）11月のピーク時（6,322万件）の約21%に減少（1,353万契約）。
- 移動系通信の契約数は、2000年（平成12年）11月に固定電話契約数を抜き、2億契約を超える。



1-5 ブロードバンドサービスの契約数の推移

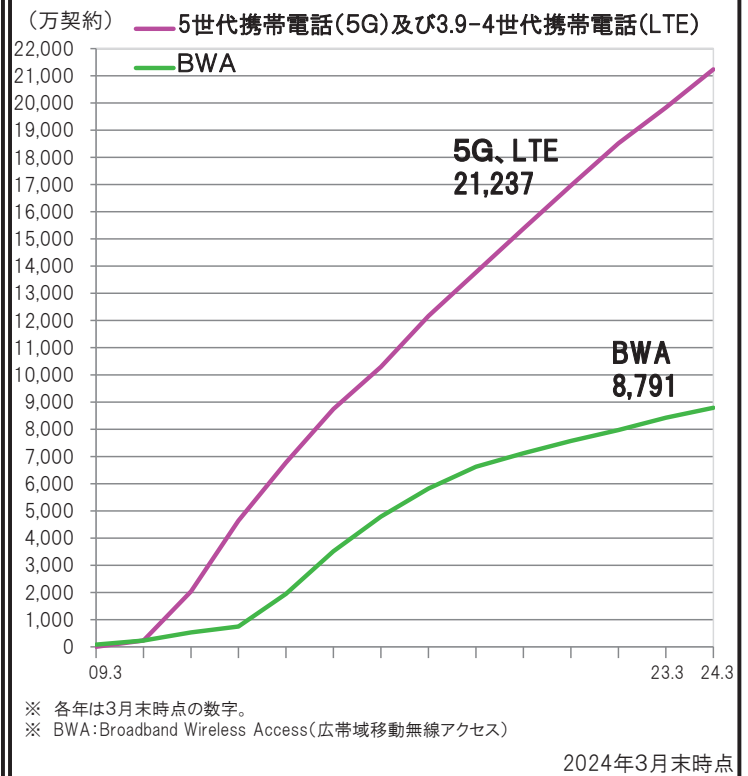
固定系

- FTTH(光ファイバ)は、2008年6月にDSL契約数を超え、現在、固定系ブロードバンド全体の約79%を占める。



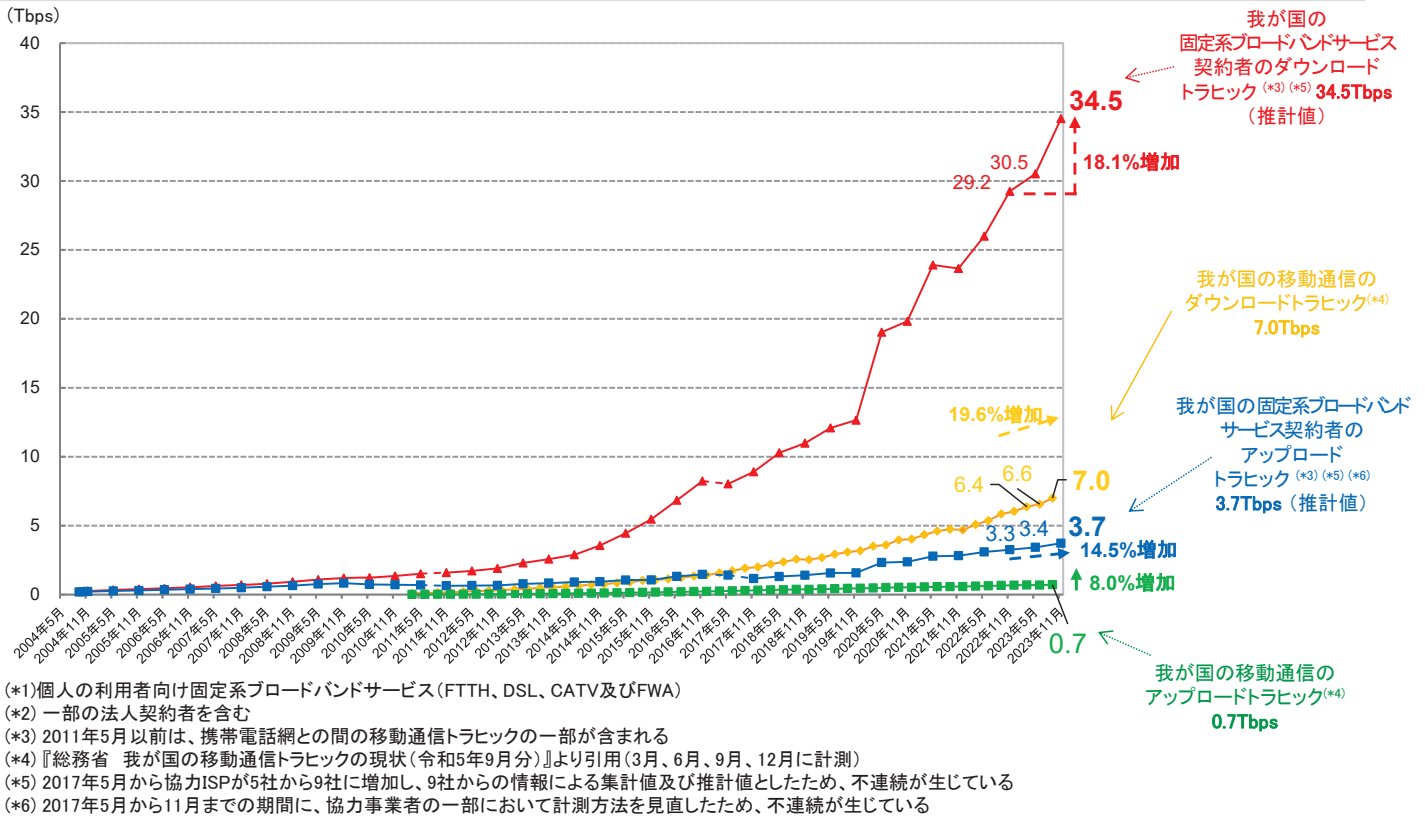
移動系

- 5世代携帯電話(5G)及び3.9-4世代携帯電話(LTE)アクセスサービスの契約数は、前年同期比約1.1倍に増加。



1-6 固定通信トラフィックと移動通信トラフィック

○我が国の固定系ブロードバンドサービス(*1)契約者(*2)の総ダウンロードトラフィックは前年同月比18.1%増。(2023年11月時点)
 ○我が国の移動通信の総ダウンロードトラフィックは前年同月比19.6%増。(2023年9月時点)

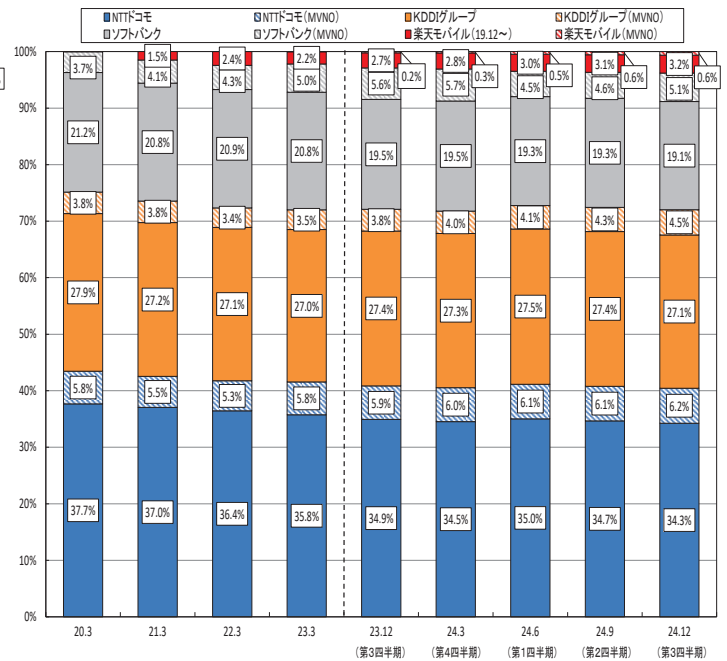
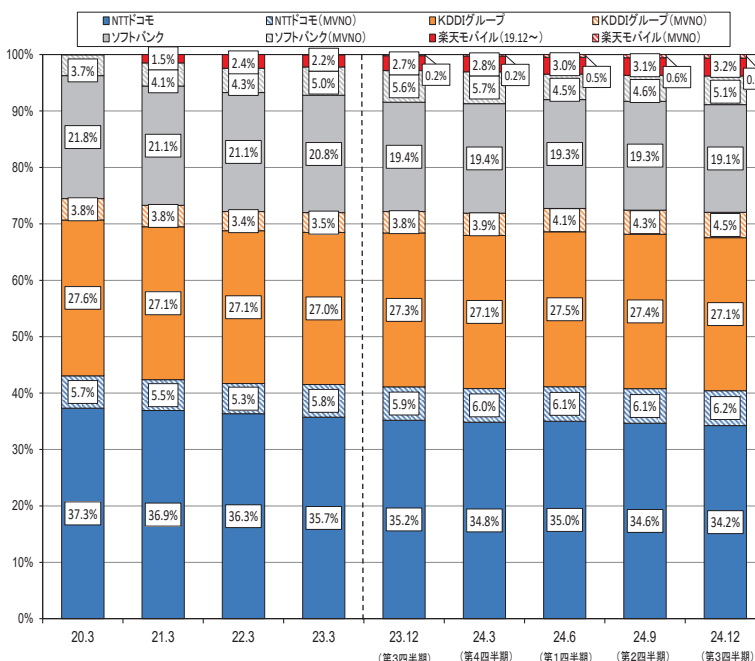


1-7 移動系通信の契約数における事業者別シェアの推移

移動系通信の契約数における事業者別シェアは、NTTドコモ34.2%、KDDIグループ27.1%、ソフトバンク19.1%、楽天モバイル3.2%。

【移動系通信】

(参考) 【携帯電話】

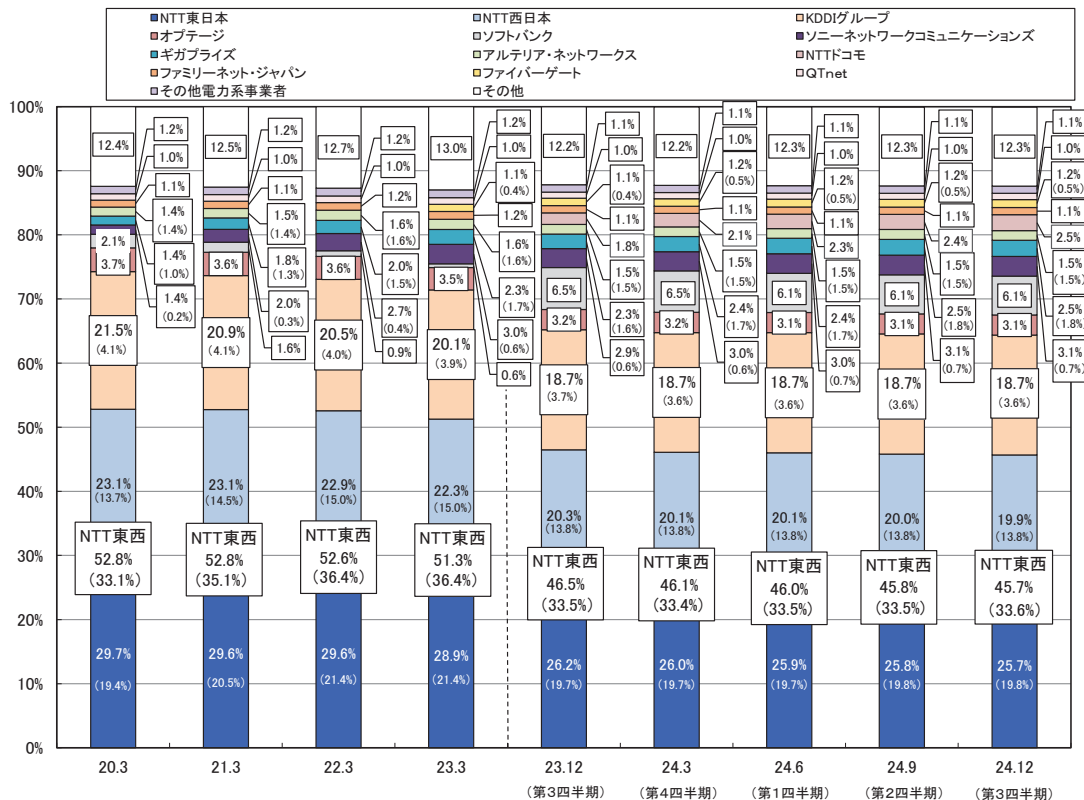


注1: MNOが、同じグループに属する他のMNOの提供する移動通信サービスを利用して提供するものを除く。以下このページにおいて同じ。
 注2: 「KDDIグループ」には、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズが含まれる。
 注3: MVNOのシェアを提供元のMNOグループごとに合算し、当該MNOグループ名の後に「(MVNO)」と付記して示している。以下このページにおいて同じ。
 注4: 楽天モバイルが提供するMVNOサービスは、「NTTドコモ(MVNO)」及び「KDDIグループ(MVNO)」に含まれる。以下このページにおいて同じ。

注: 「KDDIグループ」には、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズ(2020年度第2四半期まで)が含まれる。

1-8 固定系 broadband サービスの契約数における事業者別シェアの推移

固定系 broadband サービスの契約数におけるNTT東西のシェアは、45.7%。



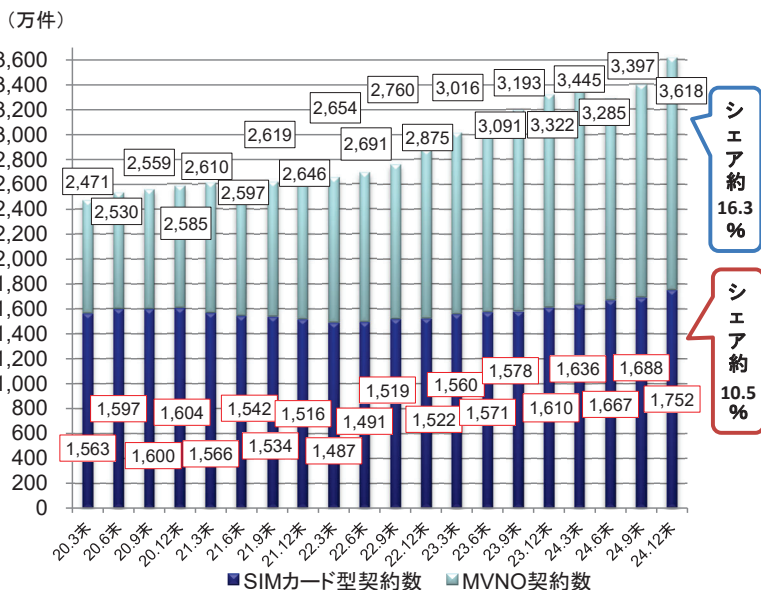
注1:「KDDIグループ」には、KDDI、沖縄セルラー、JCN、CTC、OTNet及びJCOMグループが含まれる。
 注2:「その他電力系事業者」には、STNet及びエネコムが含まれる。
 注3:括弧内は、即電気通信役務の提供に係るシェア。

(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

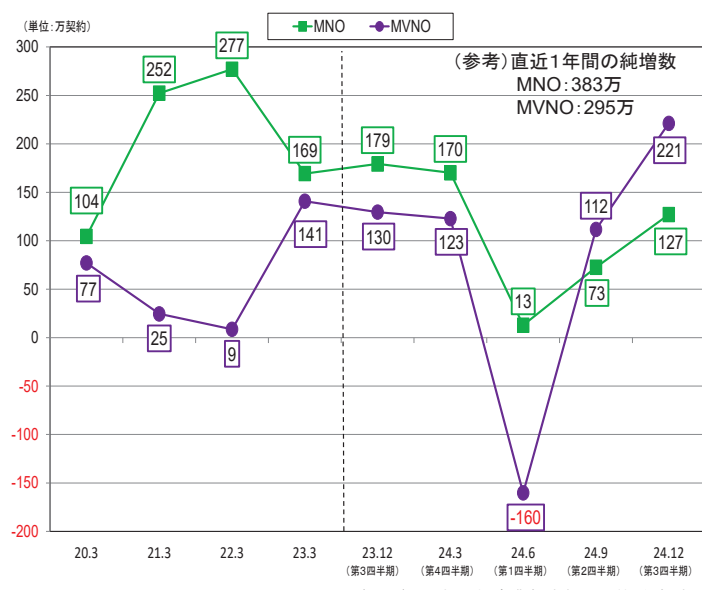
1-9 MVNOサービスの契約数の推移

2024年12月末の契約数は3,618万件(前年同期比+8.9%)であり、増加している。

【MVNOサービスの契約数の推移】



【移動系通信の契約数におけるMNO・MVNO別の純増減数の推移】



※SIMカード型: MNOとは異なる独自の料金プランのデータ・音声 サービスをSIMカードを使用して提供する形態
 出典: 総務省資料

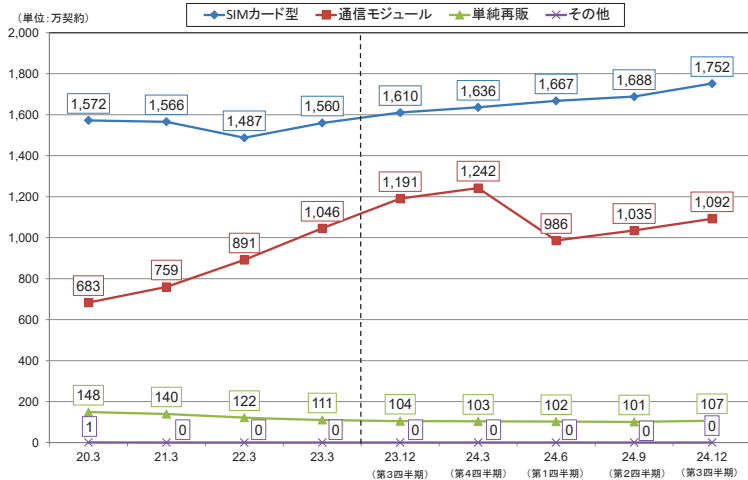
(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

1-10 MVNOサービスの区分別契約数・事業者数

・契約数が3万以上のMVNOのサービスの区分別契約数はSIMカード型が1,752万(前期比+3.8%、前年同期比+8.8%)、通信モジュールが1,092万(前期比+5.5%、前年同期比▲8.2%)となっている。

・一次MVNO※1サービスの事業者数は856(前期比+10者、前年同期比+10者)となっている。二次以降のMVNO※2サービスの事業者数は1,135(前期比+8者、前年同期比+90者)となっている。

【MVNOサービスの区分別契約数】



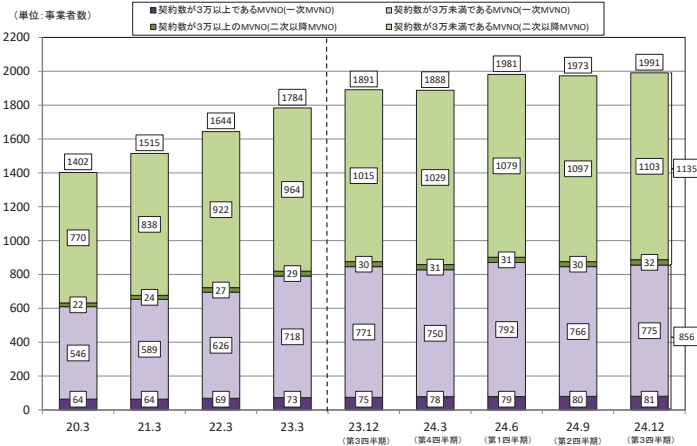
注1: 提供している契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。
 注2: それぞれの区分については以下のとおり。
 ・SIMカード型: SIMカードを使用してMVNOサービスを提供している場合(SIMカードが製品に組み込まれている場合を含む。)で、自ら最終利用者に提供しているもの。
 ・通信モジュール: 特定の業務の用に供する通信に用途が限定されているモジュール向けに提供している場合で、自ら最終利用者に提供しているもの。
 ・単純再販: MNOが提供するサービスと同内容のMVNOサービスを提供している場合で、自ら最終利用者に提供しているもの。
 ・その他: 「再卸」、「SIMカード型」、「通信モジュール」及び「単純再販」のいずれにも属さないMVNOサービス。

【MVNOサービス区分「再卸」の契約数の推移】 (単位: 万契約)

区分	20.3	21.3	22.3	23.3	23.12	24.3	24.6	24.9	24.12
再卸	1,083	1,003	1,004	1,204	1,283	1,303	1,333	1,372	1,401

注: 提供している契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。

【MVNOサービスの事業者数】



注1: MNO、一次MVNO及び提供している契約数が3万以上の二次以降MVNOからの報告を基に作成。
 注2: 契約数3万未満である二次以降のMVNOのみから回線の提供を受けている契約数3万未満のMVNOの事業者数は含まない。

【MVNOサービスの区分別事業者数】

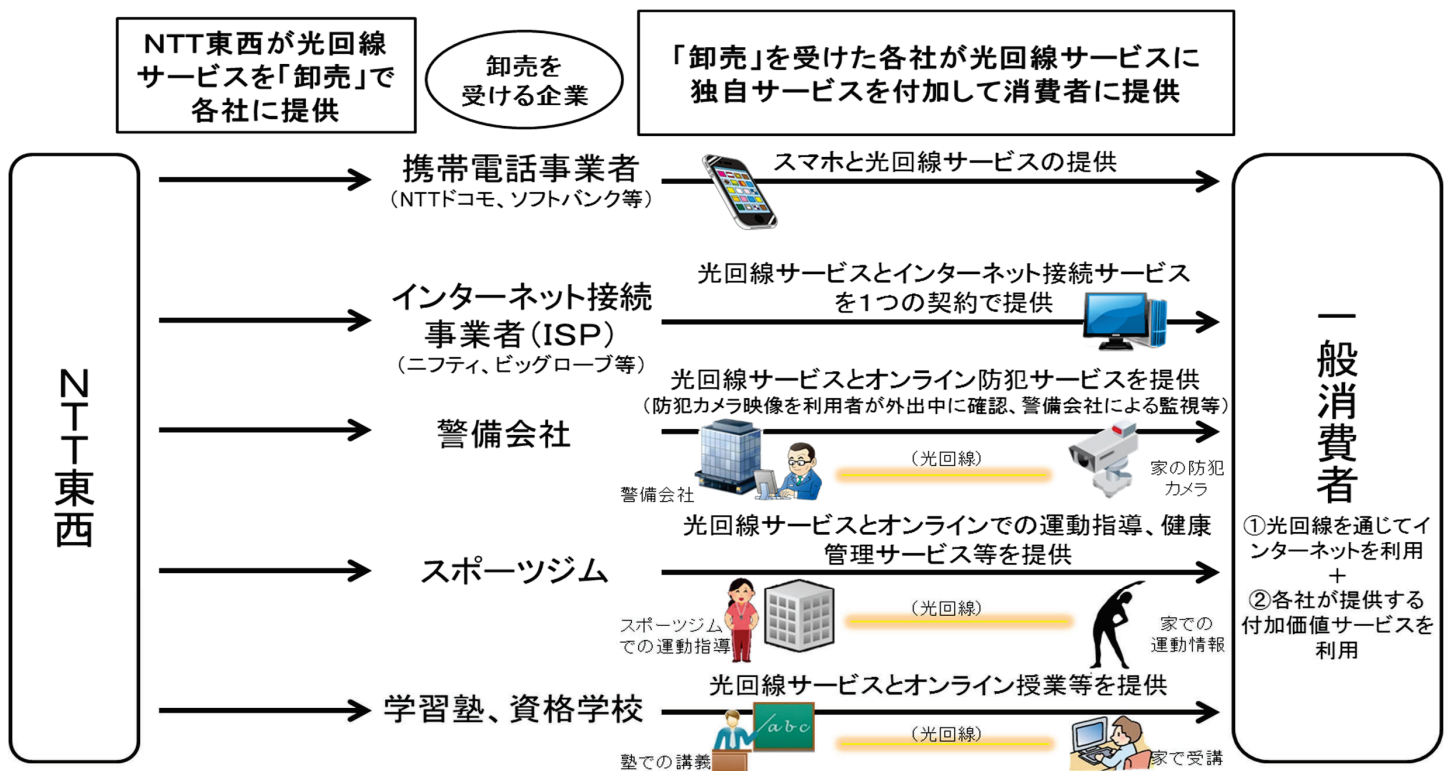
区分	20.3	21.3	22.3	23.3	23.12	24.3	24.6	24.9	24.12
SIMカード型	57 (34)	57 (31)	60 (32)	65 (35)	72 (40)	74 (43)	77 (44)	77 (45)	78 (46)
通信モジュール	25 (17)	24 (17)	29 (22)	31 (24)	32 (25)	32 (25)	32 (25)	34 (26)	36 (26)
単純再販	27 (19)	28 (20)	30 (18)	30 (17)	28 (17)	28 (17)	28 (17)	28 (17)	29 (18)
その他	3 (2)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
再卸	48 (32)	46 (32)	52 (36)	55 (37)	57 (38)	56 (37)	58 (37)	59 (38)	59 (38)

注1: 提供している契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。
 注2: 複数のサービスを提供する事業者については、それぞれの区分毎に事業者数を計上している。
 注3: 括弧内はそれぞれの区分に係るサービスの提供に当たり、MNOから直接回線の提供を受けるMVNOの事業者数。

(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

1-11 NTT東西による光回線の卸売サービスの概要

NTT東日本・西日本は、平成27年2月より、光回線の卸売サービスの提供を開始。

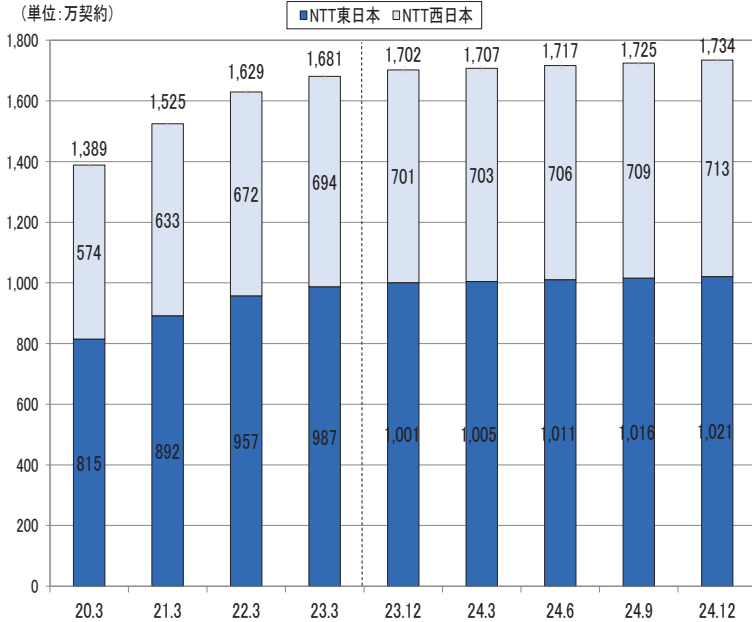


1-12 NTT東西による光回線の卸売サービスの契約数

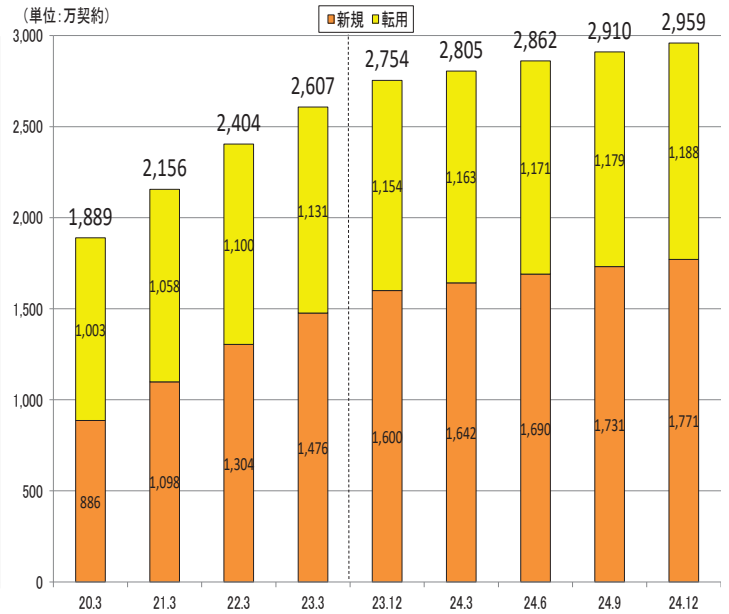
- ・NTT東西による光回線の卸売サービスの契約数は、NTT東西合計で1,734万(2024年12月末)。
- ・NTT東西別でみると、NTT西日本に比べ、NTT東日本が提供する契約数の方が大きく、全契約数の約59%。
- ・新規の開通数の割合が徐々に増加しているが、全開通数の約40%が転用※。

※転用:「フレッツ光」を利用中のユーザーが電話番号等を変更することなく卸先事業者の提供するサービスに切り替えること

【契約数の推移】



【累計開通数の推移】



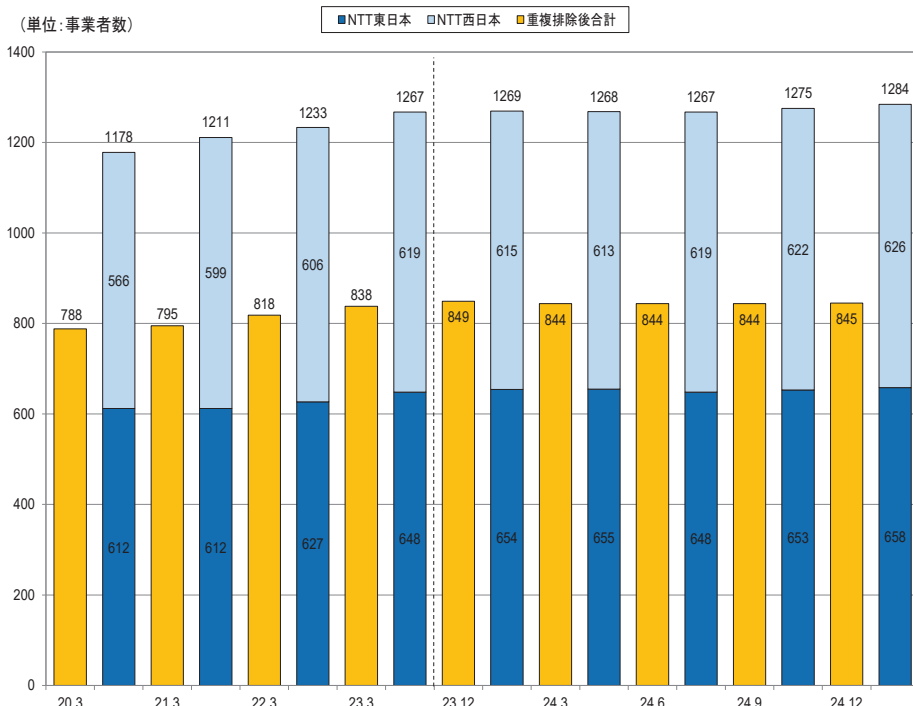
注1: 数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値等が一致しない場合がある。

注2: NTT東西において卸解約数の新規・転用別の内訳を集計していないため、卸契約数の新規・転用別の内訳は不明。

(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

1-13 NTT東西による光回線の卸売サービスの卸先事業者数

- ・卸先事業者数は、NTT東西の両者から卸電気通信役務の提供を受けている事業者の重複を排除した場合は845者。重複を排除しない単純合算の場合では1,284者(2024年12月末)。
- ・卸先事業者の約半数(439者)に対し、NTT東西の両者が卸電気通信役務を提供。

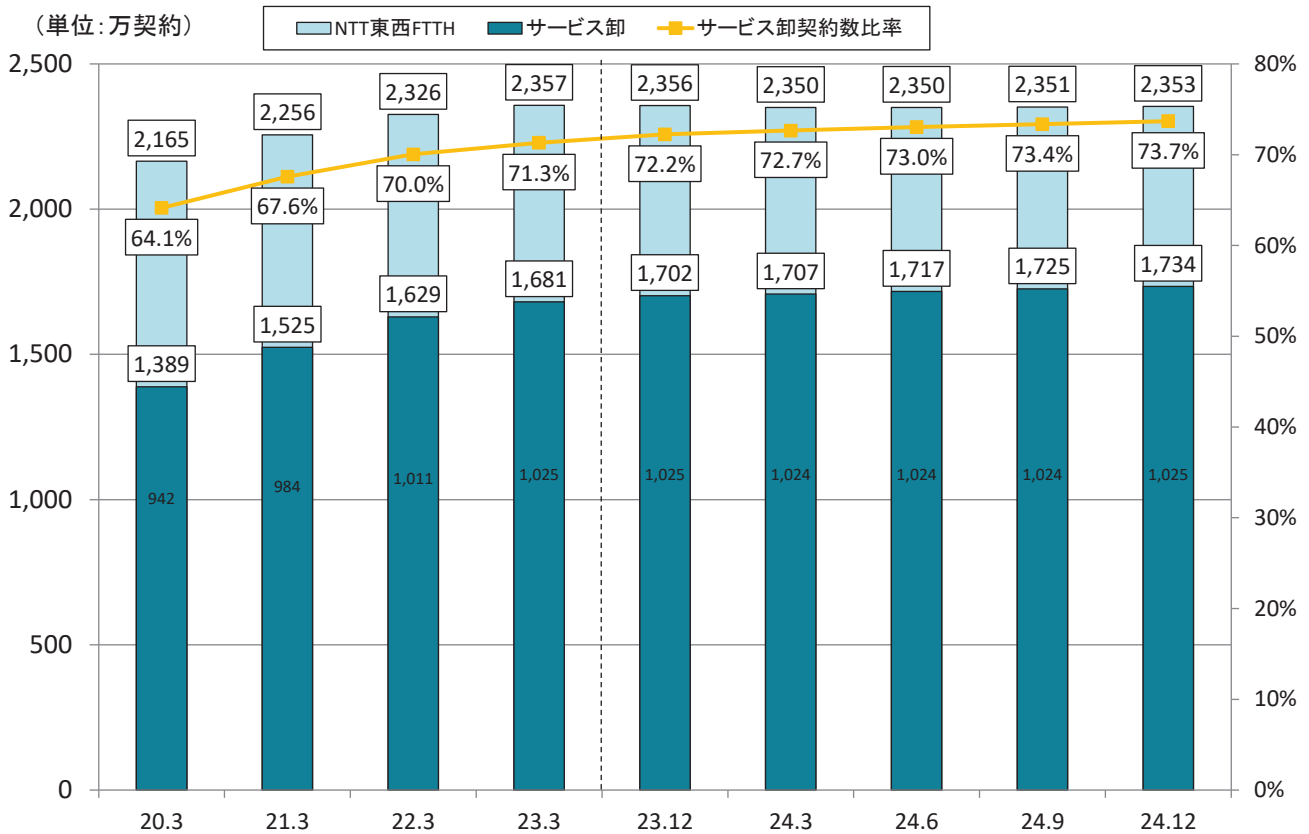


(参考) 事業者の分類(主な業種による分類)

- MNO : 3者
- CATV事業者 : 87者
- ISP・MVNO事業者 : 636者
- その他事業者 : 118者

(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

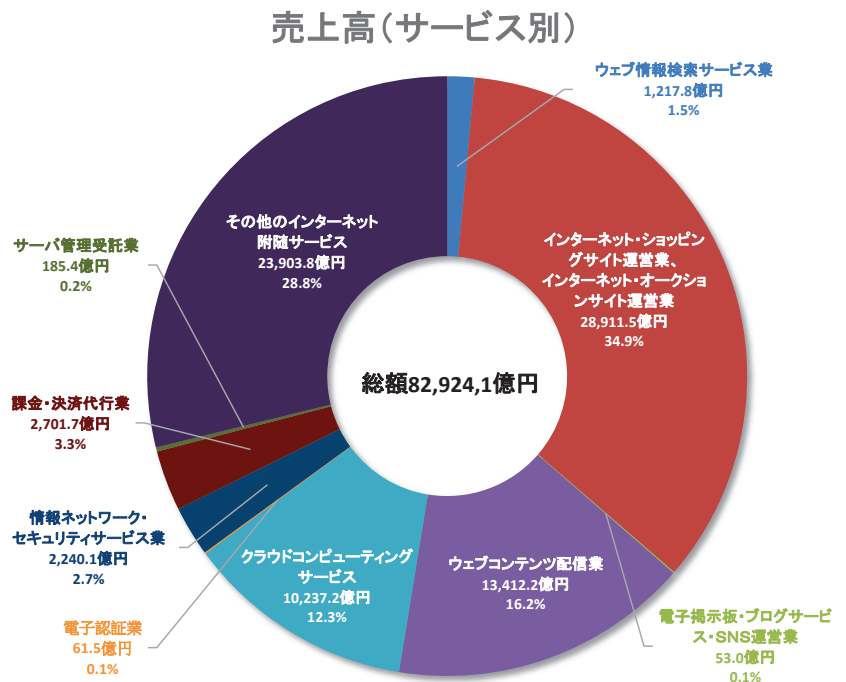
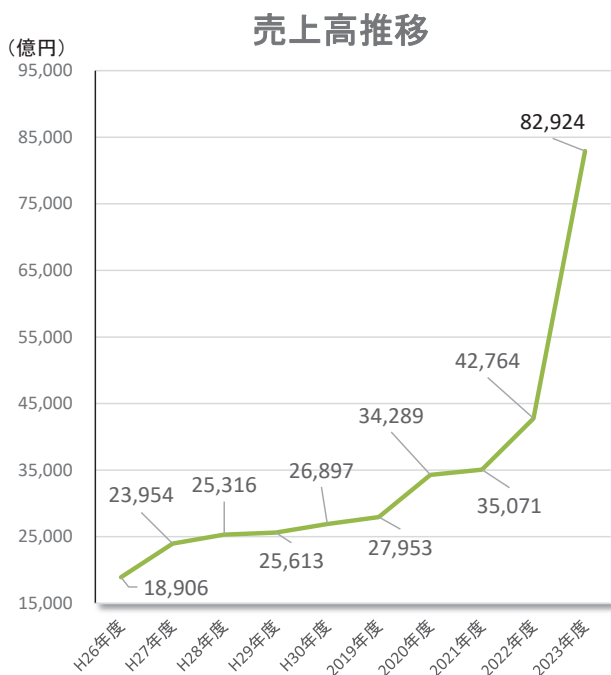
1-14 NTT東西のFTTH契約数及び当該契約数に占めるサービス卸の契約数比率



(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

1-15 インターネット附随サービス業

- ◆ 2023年度売上高は、全体では8兆2924億円（前年度比93.9%増）で、前年の最高値を更新。
- ◆ サービス別でみると、「インターネット・ショッピングサイト運営業、インターネット・オークションサイト運営業」（同400.6%増）、「ウェブコンテンツ配信業」（同367.5%増）が大幅に増加。他方、「電子掲示板・ブログサービス・SNS運営業」（同97.0%減）、「ウェブ情報検索サービス業」（同48.3%減）など、減少しているものも見られる。



(出典) 「情報通信業基本調査」(H26(2014)~2024)(※)に基づき作成

※ 2021年調査までは経済産業省と総務省との共管実施、2022年調査からは総務省単独実施 <https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/joho/osirase220523.html>

2 電気通信事業に関する規律

- (1) 現行の電気通信事業法による規律の概要
- (2) 電気通信事業に関する制度の変遷
- (3) 現行のNTT法の枠組み
- (4) 市場支配力を有する電気通信事業者に対する禁止行為
- (5) 指定電気通信設備制度の枠組み
- (6) 指定電気通信設備の範囲
- (7) 接続義務・接続拒否事由
- (8) NTT東西の接続料の算定方式
- (9) 令和7年度の音声接続料について
- (10) 加入光ファイバの接続料
- (11) 加入光ファイバ接続料の推移
- (12) モバイル接続料の推移
- (13) 卸電気通信役務と接続の違い
- (14) NTT東西の光回線の卸売サービスに関するガイドラインの概要
- (15) 指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドラインの概要
- (16) MVNOガイドラインの概要
- (17) 事業者間協議の円滑化に関するガイドラインの概要
- (18) トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドラインの概要
- (19) 接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針の概要
- (20) コンテンツ配信事業者等に係る紛争

2-1 現行の電気通信事業法による規律の概要

		電気通信事業者	
		第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(固定系)	第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(移動系)
参入・退出規制 外資規制		【参入】 登録 (①端末系伝送路設備の設置の区域が一の市町村(特別区を含む。)の区域を超える場合、または②中継系伝送路設備の設置の区間が一の都道府県の区域を超える場合) 上記以外の場合は届出 【退出】 事後届出 (利用者に対しては予め相当の期間をおいて周知が必要) 【外資規制】 なし (NTT持株に対しては3分の1の外資規制)	
料金・約款規制		原則として自由 【基礎的電気通信役務※1(ユニバーサルサービス:国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき役務)】 契約約款の作成、届出	
		【指定電気通信役務(※2)】 保障契約約款の作成、届出 【特定電気通信役務(※3)】 プライスキャップ規制(上限価格規制)	
利用者保護		事業休止の際の利用者に対する事前周知義務、電気通信役務の提供条件に関する説明義務、苦情等に関する適切・迅速な処理義務	
非対称規制	接続規制	電気通信回線設備を設置する全ての事業者に対し、接続請求応諾義務 ・接続約款の認可、公表 ・接続会計の整理 等	
	行為規制	なし 【禁止行為】 ・接続情報の目的外利用・提供 等 【特定関係事業者(NTTコム及びNTTドコモ)との間の禁止行為】 ・役員兼任 等	・接続約款の届出、公表 ・接続会計の整理 ※適用事業者については、市場シェア等も勘案して個別に指定(NTTドコモを指定) 【禁止行為】 同左

(※1)基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)制度

【ユニバーサルサービスの範囲】

電話のユニバーサルサービス:加入電話(加入電話に相当する料金で提供される光IP電話及びワイヤレス固定電話を含む)、第一種公衆電話、事前設置型災害時用公衆電話、緊急通報ブロードバンドのユニバーサルサービス:FTTHアクセスサービス、CATVアクセスサービス(HFC方式)、専用型ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス

【ユニバーサルサービス交付金制度の概要】

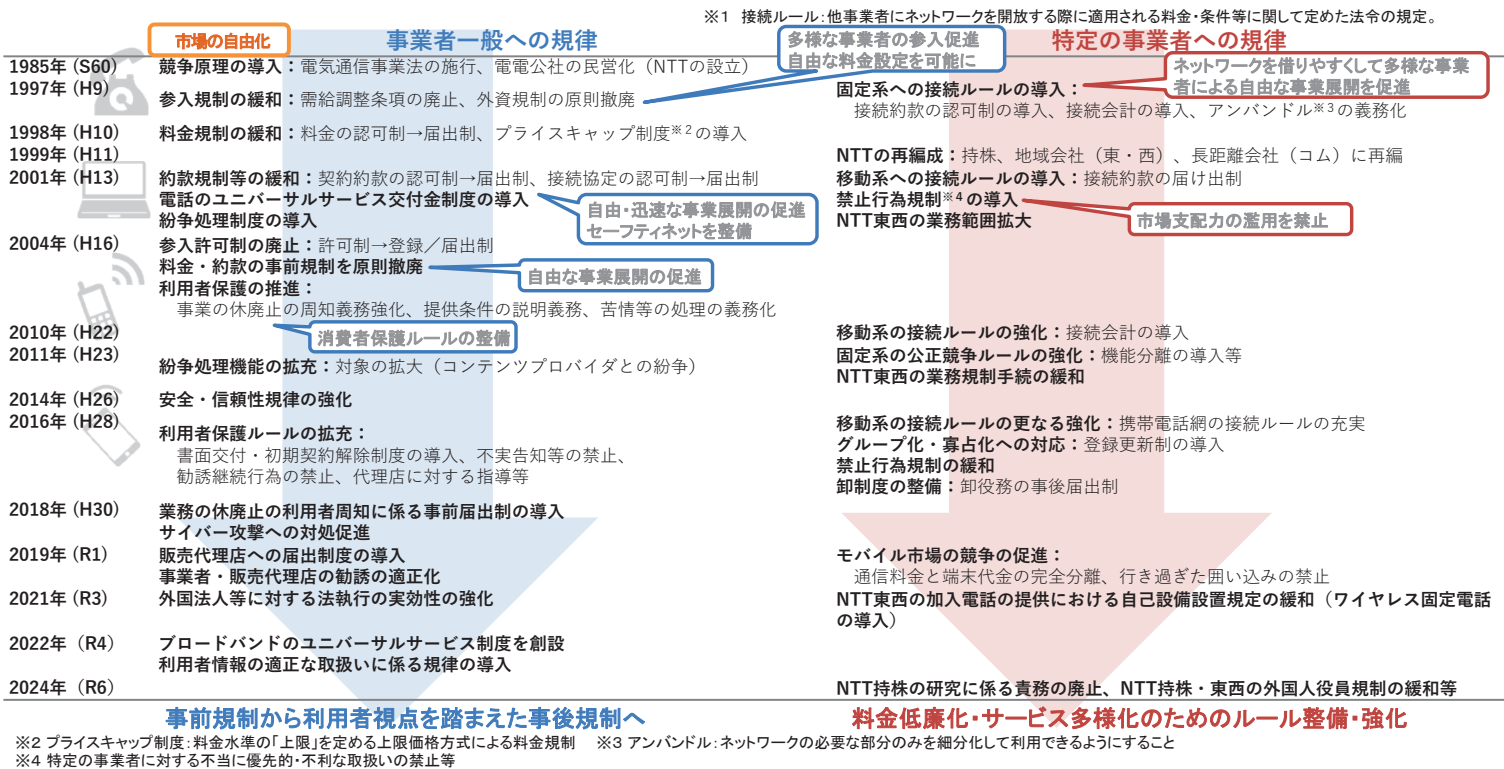
負担対象の電気通信事業者から徴収する負担金を原資とする交付金を交付することで、電話及びブロードバンドサービスのユニバーサルサービスへの提供に要する維持管理費用の一部を補填

(※2)指定電気通信役務=第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であって、他の電気通信事業者による代替的な役務が十分に提供されない役務:NTT東西の加入電話・ISDN、専用線、フレッツ光、ひかり電話、フレッツISDN等

(※3)特定電気通信役務=指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務:NTT東西の加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金、通話料・通信料、番号案内料)等

2-2 電気通信事業に関する制度の変遷

- 一般の事業者に対しては、自由で多様な事業展開を可能とするため、新規参入や料金に関する事前規制を緩和（現在では、利用者向け料金の事前規制は原則撤廃）する一方で、消費者保護ルールを充実。
- 特定の事業者（主要なネットワークを保有するNTT東西や携帯電話事業者）に対しては、そのネットワークを利用する事業者が公平な条件等でサービスを提供できるよう、接続ルール※1等の公正競争ルールを整備。



2-3 現行のNTT法の枠組み

	日本電信電話株式会社 (持株会社)	東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社 (地域会社)
目的 (第1条)	◇東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図る。 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行う。	◇地域電気通信事業を経営する。
事業 (第2条)	◇地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使 ◇地域会社に対する必要な助言、あつせんその他の援助 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究	◇地域(=同一の都道府県内)電気通信業務 ◇地域電気通信業務に附帯する業務(「附帯業務」) ◇地域会社の目的を達成するために必要な業務(「目的達成業務」)【事前届出】 等 ◇業務区域以外の区域における地域電気通信業務【事前届出】 ◇地域電気通信業務を営むために保有する設備・技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務(「活用業務」)【事前届出】
責務 (第3条)	◇国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保	
株式 (第4条～ 第7条)	◇3分の1以上の政府保有義務 ◇3分の1までの外資規制 ◇政府保有株式の処分制限	◇全ての株式を日本電信電話株式会社が保有
役員等 (第10条～ 第12条)	◇外国人代表取締役の禁止、役員3分の1未満まで ◇定款変更・合併等の決議認可 ◇事業計画認可	◇外国人代表取締役の禁止、役員3分の1未満まで ◇定款変更・合併等の決議認可 ◇事業計画認可

2-4 市場支配力を有する電気通信事業者に対する禁止行為

- シェアが高く市場支配力を有する事業者(市場支配的事業者)に対し、市場支配力を濫用して公正な競争を阻害することがないよう、不当な競争を引き起こすおそれがある行為についてあらかじめ禁止する制度。

<対象事業者>

- ① [固定通信市場] アクセス回線シェアが50%を超える電気通信事業者(一種指定設備設置事業者): NTT東西
- ② [移动通信市場] 二種指定設備設置事業者(端末シェア10%超)のうち、収益シェア40%超等の者: NTTドコモ

<NTT東西に対する禁止行為の内容>

接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用・提供

特定の事業者に対する不当に優先的・不利な取扱い

製造業者等への不当な規律・干渉

<NTTドコモに対する禁止行為の内容>

接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用・提供

総務大臣が指定するグループ内の事業者(特定関係法人※)に対する不当に優先的な取扱い

※ 東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイー、株式会社NTTデータ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ピーシーコミュニケーションズ、エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社

2-5 指定電気通信設備制度の枠組み

	第一種指定電気通信設備制度(固定系)	第二種指定電気通信設備制度(移動系)
指定要件	業務区域ごとに50%超のシェアを占める加入者回線を有すること NTTを指定(97年) (その後、再編に伴いNTT東日本・西日本を改めて指定(01年))	業務区域ごとに10%超(当初は25%超)の端末シェアを占める伝送路設備を有すること NTTドコモ(02年)、KDDI(05年)、沖縄セルラー(02年)、ソフトバンク(12年)、WCP(19年)、UQ(19年)を指定
指定対象設備	加入者回線及び当該回線を用いて電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって、他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備	基地局や交換機等、移動体通信役務を提供するために設置される電気通信設備であって、他の電気通信事業者との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備
接続関連規制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 接続約款(接続料・接続条件)の認可制 ■ 接続会計の整理義務 ■ 網機能提供計画の届出・公表義務 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 接続約款(接続料・接続条件)の届出制 ■ 接続会計の整理義務
卸関連規制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 卸電気通信役務の届出制 ■ 特定卸役務の提供義務・情報提示義務 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 卸電気通信役務の届出制 ■ 特定卸役務の提供義務・情報提示義務
利用者料金関連規制	<p>指定電気通信役務(第一種指定電気通信設備により提供される役務であって、他の事業者による代替的なサービスが十分に提供されないもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 契約約款の届出制 ■ 電気通信事業会計の整理義務 <p>特定電気通信役務(指定電気通信役務のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きいもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ プライスキャップ規制 	<p>更に、収益ベースのシェアが25%を超える場合に個別に指定された者に対する規制</p> <p>NTTドコモ(02年)を指定</p>
行為規制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定業務以外への情報流用の禁止 ■ 各事業者の公平な取扱い ■ 製造業者等への不当な規律・干渉の禁止 ■ 特定関係事業者との間のファイアウォール ■ 設備部門と営業部門との間の機能分離 ■ 委託先子会社への必要かつ適切な監督 ■ 電気通信事業会計の整理義務 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定業務以外への情報流用の禁止 ■ グループ内事業者の不当な優遇の禁止 ■ 電気通信事業会計の整理義務

2-6 指定電気通信設備の範囲

- ・ 現行制度は、オープン化の対象となる具体的な設備を、実現される機能を念頭に置きつつ指定。
- ・ 平成20年7月7日、NGN及びひかり電話網を第一種指定電気通信設備の対象化。
- ・ 平成22年1月8日、戸建て向け光信号用の屋内配線設備を第一種指定電気通信設備の対象化。
- ・ 令和3年4月1日、PSTNからIP網への移行に伴い新たに利用することになる設備（セッションボーダコントローラ、ENUMサーバ、IP電話用DNSサーバ）を第一種指定電気通信設備の対象として明確化。
- ・ 令和5年6月16日、県間通信用設備（IPoE接続及びIP音声接続に係るものに限る。）を第一種指定電気通信設備の対象化。

第一種指定電気通信設備の指定内容

IP/ PSTN	指定設備
共通	①固定端末系伝送路設備（終端装置、屋内配線設備等を含む。）
共通	②端末系交換等設備
IP網	③収容ルータ
	④中継ルータ
共通	⑤中継系交換等設備
共通	⑥市内伝送路設備
共通	⑦中継系伝送路設備
IP網	⑧SIPサーバ
	⑨セッションボーダコントローラ
	⑩ENUMサーバ
	⑪IP電話用DNSサーバ
共通	⑫付随設備（接続用伝送路設備等を含む。）
PSTN	⑬公衆電話機
PSTN	⑭番号案内関係設備

※県間通信IIに用いるものについてはIPoE接続及びIP音声接続に係るものに限る。

第二種指定電気通信設備の指定内容

交換設備	1. 特定移動端末設備と接続される伝送路設備を直接収容するもの（第二種指定端末系交換設備）
	2. 第二種指定端末系交換設備以外の交換設備であって業務区域内における特定移動端末設備との通信を行うもの（第二種指定中継系交換設備） （ルータにあつては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるものうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。）
伝送路設備	3. 第二種指定中継系交換設備の交換設備相互間に設置される伝送路設備
	4. 特定移動端末設備へ電波を送り、又は特定移動端末設備から電波を受け無線局の無線設備（第二種指定端末系無線基地局）
	5. 第二種指定端末系無線基地局と、第二種指定端末系交換設備が設置されている建物（第二種指定端末系交換局）との間に設置される伝送路設備
その他	6. 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物との間に設置される伝送路設備
	7. 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
	8. 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
	9. 他の電気通信事業者の電気通信設備と1.~8. に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（3.~8. に掲げるものを除く。）

2-7 接続義務・接続拒否事由

◎接続義務

電気通信事業では、各事業者のネットワークを様々な形で相互接続することによって、利用者が多様なサービスを楽しむことから、ネットワークを保有している全ての事業者に対して、以下のような場合（接続拒否事由）を除き、他事業者からの接続の請求に応諾しなければならない。（電気通信事業法第32条）

電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき（法第32条第1号）

【例】

- ✓ 電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えるおそれがあるとき（逐条解説）
- ✓ 請求された接続により、請求を受けた者の提供する電気通信役務について適正な品質の保持が困難となる時（逐条解説）
- ✓ MNOがMVNOの接続の申込みに応じることにより、当該MVNOのシステムが当該MNOのHLR等のシステムを損傷するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合（MVNOガイドライン）
- ✓ MNOがMVNOへ課金情報を提供する際に、当該MNOの利用者の個人情報等が当該MVNOから外部に流出するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合（MVNOガイドライン）
- ✓ MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、当該MNOにおける周波数の不足等により当該MNOの利用者への電気通信役務の円滑な提供に支障を来すおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合（MVNOガイドライン）

電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき（法第32条第2号）

【例】

- ✓ 請求者の役務と需要を共通としているため、請求を受けた者において電気通信回線設備の保持が経営上困難になる等、経営に著しい支障が生じるとき（逐条解説）
- ✓ 接続を拒否するためには、客観的な事実に基づいて、当該接続により相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できなければならない（電気通信事業紛争処理委員会答申（平成22年7月8日））

その他、総務省令で定める正当な理由があるとき（法第32条第3号）

接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り又は怠るおそれがあるとき（施行規則第23条第1号）

【例】

- ✓ 請求者の運転資本等や、期待される短期的な収益、予定される資金調達を考慮しても、請求者が接続に関し負担すべき金額や、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれを払拭するための預託金の金額を支払うことができると判断することはできない場合は、接続拒否事由にあたる（電気通信事業紛争処理委員会答申（平成22年7月8日））

接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき（施行規則第23条第2号）

【例】

- ✓ MVNOが申し込んだ接続形態を実現するためにMNO側において要するシステム改修等の程度が著しく過大であり、当該システム改修に要する費用の回収が見込めないと認められる合理的な理由が存在する場合（MVNOガイドライン）

接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、

かつ、正当な理由なく当該請求を受けた電気通信事業者による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないとき（施行規則第23条第3号）

【例】

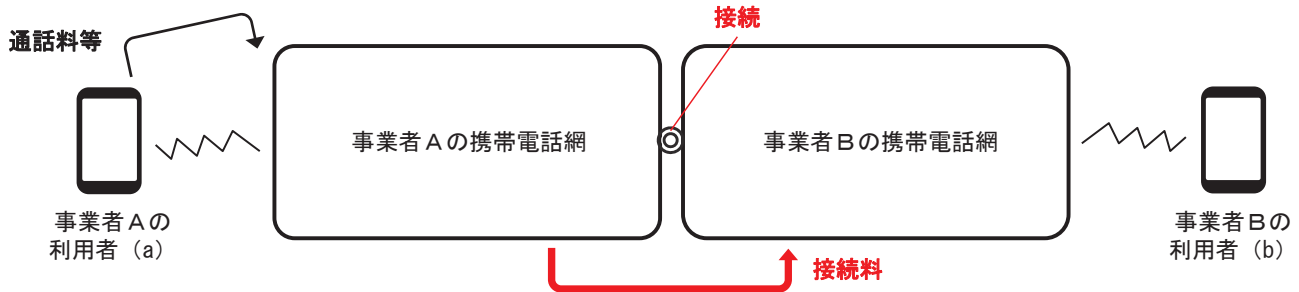
- ✓ 着信側事業者と利用者との間の着信インセンティブ契約等の重大な接続協定違反があり、発信側事業者がその改善を求めても、着信側事業者が応じない場合

【参考】電気通信事業分野における接続

- 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から、電気通信回線設備との接続の請求を受けたときは、原則としてこれに応じる義務を有する(接続応諾義務、電気通信事業法第32条)。

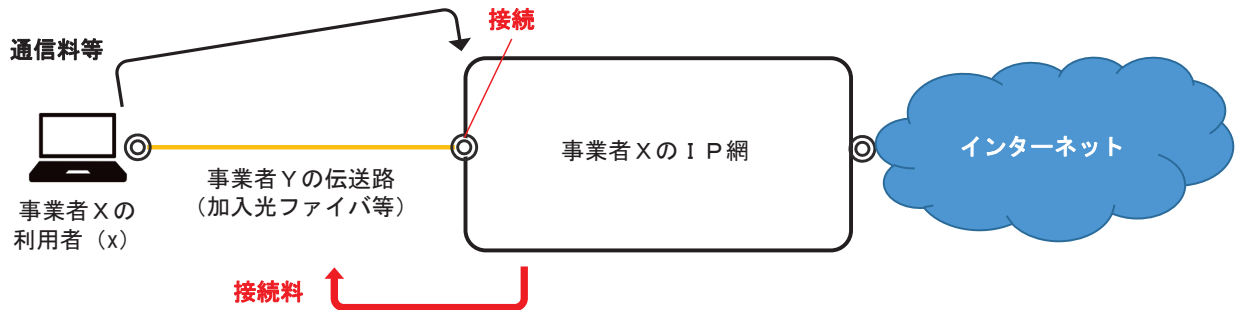
■ 携帯電話（音声通信）の例

下図 (a) から (b) の通信の場合、事業者Aは、事業者Bの携帯電話網の接続料を支払う。



■ 固定ブロードバンド（データ通信）の例

下図 (x) からインターネットへの通信の場合、事業者Xは、事業者Yの伝送路（加入光ファイバ等）の接続料を支払う。



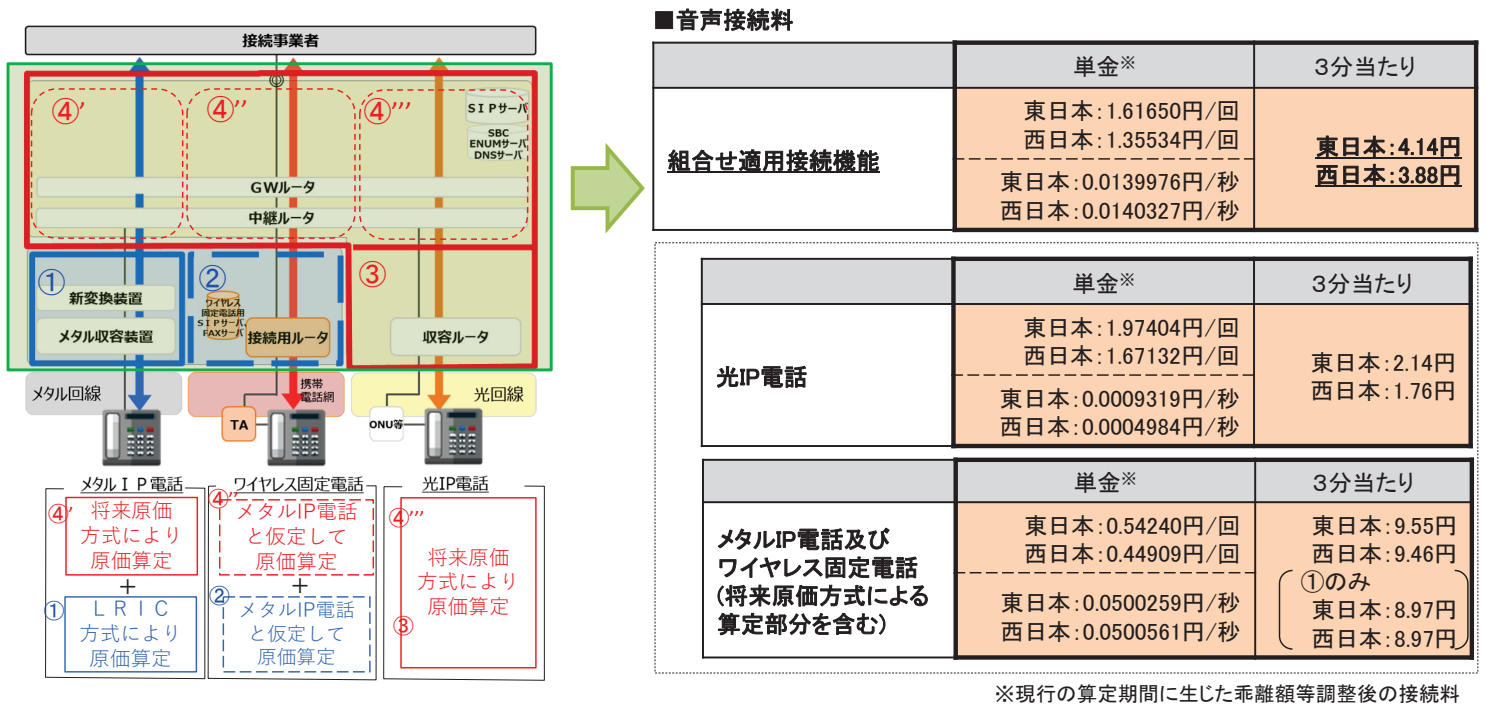
2-8 NTT東西の接続料の算定方式

接続料算定方法の一覧

算定方式		算定方式の概要	対象となる主な接続機能
実際費用方式	実績原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 前々年度の実績需要・費用に基づき算定 当年度の実績値が出た段階で、それにより算定した場合との乖離分を翌々年度の費用に調整額として加算 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線(ドライカッパ、ラインシェアリング) 中継光ファイバ回線 専用線 公衆電話 等
	将来原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービスに係る設備に適用 原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線(光ファイバ) NGN
長期増分費用方式(LRIC方式)		<ul style="list-style-type: none"> 仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定 前年度下期+当年度上期の通信量を使用 	<ul style="list-style-type: none"> 電話網(メタルIP電話)
事業者向け割引料金(キャリアズレート)		<ul style="list-style-type: none"> 小売料金から営業費相当分を控除したものを接続料とする 	<ul style="list-style-type: none"> ISDN加入者回線(INS1500) 専用線

2-9 令和7年度の音声接続料について

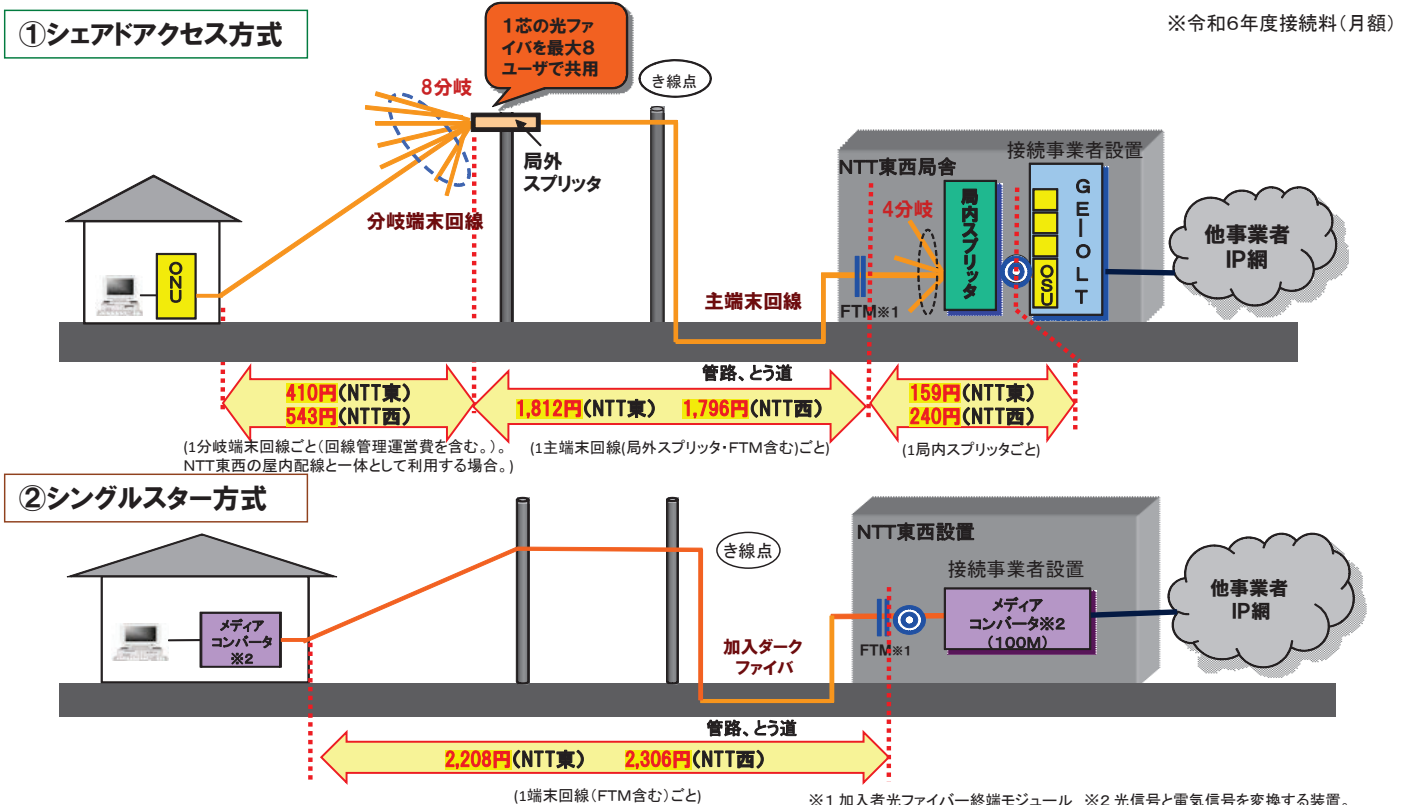
- IP網への移行後、**組合せ適用接続機能の接続料を新たに設定。**メタルIP電話、ワイヤレス固定電話及び光IP電話を同一の接続料とし、相互接続トラフィックにおける割合に基づいて加重平均を行い算出。



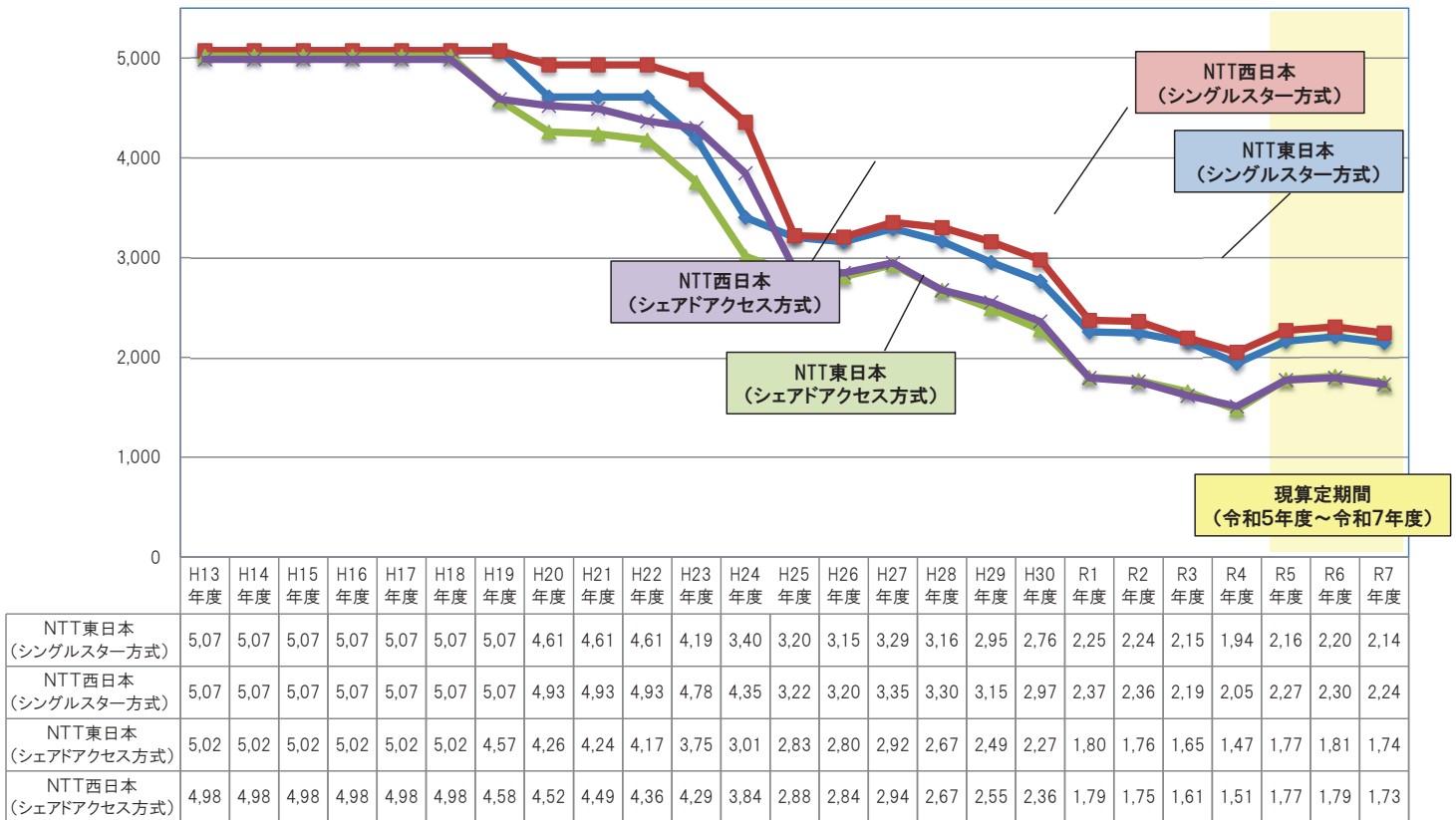
2-10 加入光ファイバの接続料

加入光ファイバは、現在、次の2つの方式により提供。

- ①シェアドアクセス方式(加入光ファイバのうち主端末回線部分を最大8利用者で共用する方式)
- ②シングルスター方式(全区間において一芯の加入光ファイバを利用する方式)



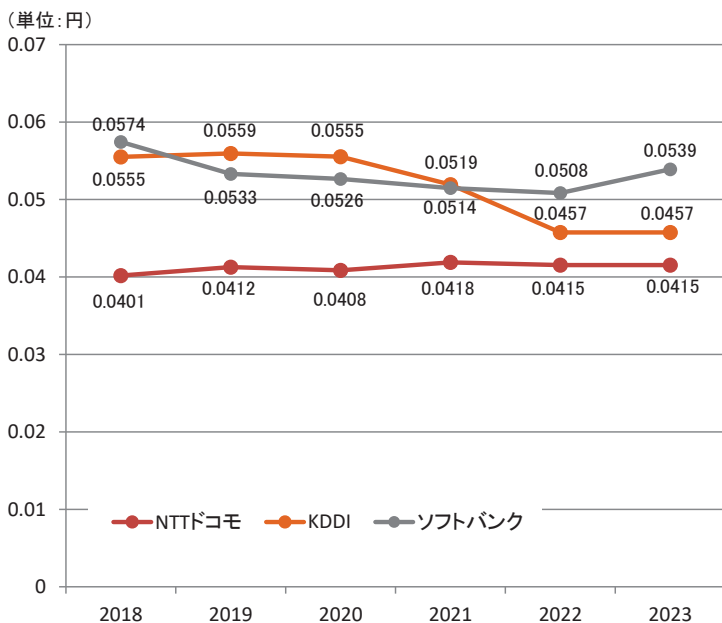
2-11 加入光ファイバ接続料の推移



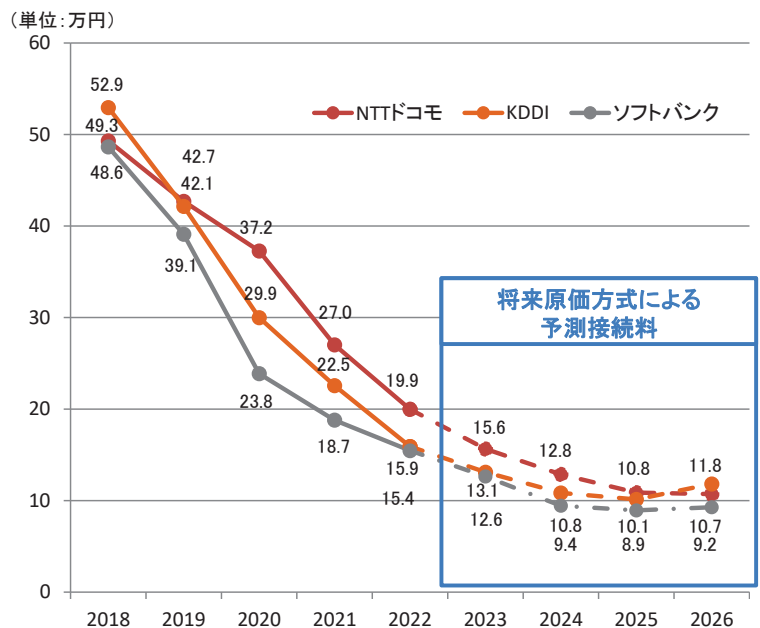
※1 シングルスター及びシェアアクセスの接続料は、7年間(H13年度～H19年度)、3年間(H20年度～H22年度)、(H23年度～H25年度)、(H26年度～H28年度)、4年間(H28年度～H31年度)、3年間(R2～R4)、3年間(R5～R7)を算定期間とする将来原価方式により算定。
 ※2 シェアアクセスについては局外スプリッタ料金(H18年度までは将来原価方式、H19年度以降は実績原価方式で算定)を含み、引込線料金(加算料)を含まない。

2-12 モバイル接続料の推移

音声接続料の推移(1秒あたり)



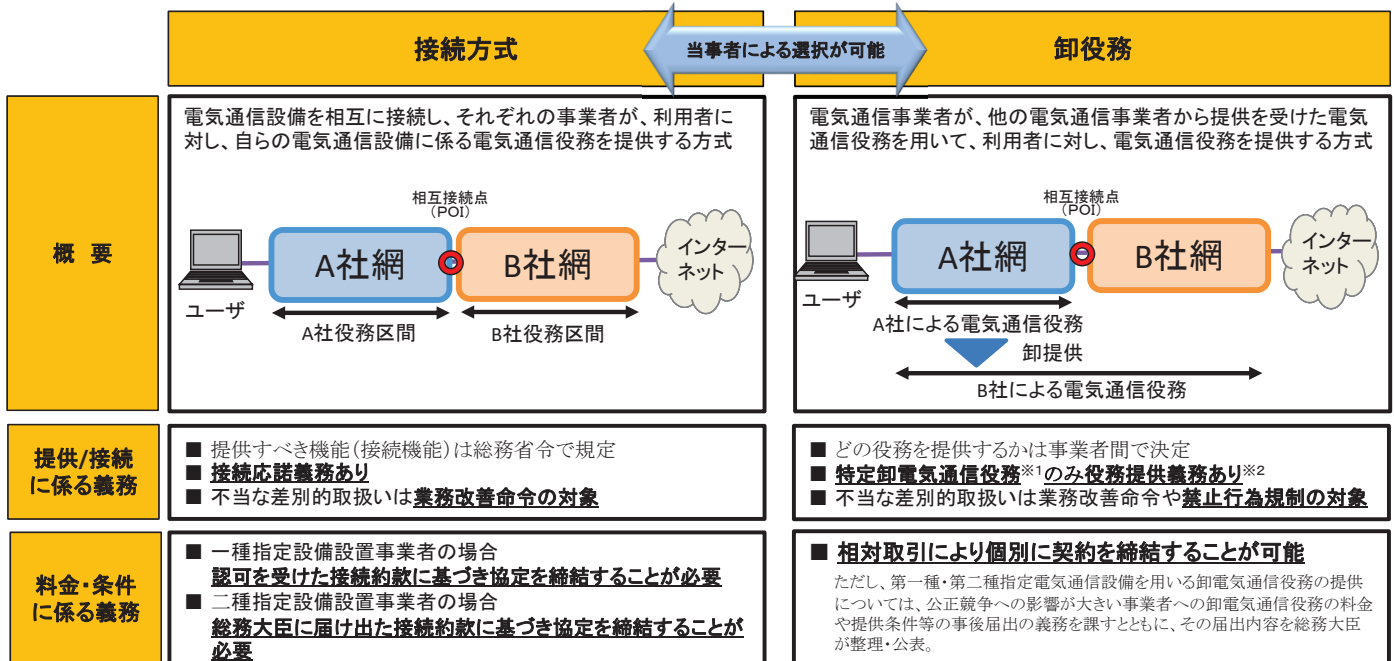
データ接続料の推移(10Mbpsあたり・月額)



※1: KDDI及びSBの2020年度以降のデータ接続料は、それぞれのグループの全国BWA事業者(UQ及びWCP)と共同で算定したもの。
 ※2: 2022年度までのデータ接続料は、原価、利潤及び需要の各年度実績に基づく「実績原価方式」により算定された接続料を表示。
 ※3: 2023年度のデータ接続料は、2023年2月末届出時の予測値。

2-13 卸電気通信役務と接続の違い

- 接続とは、電気通信設備相互間を電氣的に接続することをいう。(相互間で通信が可能な状態)
- 卸電気通信役務とは、「電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務」(法第29条第1項第10号)をいう。
- 電気通信設備が電氣的に接続される場合について、接続に関する協定により料金・条件を決定する方法以外に、**物理的な接続形態を変えないまま、契約形態上「卸役務」方式とすることにより、当事者間の相対交渉により料金・条件を決定することも可能。**



※1 指定設備を用いる卸電気通信役務のうち、別に省令で定める電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないもの以外のもの。

※2 ただし、特定卸電気通信役務以外の卸役務であっても基礎的電気通信役務又は認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、当該電気通信役務の提供を拒んではならない(法第25条、第121条)。指定電気通信役務については、正当な理由がなければ、保障契約約款による提供を拒んではならない。

2-14 NTT東西の光回線の卸売サービスに関するガイドラインの概要

NTT東西の光回線の卸売サービスに関する電気通信事業法の適用関係を明確化することにより、公正な競争環境を確保するとともに、行政運営に関する予見可能性を高めることを目的として、ガイドラインを策定(令和5年4月最終改定)。

電気通信事業法上問題となり得る行為に関するガイドラインの主な記載

卸提供事業者(NTT東西)が行う行為

①競争阻害的な料金の設定等

・NTT東西の光回線の卸売サービス(「サービス卸」)の料金等(工事費、手続費等を含む。)について、自己の関係事業者のみを対象とした割引料金の設定など、特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱うこと

・「サービス卸」の料金等(工事費、手続費等を含む。)について、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかとなる大口割引を行うこと

②提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い、③技術的条件に係る不当な差別的取扱い、④サービス仕様に係る不当な差別的取扱い、⑤競争阻害的な情報収集、⑥情報の目的外利用、⑦情報提供に係る不当な差別的取扱い、⑧卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉、⑨業務の受託に係る不当な差別的取扱い、⑩正当な理由がない役務提供拒否及び情報提示拒否

卸先事業者が行う行為

①競争阻害的な料金の設定等

・「サービス卸」を活用し固定通信サービスとモバイルサービスをセット提供・セット割引をする場合において、競争阻害的な料金設定や過度のキャッシュバックなどの行為により、卸役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置する競争事業者(CATV事業者等)の設備の保持が経営上困難となるおそれを生じさせること

・(市場支配的事業者である)NTTドコモが、「サービス卸」を活用する際、合理的な理由なく、(NTT東西の提供する「サービス卸」のみとの)排他的な組み合わせで、自己が提供する他のサービス(モバイルサービスなど)との割引サービスを提供すること

②契約前の説明義務の履行不十分、③書面交付義務の履行不十分、④業務の休廃止の周知の履行不十分、⑤苦情等の処理の履行不十分、⑥不実告知・事実不告知、⑦自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止、⑧勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為、⑨その他利用者利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為の禁止、⑩卸先契約代理業者に対する指導等の履行不十分

販売代理店等が行う行為

①契約前の説明義務の履行不十分、②不実告知・事実不告知、③自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止、④勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為、⑤その他利用者利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為の禁止

2-15 指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドラインの概要

- 接続料の算定等に関する研究会第四次報告書の内容を踏まえ、令和2年9月25日に「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」を策定。
- ガイドラインは、指定設備卸役務について、接続による代替性を評価し、それが不十分である場合に指定設備卸役務の提供料金が適正に定められていることを検証することで、電気通信事業者間の公正競争を確保することを目的とする。

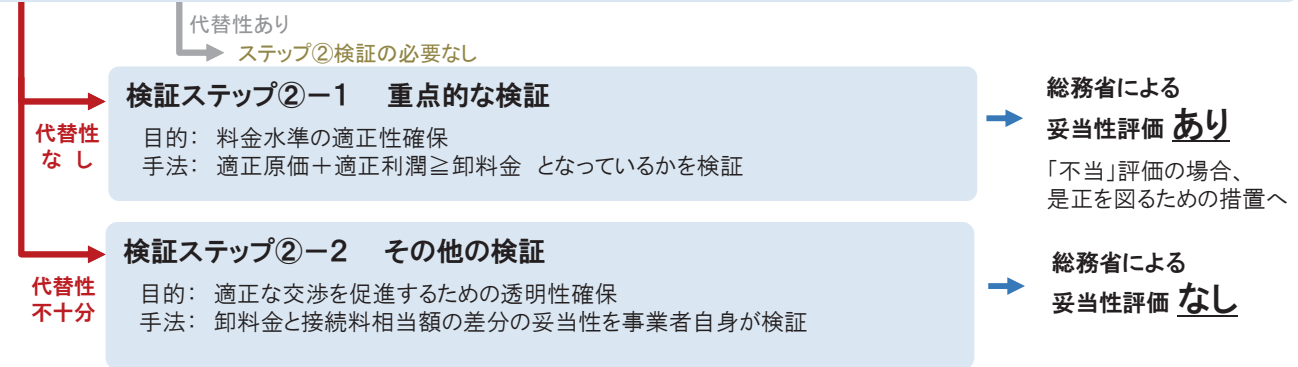
検証対象の選定

卸先事業者から、具体的な課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと総務省において判断した指定設備卸役務を検証の対象とする。

↓ 検証の必要あり → 検証の必要なし

検証ステップ① 代替性の有無の検証

指定設備卸役務と同様の設備利用形態・利用条件等により、接続が利用可能(代替可能)かの検証



※ 「接続料」「卸料金」等に関する時系列検証は、ステップ②に進んだ指定設備卸役務全てを対象に実施

2-16 MVNOガイドラインの概要

- ・ 電波の有限希少性により新規参入に制約のあるモバイル市場においては、既存の携帯電話事業者(MNO)から無線ネットワークを調達してサービスを提供するMVNOの新規参入を促し、モバイル事業者間の競争を進展させることが重要。
- ・ このため、MVNOの参入手続などMVNOの事業展開を図る上で必要となる法令を解説するガイドラインの策定・見直しや、ネットワーク調達に関する規律の見直しなどを通じて、MVNOの新規参入を促進。

MVNOガイドライン※の概要

※MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(2002年策定、2024年最終改定。今後も必要に応じて改定を実施。)

■ MVNOの事業開始に必要な手続

- ✓ MVNOは、事業を営もうとする場合、電気通信事業法に基づき、登録又は届出が必要
- ✓ MVNOは、無線局を自ら開設しないことから、電波法に基づく無線局免許の申請等の手続は不要

■ MVNOとMNOとの関係

- ✓ MVNOが利用者にサービスを提供する場合、MVNOが利用者料金を設定することが可能
- ✓ MVNOのネットワーク調達の際の設備の使用料(接続料)は、従量制課金のほか、回線容量単位(帯域幅)の課金方式を採用することも可能

■ MNOにおけるコンタクトポイントの明確化

- ✓ MNOは一元的な窓口(コンタクトポイント)を設け、MVNOとの協議を適正・円滑に行う体制を整備することが望ましい

■ MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化

- ✓ MVNOの競争上の地位を守るため、MNOネットワーク提供に当たって必要となるMVNOの事業計画等の聴取について、聴取可能な範囲を例示列挙

■ ネットワークの輻輳対策

- ✓ 無線ネットワークの輻輳対策については、MVNOとMNOとの十分な協議や、MVNOに対する必要な情報提供が求められる

■ 協議が調わなかった場合の手続

- ✓ MVNOとMNOとのネットワーク調達の協議が調わなかった場合は、総務大臣による協議命令・裁定制度や、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁制度の利用が可能

■ MVNOによる端末の調達

- ✓ MVNOは、自ら端末を調達し、MNOのネットワークにおける端末の適切な運用を求めることが可能

■ MVNOと利用者との関係

- ✓ MVNOが利用者の個人情報を取り扱う際は、個人情報保護法や通信の秘密の規定の遵守が必要
- ✓ MVNOは、利用者に対する料金等の提供条件の説明や、苦情等に対する適切な処理が必要

■ 契約数等の報告

- ✓ 契約数が3万以上であるMVNO及びMNOであるMVNOは、毎四半期ごとに契約数等の報告が必要

2-17 「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(2012年7月策定)の概要①

1 ガイドラインの目的・対象

- 接続協定は双方の合意のみで効力を生じることが原則であり、合意を円滑に形成するため、接続料及び接続条件に関し当事者間で十分な協議が行われることが望ましい。
- 他方、近年の競争環境の変化やネットワークの複雑化・多様化を背景とし、当事者間で接続料等について十分な協議がなされないまま接続協定が締結又は変更される事例や、事後的な紛争手段に移行するケースも発生。事業者間協議による合意形成が円滑になされない場合、公正競争の確保が十分になされないおそれや、利用者利便が損なわれる可能性がある。
- 本ガイドラインは、以上の考え方や事業法第32条の趣旨を踏まえ、電気通信事業者間におけるネットワークの接続に関し、事業者間協議における接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等を明確化するもの。これにより、協議における予見可能性を高め、事業者間協議の円滑化を図り、もって電気通信市場における公正競争を促進するとともに利用者利便の増進を図ることを目的とする。
- 本ガイドラインは、新たな規制の導入を意図するものではない。また、従前より事業者間協議が円滑に行われていた場合についてまで、従前の協議の方法の変更を求めるものではない。
- 本ガイドラインは、全事業者を対象とし、接続に係る事業者間協議を実施する際の指針を示すもの。ただし、携帯電話事業者の接続料に係る協議及び移動通信事業者とMVNOの間の協議については「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」を併せて参照。

2 事業者間協議のプロセス

- 接続に係る協議に対応するための窓口を明確化し、これを対外的に公表するとともに、接続事業者からの問合せや接続に係る協議の申込等に対して遅滞なく対応することが望ましい。
- 接続協定を締結又は変更しようとする場合、十分な協議が可能な期間を確保して事業者間協議を開始することが望ましい。
- 事業者間協議に当たり、接続料の水準が争点となった場合には、算定に当たっての考え方、算定方法や算定根拠について協議を実施すること等が考えられる。
- なお、接続当事者間の合意がある場合には音声接続におけるビル&キープ方式を採用することが可能である。

2-17 「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(2012年7月策定)の概要②

3 双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示

- 双務的な接続形態に係る接続料についての協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者間で合理的な理由なく差が生じないように留意することが適当。
- 上記のような接続形態において、一方の事業者が他方の事業者と異なる水準の接続料を設定する場合であって、接続料の水準について十分な合意が成立しない場合には、当該水準の接続料を設定する理由について、算定根拠に係る情報を一定程度開示しつつ説明するとともに、協議を行う事が望ましい。
- 指定設備設置事業者についても、接続約款の認可又は届出の手続を経たことをもって、直ちに接続事業者に対する接続料の算定根拠に関する説明が不要となるものではない。

4 接続に必要なシステム開発等

- 接続に必要なシステム開発・更改に当たっては、当事者間の協議を踏まえて機能や仕様、コスト負担の方法を決めることが望ましい。
- 接続に必要なシステムのうち、コストの負担、仕様、業務フローへの影響等の点で接続事業者に対する影響が特に大きいと予想されるものについては、開発・更改に着手する前に当事者間で十分な協議を行い、可能な限り各当事者の意見を聴取すること等が適当。

5 協議が調わなかった場合の手続

- 事業者は、接続協定の安定的な運用に努めることが望ましいものの、協議が調わなかった場合、当事者は法令の定める紛争処理スキーム(総務大臣による協議命令・裁定及び電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁)を利用することが可能。

6 その他

- 総務省は、今後、必要に応じてガイドラインの見直しを行う。

2-18 トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン(2024年9月策定)の概要①

1 ガイドラインの目的

- 昨今、音声伝送役務に係る接続において、携帯電話事業者が提供する「かけ放題サービス」を利用して、意図的に接続料収入を得ようとする「トラヒック・ポンピング」が発生していると指摘されている。
- このような行為を抑止するとともに、このような行為が発生した場合の迅速な解決を図るため、「トラヒック・ポンピング」において見られる「着信インセンティブ契約」に関する業務改善命令の適用の考え方を示すものである。

2 用語の定義

- 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)において使用する用語の例によるほか、次のとおりとする。

(1)着信インセンティブ契約

音声伝送役務に係る接続協定(発着トラヒックの量に応じて相互に接続料を支払う通常の電気通信事業者間精算方式が採用されているものに限る。)の一方の電気通信事業者が他方の電気通信事業者の電気通信役務の利用者との間で締結する契約であって、着信側事業者が、発信側事業者の利用者が当該着信側事業者の利用者に発信するトラヒックの量に応じて当該発信側事業者の利用者に対して金員等を支払うもの(卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者や媒介等業務受託者と契約し、間接的に利用者に金員等を支払う場合を含む。)のことをいう。

(2)トラヒック・ポンピング

着信インセンティブ契約を締結することにより、トラヒックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させることをいう。

(3)他者料金設定トラヒック

接続協定において他の電気通信事業者が電気通信役務に関する利用者料金を定めることとされているトラヒックをいう。

(4)他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約

着信インセンティブ契約のうち、他者料金設定トラヒックの量に応じて金員等を支払うものをいう。

2-18 トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン(2024年9月策定)の概要②

3 トラヒック・ポンピングの禁止

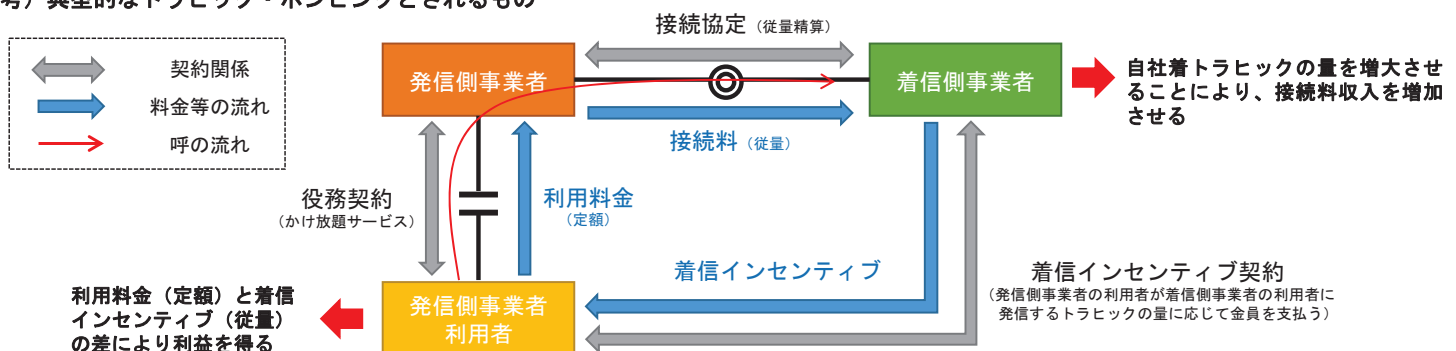
- トラヒック・ポンピングは、トラヒックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させるものであり、他の電気通信事業者の業務への影響のほか、ネットワークの輻輳や利用者料金の不適正な設定等が発生しかねず、電気通信の健全な発達や利用者の利益の保護などの公共の利益を著しく阻害するおそれがある。
- このため、トラヒック・ポンピングを発生させるおそれのある、以下のような典型的な不適切な着信インセンティブ契約については、業務改善命令の要件に該当し得る。

- (1) 接続協定において料金を定めることとされている電気通信事業者の合意のない他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約
- (2) 接続する他の電気通信事業者の契約約款に違反する行為を助長する蓋然性の高い着信インセンティブ契約

4 その他

- 総務省は、今後、必要に応じて本ガイドラインの見直しや所要の行政上の対応を行っていくこととする。

(参考) 典型的なトラヒック・ポンピングとされるもの



2-19 「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」の概要

- 電気通信事業者間の電気通信設備の接続等に係る金額に関する交渉の円滑化のため、平成30年1月、「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」を策定。

電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額(以下「金額」という。)について当事者間の協議が調わないときは、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第35条第3項又は第4項の規定により、当事者の一方又は双方は、総務大臣の裁定を申請することができることとされている。このような申請を受理したときは、総務省では、次の方針を基本として裁定を行うこととする。

1. 金額※については、当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする。
※ 認可された接続料等を除く。
2. 1. の原価等の算定のため、接続に関して生じる費用等、算定根拠となるようなデータの提供を関係当事者に対して求めることとする。
3. 2. において有効と認められるデータの提供が行われなかった場合には、1. の原価等の算定のために、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いることとする。

(注) 卸電気通信役務の提供又は電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に係る金額に関して、当事者間の協議が調わないとして、法第38条第2項又は第39条において準用する法第35条第3項又は第4項の規定に基づき裁定の申請があったときも、1. から3. までに準じて対応することとする。

(※)「接続料の算定に関する研究会」において、NTT東日本・西日本から、同社の固定電話接続料と他社の接続料の格差が年々拡大しており、他社の固定電話接続料の水準についても適正性・透明性が確保されるべきであり、裁定基準を設けるべき旨の意見が示され、第一次報告書において、「接続料の水準の決め方は、事業者間で合意が可能であれば、様々な決め方があり得るところではあるが、事業者間で別段の合意がなければ、かかった費用を回収するコスト主義の考え方が効率的であり、したがって、第一次的に検討されるものであるから、総務大臣の裁定基準としてこの考え方を示し、裁定手続ではコストに基づく算定根拠の提示が求められることを示すことで、協議の円滑化を期待することができる。」とされた。

2-20 コンテンツ配信事業者等に係る紛争

コンテンツ配信事業、通信プラットフォーム事業等(電気通信事業法第164条第1項第3号)は、電気通信事業法の適用除外(一部規定は適用)となる電気通信事業に該当(≠電気通信事業者)。

		電気通信事業	非電気通信事業
		① ②以外の事業 (携帯電話事業、FTTH事業等)	② 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務※を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業
■ 電気通信事業 電気通信役務(電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の用に供することをいう。)を他人の需要に応ずるために提供する事業		<p>(例)コンテンツ配信事業者</p> <p>※ドメイン名電気通信役務、検索情報電気通信役務、媒介相当電気通信役務を除く。</p>	
		①を営む者	②を営む者
		電気通信事業者に該当	電気通信事業者に該当しない
電気通信事業法の適用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電気通信事業の登録・届出が必要 ■ 通信の秘密、検閲の禁止 ■ 接続ルールの適用あり等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 通信の秘密 ■ 検閲の禁止 ■ 外部送信に関する規律 ■ 禁止行為等規定適用事業者(NTT東西・ドコモ)による業務への不当な規律・干渉が禁止(保護対象) 	電気通信事業者に該当しない
紛争処理機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総務大臣の協議命令・裁定 ■ 紛争処理委員会のあっせん・仲裁等 	電気通信事業法を改正し、コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者との間の紛争事案も対象に追加。	
		(平成23年6月から)	

【参考】電気通信事業法第164条第1項第3号に該当する電気通信事業の例

電気通信回線設備を設置せず、かつ、他人の通信を媒介しない電気通信事業（電気通信事業法第164条第1項第3号に該当する電気通信事業）に該当する主な事例は以下のとおり。

（ただし、事業の内容（サービス提供の形態等）によっては異なる判断となる場合がある。）

電子メールマガジンの配信

- 企業等から提供された製品PRやイベント開催案内等に関する情報を元に電子メールマガジンを作成し、予め登録した購読者等に対して送信するもの。
- 購読者（他人）の需要に応ずるためにインターネット経由での情報送信（電気通信役務の提供）自体を目的として行っていることから電気通信事業に該当するが、企業等から提供された情報を元に電子メールマガジンを作成して購読者に送信していることから、他人の通信を媒介していないと判断される。

各種情報のオンライン提供

- 電気通信設備（サーバ等）を用いて、天気予報やニュースなどの情報を、インターネットを経由して利用者に提供するもの。
- 利用者（他人）の需要に応ずるために電気通信役務の提供（情報の送信）自体を目的として行っていることから、電気通信事業に該当するが、自己と他人（利用者）との間の通信であり、他人の通信を媒介していないと判断される。

ECモール/ネットオークション/フリマアプリの運営

- インターネット経由で複数の店舗でネットショッピングを行うことができる又は複数の出品者の商品等を購入できる「場」を提供するもの。
- 「場」の提供を行う場合であっても、サービスの一部として利用者間のメッセージの媒介を行う機能を提供している場合は、他人の通信を媒介していると判断される。

ソフトウェアのオンライン提供(SaaS、ASP)

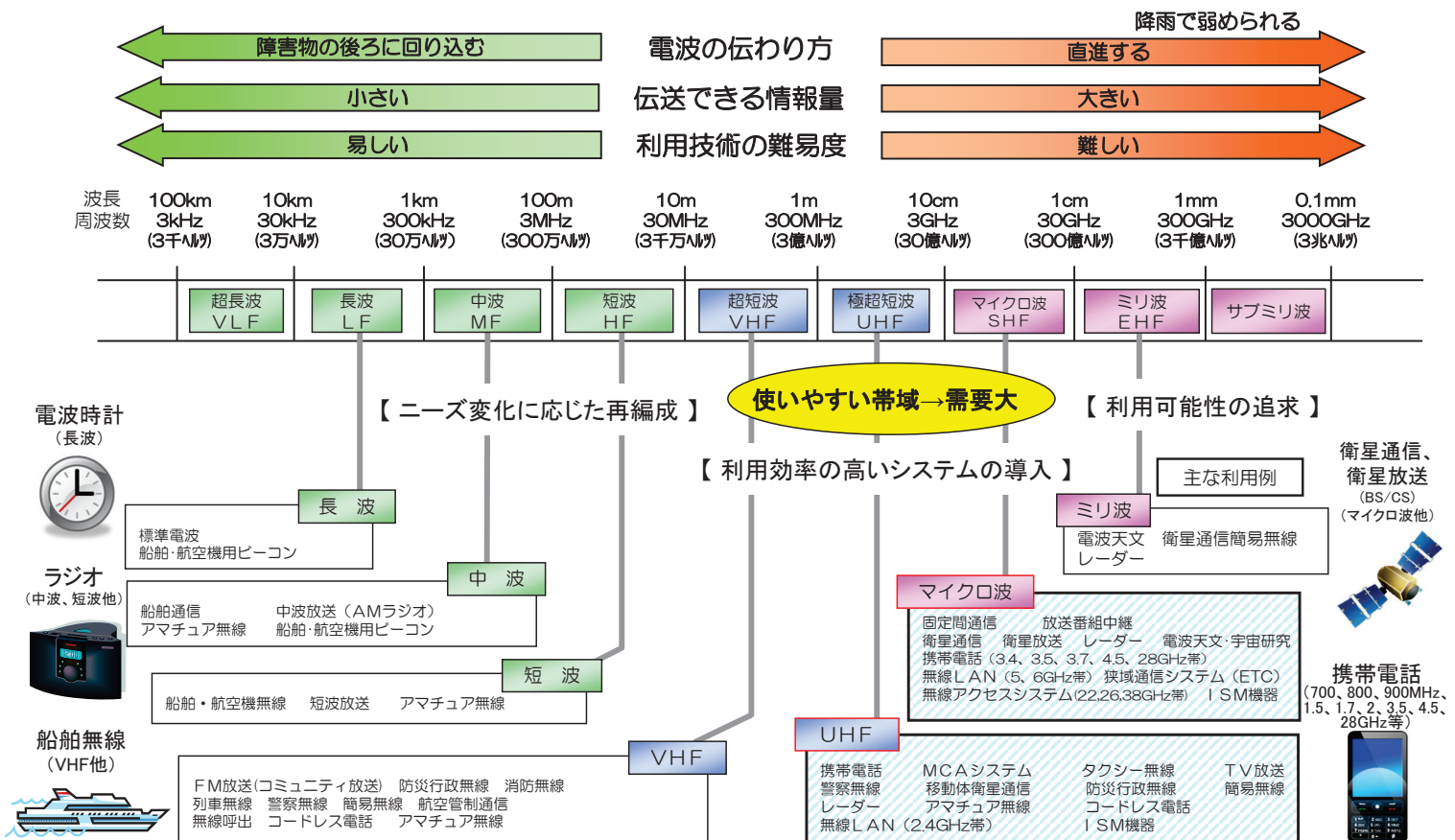
- クラウド上にアプリケーションソフトウェアを構築し又はアプリケーションソフトウェアをインストールしたサーバ等を設置し、インターネット等を経由して当該ソフトウェアを企業や個人等に利用させるもの(SaaS、狭義のASPサービス)。
- 自己と他人（利用者）との間の通信であり、他人の通信を媒介していないと判断される。

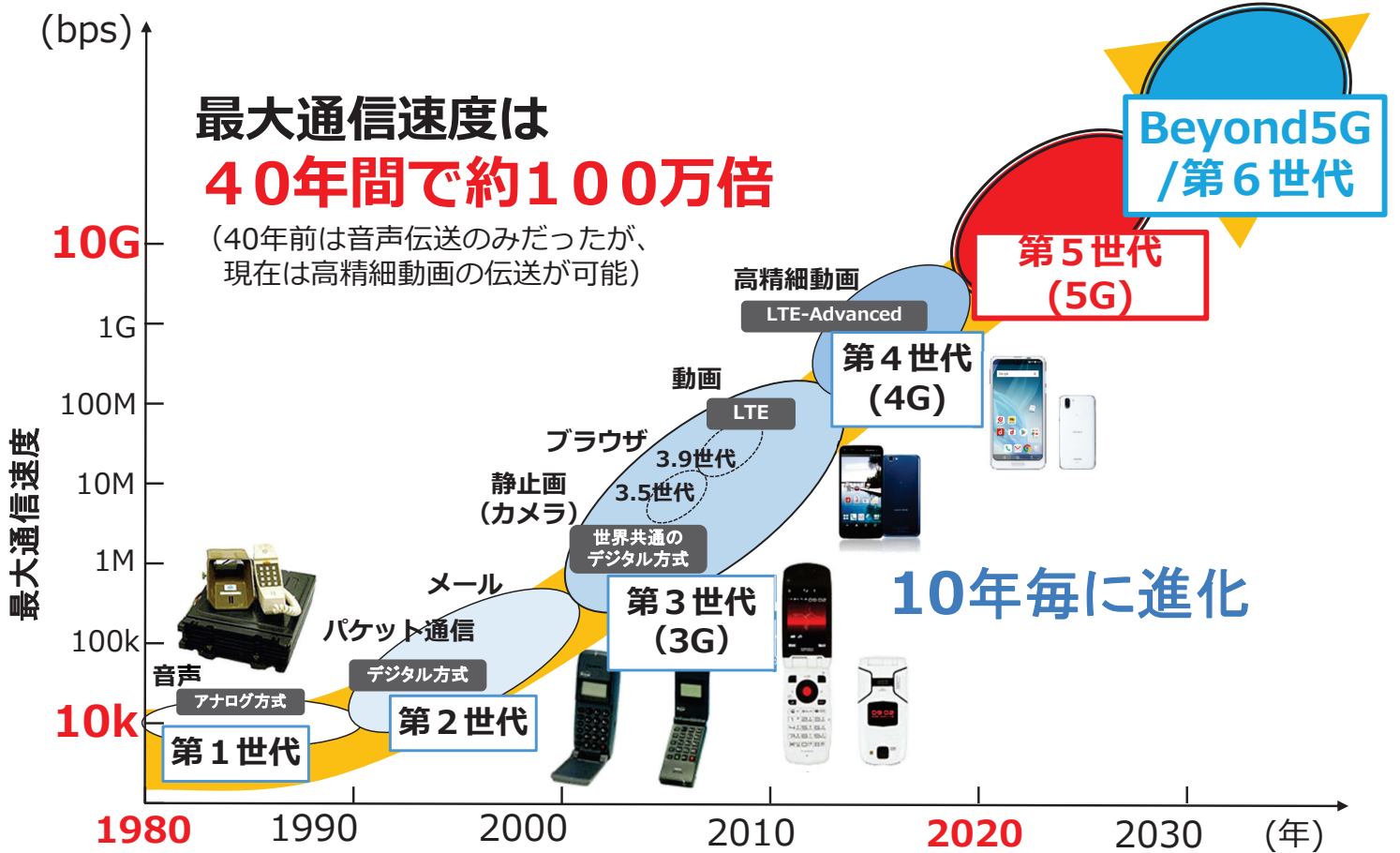
3 電波利用の動向

- (1) 我が国の電波の基本・利用形態
- (2) 移動通信システムの進化
- (3) 第5世代移動通信システム（5G）とは
- (4) 5Gのためのインフラ整備の基本的な考え方
- (5) ローカル5Gの概要
- (6) 終了促進措置の制度概要
- (7) 無線局開設等に係る紛争

3-1 我が国の電波の基本・利用形態

携帯電話等の普及により、無線局数は大幅に増加（昭和60年：約381万局 ⇒ 令和6年12月：約3億5,703万局）。





3-3 第5世代移動通信システム (5G) とは

<5Gの主要性能>

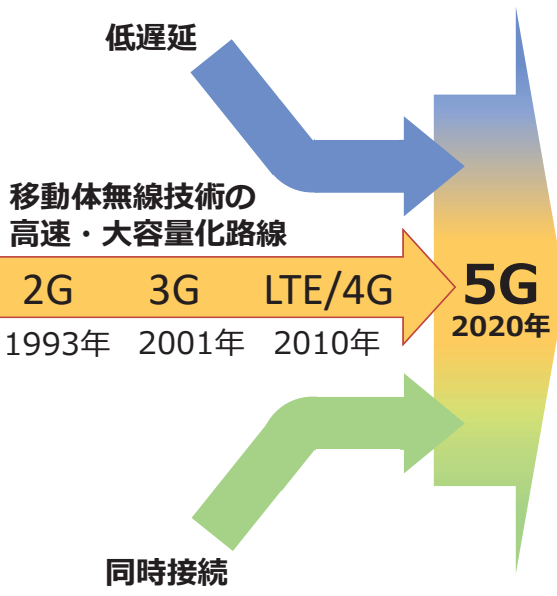
超高速
超低遅延
多数同時接続

最高伝送速度 10Gbps

1ミリ秒程度の遅延

100万台/km²の接続機器数

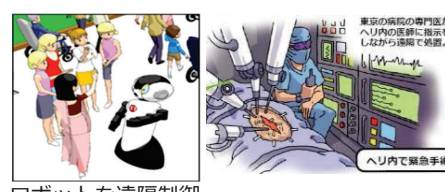
5Gは、AI/IoT時代のICT基盤



超高速
LTEより100倍速いブロードバンドサービスを提供
⇒ 2時間の映画を3秒でダウンロード (LTEは5分)



超低遅延
利用者が遅延 (タイムラグ) を意識することなく、リアルタイムに遠隔地のロボット等を操作・制御
⇒ ロボット等の精緻な操作 (LTEの10倍の精度) をリアルタイム通信で実現



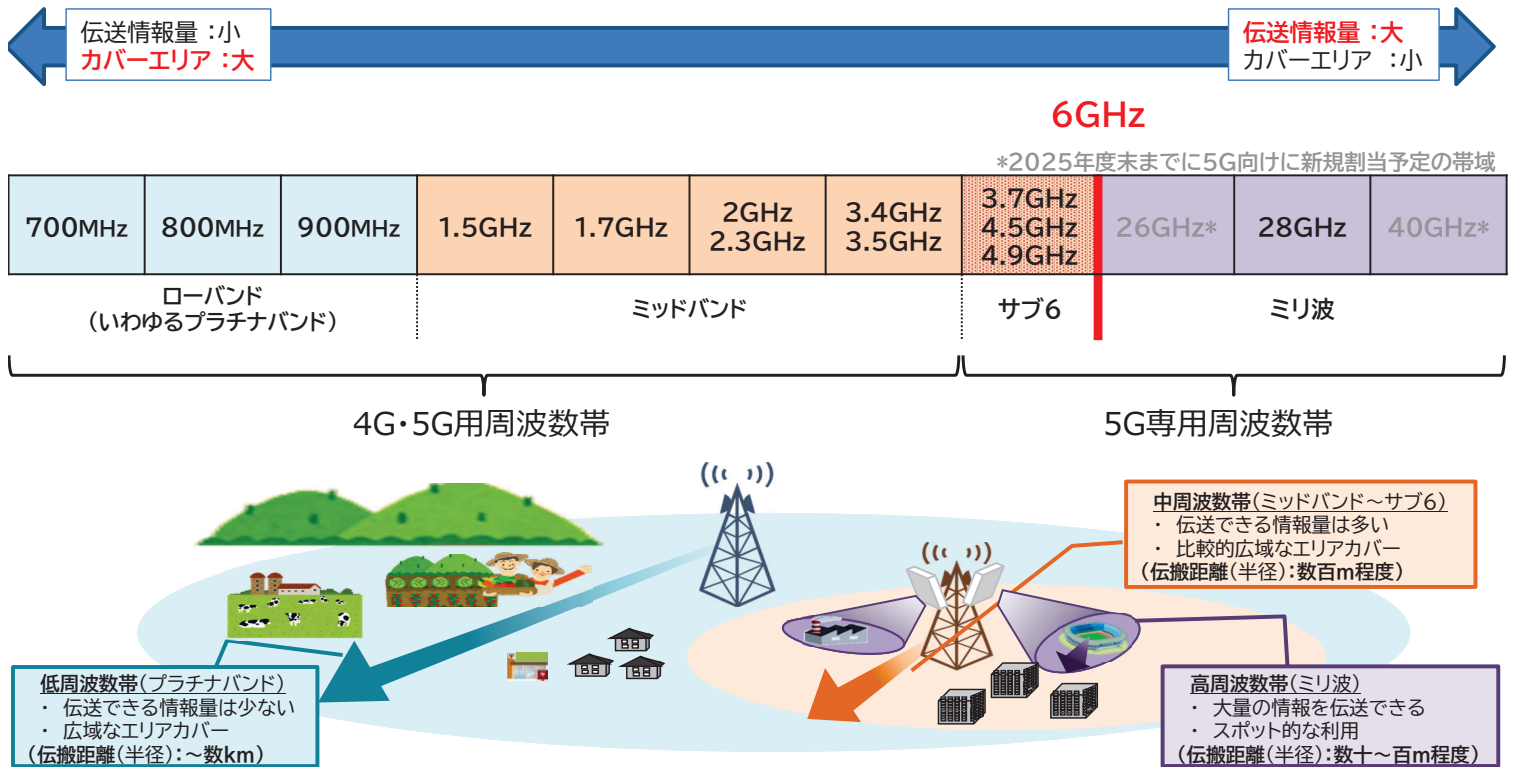
多数同時接続
スマホ、PCをはじめ、身の回りのあらゆる機器がネットに接続
⇒ 自宅部屋内の約100個の端末・センサーがネットに接続 (LTEではスマホ、PCなど数個)



社会的なインパクト大

3-4 5Gのためのインフラ整備の基本的な考え方

- 5Gのカバレッジ拡大と3つの特長（超高速、超低遅延、多数同時接続）を実現していくためには、低周波数帯から高周波数帯まで、幅広い周波数帯を活用することが重要。
- 例えば、EU（欧州連合）でも、域内における5G用周波数帯として、低周波数帯：700MHz、中周波数帯3.6GHz、高周波数帯：26GHzの3つを指定。

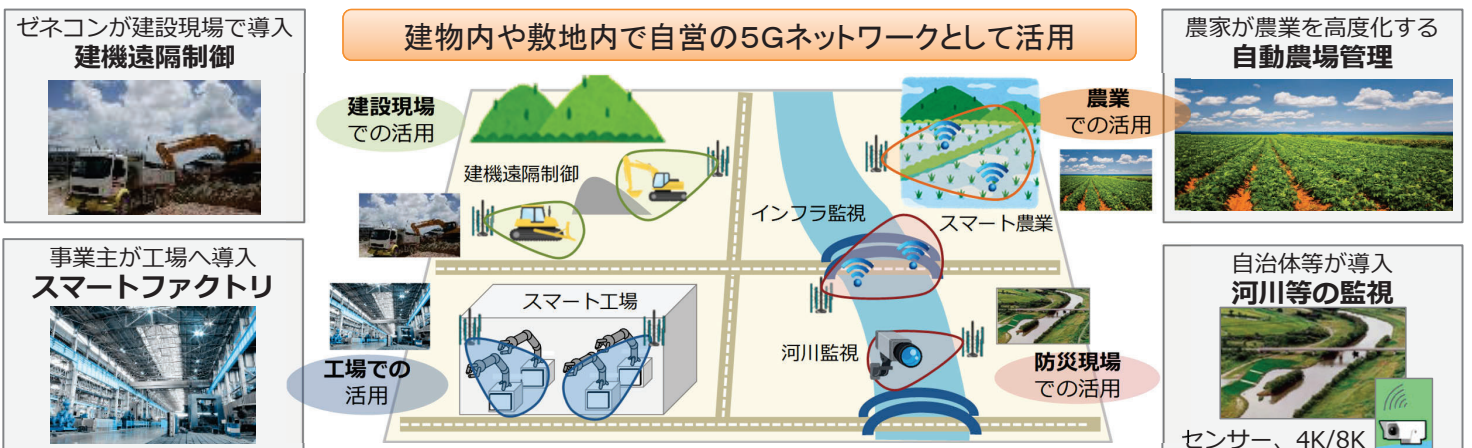


3-5 ローカル5Gの概要

- ローカル5Gは、地域や産業の個別のニーズに応じて**地域の企業や自治体等の様々な主体が自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築**できる5Gシステム。
一部の周波数帯で先行して**2019年12月に制度化**。**2020年12月に周波数拡大**。

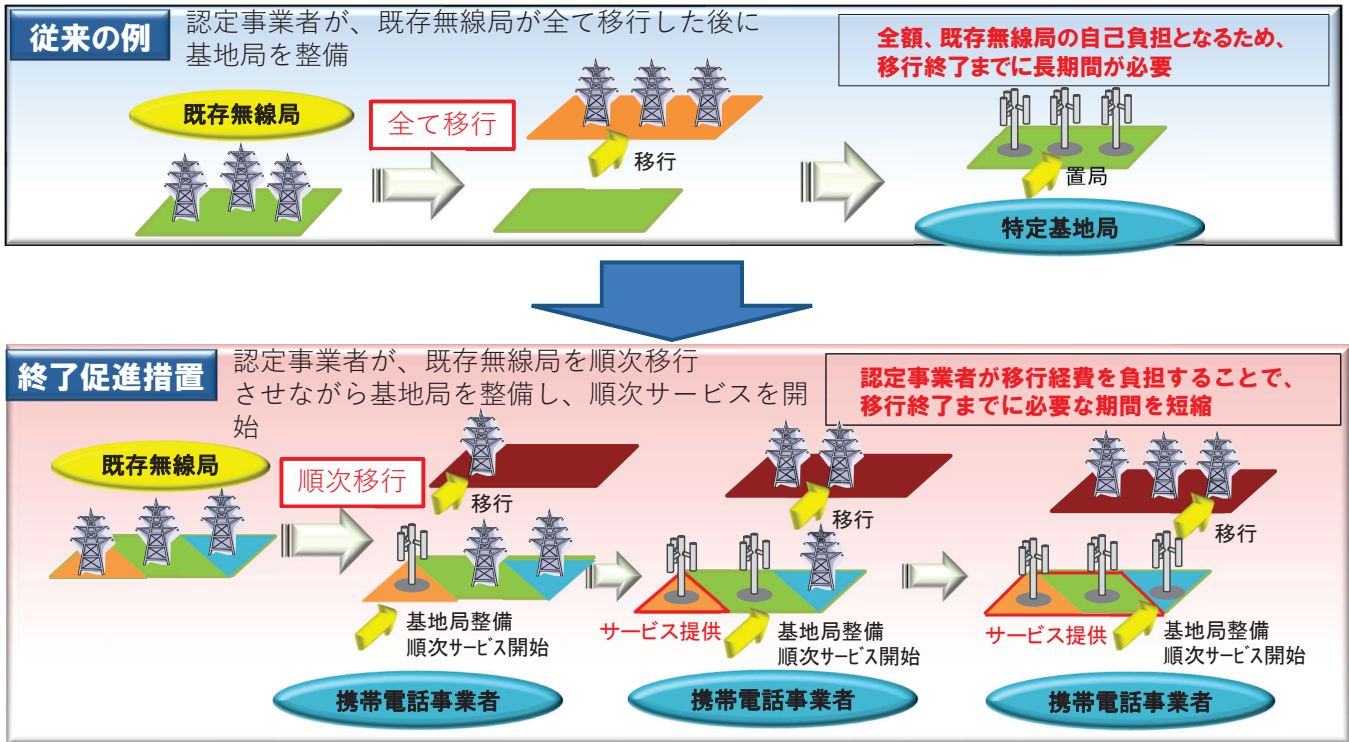
<他のシステムと比較した特徴>

- 携帯事業者の5Gサービスと異なり、
 - 携帯事業者によるエリア展開が遅れる地域において5Gシステムを**先行して構築可能**。
 - 使用用途に応じて**必要となる性能を柔軟に設定**することが可能。
 - **他の場所の通信障害や災害などの影響を受けにくい**。
- Wi-Fiと比較して、**無線局免許に基づく安定的な利用が可能**。



3-6 終了促進措置の制度概要

「終了促進措置」とは、基地局の開設計画の認定を受けた認定事業者（携帯電話事業者等）が、開設指針及び開設計画に従って、国が定めた周波数の使用期限より早い時期に既存の無線局の周波数移行を完了させるため、既存の無線局の利用者との合意に基づき、移行費用等を負担する等の措置

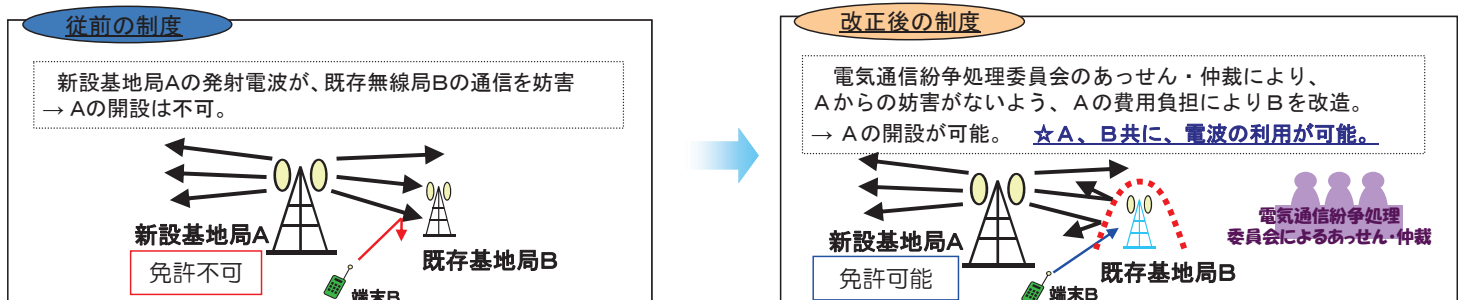


3-7 無線局開設等に係る紛争

周波数が逼迫する中、新システムの導入に際して必要な、電波の混信を防止するための既存の無線局等との調整が1年から2年半に長期化する事例が発生、迅速な新サービスの提供が困難となる可能性。

電波法・電気通信事業法の一部改正（平成20年4月1日施行）

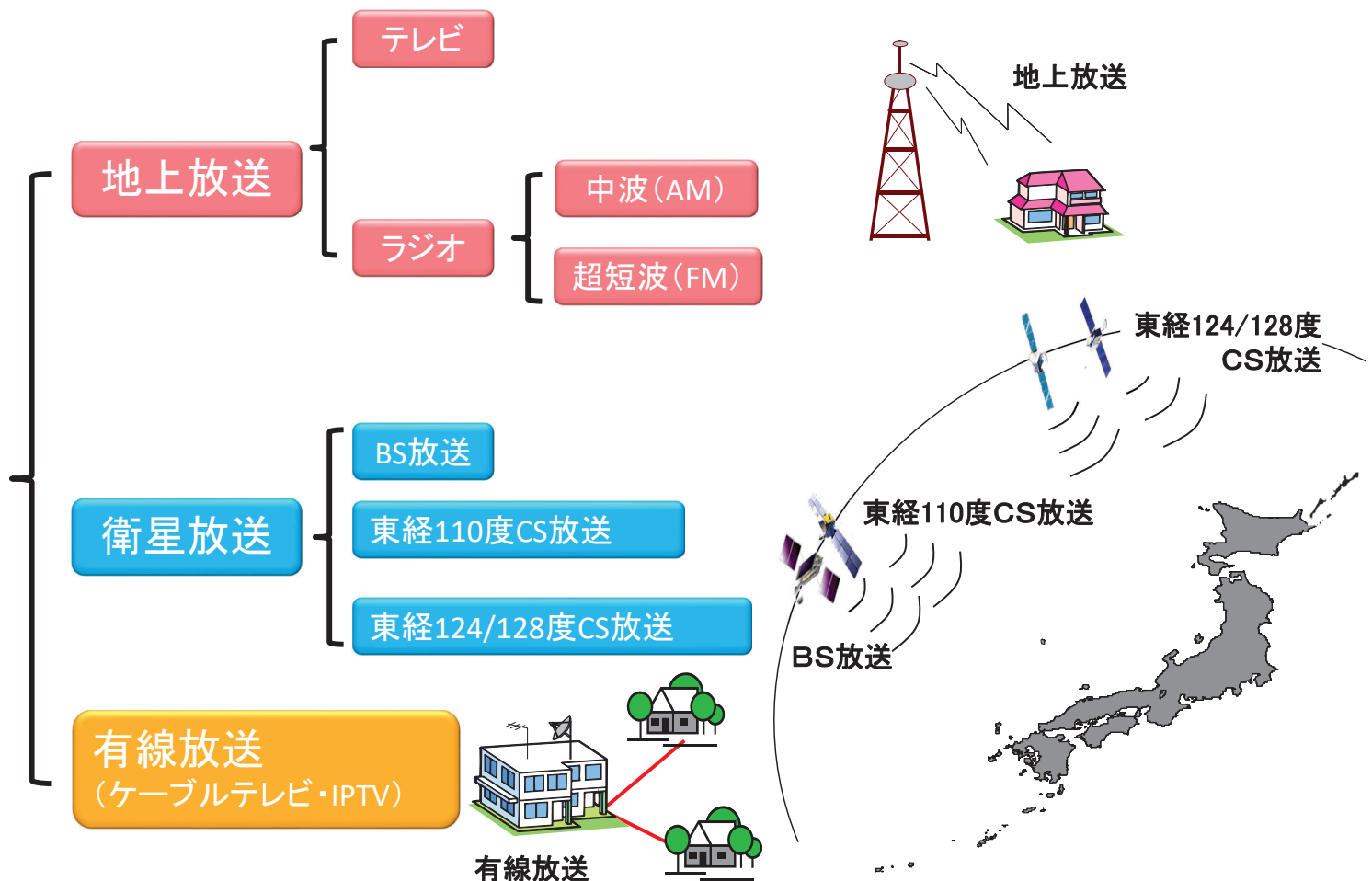
- あっせん・仲裁の制度を創設し、無線局を新設する場合等に行う既存無線局との混信防止に関する協議を促進。
- あっせん・仲裁の手続を行うことができる無線局は、次のとおり。
 - ・ 電気通信業務の用に供する無線局
 - ・ 放送の業務の用に供する無線局
 - ・ 地方公共団体の防災行政事務の用に供する無線局
 - ・ 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線局
 - ・ 鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線局
 - ・ ガス事業に係るガスの供給の業務の用に供する無線局
 - ・ MCA陸上移動通信業務の用に供する無線局
- ※ あっせん・仲裁等による既存無線局との調整の結果、契約を締結したときは、その内容を免許等申請に際して提出。
- ※ 無線局の免許人等は、混信防止に関する協議の申入れがあったときは、電波の公平かつ能率的な利用を確保する見地から、誠実に協議を行うとともに、相当の期間内に当該協議が調うよう努めなければならない。
(無線局運用規則の一部改正)



4 放送事業の動向

- (1) 放送の主な分類
- (2) 放送事業の参入に係る制度の概要
- (3) 放送対象地域
- (4) 放送メディアの市場規模
- (5) 民間地上テレビジョン放送事業者の経営状況
- (6) ケーブルテレビ事業者の収支状況
- (7) ケーブルテレビの普及状況
- (8) 各都道府県におけるケーブルテレビ（自主放送あり）の普及率
- (9) 区域外再放送の問題
- (10) 再放送同意と大臣裁定
- (11) 衛星放送事業者の収支状況
- (12) 4K・8Kの概要
- (13) 4K8K衛星放送視聴可能機器の出荷状況
- (14) 4K8K衛星放送を行う事業者

4-1 放送の主な分類



4-2 放送事業の参入に係る制度の概要

放送の業務(ソフト)については放送法、設備の設置(ハード)については電波法等により規律。

【放送の業務の種類と参入規律】

基幹放送	一般放送	
放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送	基幹放送に該当しない放送	
	放送エリア: 広い 視聴者への影響: 大きい	放送エリア: 狭い 視聴者への影響: 小さい
(具体例) ○ 地上基幹放送 (地上テレビ、AMラジオ、FMラジオ、コミュニティFM放送) ○ 移動受信用地上基幹放送(マルチメディア放送) ○ 衛星基幹放送 (BS放送、110度CS放送)	(具体例) ○ 124/128度CS放送 (テレビ、ラジオ) ○ ケーブルテレビ(大規模)	(具体例) ○ 有線ラジオ ○ エリア放送 ○ ケーブルテレビ(小規模)



基幹放送事業者		一般放送事業者	
ソフトとハードの事業者が一致している場合 (特定地上基幹放送事業者)	電波法に基づく「免許」 ※5年ごとに再免許	放送法に基づく「登録」	放送法に基づく「届出」
ソフトとハードの事業者が異なっている場合	放送法に基づく「認定」 ※5年ごとに更新		

4-3 放送対象地域

放送対象地域の概念

同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域(放送法第91条第2項第2号)のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的使用を考慮して、基幹放送普及計画において定める(放送法第91条第3項)。

放送対象地域の効果

(1) 放送対象地域ごとに放送系の数の目標を設定

放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画において、放送対象地域ごとに普及させる放送系の数の目標を設定。

(2) 放送対象地域内では、難視聴解消の義務又は努力義務

放送事業者は、放送対象地域内で、その放送があまり受信できるように努めることとされている。(NHKには、テレビジョン放送及びラジオ放送<中波放送・超短波放送のいずれか>が全国において受信できるように措置をすることを義務付け)

放送対象地域の例

(1) 規定の仕方

- ① 放送の主体(NHK、放送大学学園、基幹放送事業者)
- ② 放送の種類(テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等)等に基づき設定

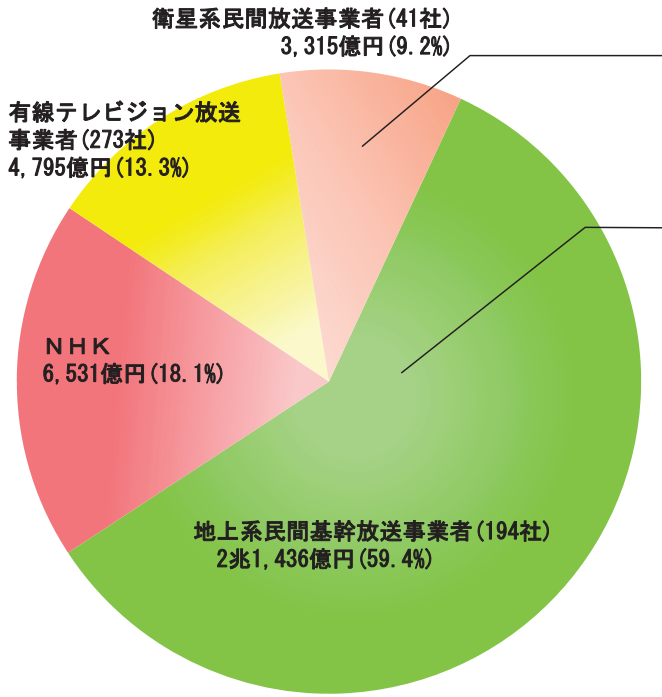
(2) 具体例 (地上基幹放送<テレビジョン放送>)

- ① NHK
関東広域圏(茨城県、栃木県及び群馬県を含まない)、関東広域圏にある県を除く各道府県
- ② 基幹放送事業者
広域圏 : 関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏
複数の県域: 鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県
その他 : 上記以外の各都道府県

4-4 放送メディアの市場規模

- 放送メディアの市場規模は、令和5年度において、3兆6,077億円となっている。
- 各放送事業者のシェアは、地上系民間基幹放送事業者が59.4%、NHKが18.1%、有線テレビジョン放送事業者が13.3%、衛星系民間放送事業者が9.2%を占めている。

放送メディアの収入 令和5年度 3兆6,077億円



【衛星系民間放送事業者内訳】

衛星基幹放送 (BS放送) (21社)	2,081億円 (5.8%)
衛星基幹放送 (東経110度CS放送) (20社)	777億円 (2.2%)
衛星一般放送 (3社)	457億円 (1.3%)

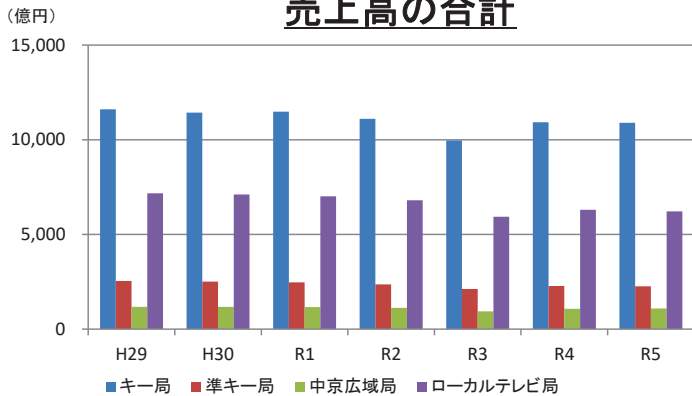
【地上系民間基幹放送事業者内訳】

テレビジョン放送単営 (96社)	1兆8,534億円 (51.4%)
AM放送・テレビジョン放送兼営 (31社)	1,867億円 (5.2%)
その他(※)単営 (67社)	1,035億円 (2.9%)
※…AM (16社)、短波 (1社) 及びFM (50社)	

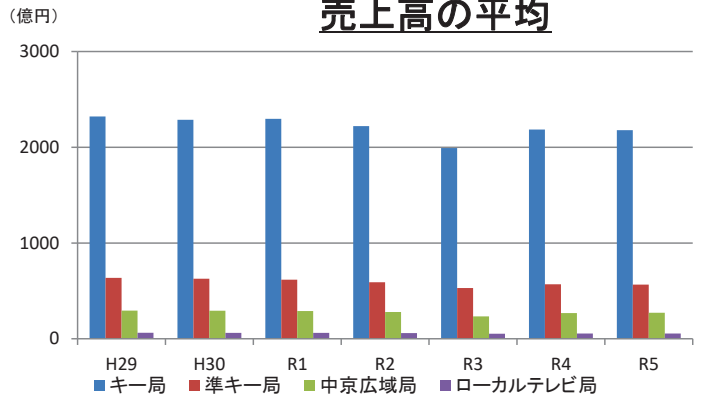
- (注1) () 内の%は、放送メディアに占める各媒体のシェア。
小数点第2位を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。
(NHKのみ億円未満切り捨て)
- (注2) 億円未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。
- (注3) 「地上系民間基幹放送事業者」には、一般財団法人道路交通情報通信システムセンター及びコミュニティ放送事業者を含めていない。
- (注4) NHKについては損益計算書(一般勘定)の経常事業収入、経常事業外収入及び特別収入の和から未収受信料欠損償却費を差し引いた値。
- (注5) 放送大学学園を除く。
- (注6) 「有線テレビジョン放送事業者」とは、有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者(営利法人に限る。)のうち、IPマルチキャスト方式による事業者等を除く者。
- (注7) 「衛星系民間放送事業者」には、BS放送と東経110度CS放送を兼営する事業者が2社、衛星基幹放送と衛星一般放送を兼営する事業者が1社存在するため、衛星基幹放送の事業者数と衛星一般放送の事業者数を合計した事業者数と事業者の総数(41社)は一致しない。
- (注8) 地上系民間基幹放送事業者については、各社作成の損益計算書上の「売上高」の額を合計したものの。

4-5 民間地上テレビジョン放送事業者の経営状況

売上高の合計



売上高の平均



(単位: 億円) ()内は1社平均

年度		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
キー局 (5局)	売上高	11,433(2,287)	11,486(2,297)	11,110(2,222)	9,963(1,993)	10,929(2,186)	10,897(2,179)	10,831(2,166)
	営業損益	705(141)	733(147)	590(118)	525(105)	926(185)	691(138)	483(97)
準キー局 (4局)	売上高	2,508(627)	2,466(617)	2,363(591)	2,118(530)	2,275(569)	2,261(565)	2,329(582)
	営業損益	146(36)	136(34)	44(11)	53(13)	153(38)	81(20)	67(17)
中京広域局 (4局)	売上高	1,172(293)	1,160(290)	1,120(280)	934(234)	1,071(268)	1,087(272)	1,068(267)
	営業損益	96(24)	88(22)	67(17)	35(9)	113(28)	67(17)	46(12)
ローカル テレビ局 (114局)	売上高	7,107(62)	7,012(62)	6,806(60)	5,933(52)	6,304(55)	6,215(55)	6,173(54)
	営業損益	490(4)	423(4)	306(3)	166(1)	381(3)	211(2)	185(2)

4-6 ケーブルテレビ事業者の収支状況(令和5年度)

● 令和5年度の有線テレビジョン放送事業者の収支状況について、**ケーブルテレビ事業は減収・減益傾向**となっている。

区分		(金額単位：百万円、前年度比増減率単位：%)				
事業の別	事業者数	営業収益 〔前年度比増減率〕	営業費用 〔前年度比増減率〕	営業損益 〔前年度比増減率〕	経常損益 〔前年度比増減率〕	当期損益 〔前年度比増減率〕
全事業の総額	273 (274)	1,678,709	1,486,776	191,933	192,440	132,187
		(-0.4%)	(-0.5%)	(+0.3%)	(-3.6%)	(-3.4%)
うちケーブルテレビ事業		479,546	441,391	38,155		
		(-1.7%)	(-1.2%)	(-7.8%)		

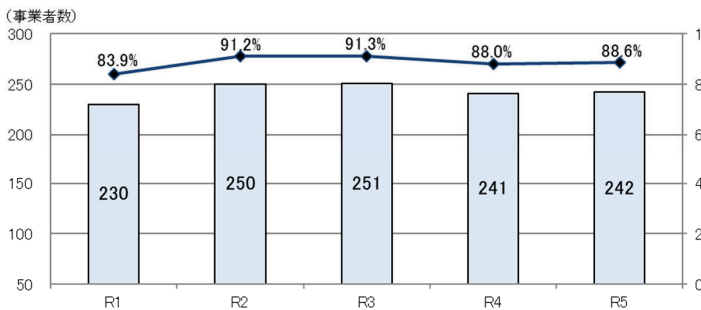
※ 対象は、有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者（営利法人に限る。）のうち、IPマルチキャスト方式による事業者等を除く者273社。

※ この資料は、令和5年度末までに開局した有線テレビジョン放送事業者（同時再放送のみを行う届出一般放送事業者を除く。）の事業収支結果の報告に基づき、直近の決算期の収支状況を取りまとめたもの。

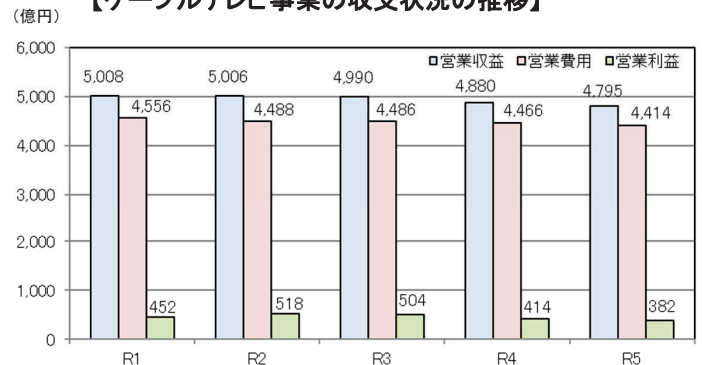
※ 「全事業の総額」とは、ケーブルテレビ以外の事業も含めた、企業全体の収支である。また、事業者数の（ ）内の数は前年度の社数である。

(金額単位：百万円
前年度比増減率：%)

【単年度黒字事業者数及び割合の推移】



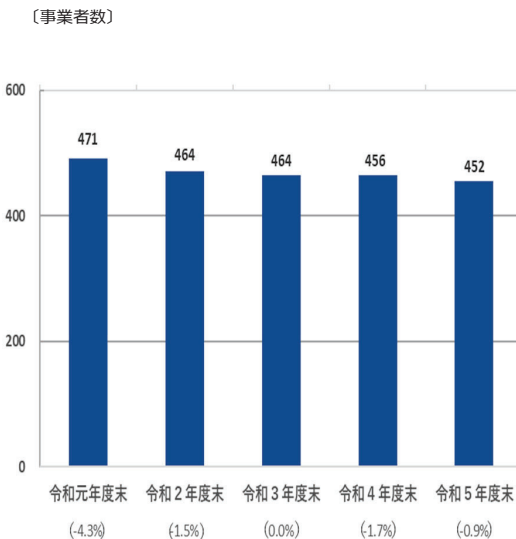
【ケーブルテレビ事業の収支状況の推移】



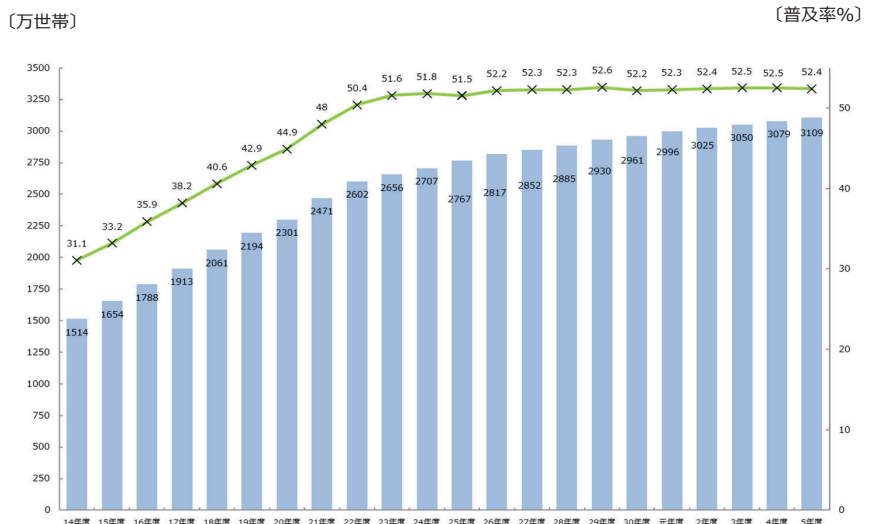
4-7 ケーブルテレビの普及状況(令和5年度)

- ・登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備(501端子以上)によりサービスを受ける加入世帯数は、約3,184万世帯、世帯普及率は約52.4%。
- ・有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者数及び登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備数は、それぞれ452事業者、654設備。

有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者数の推移



ケーブルテレビの加入世帯数・普及率の推移

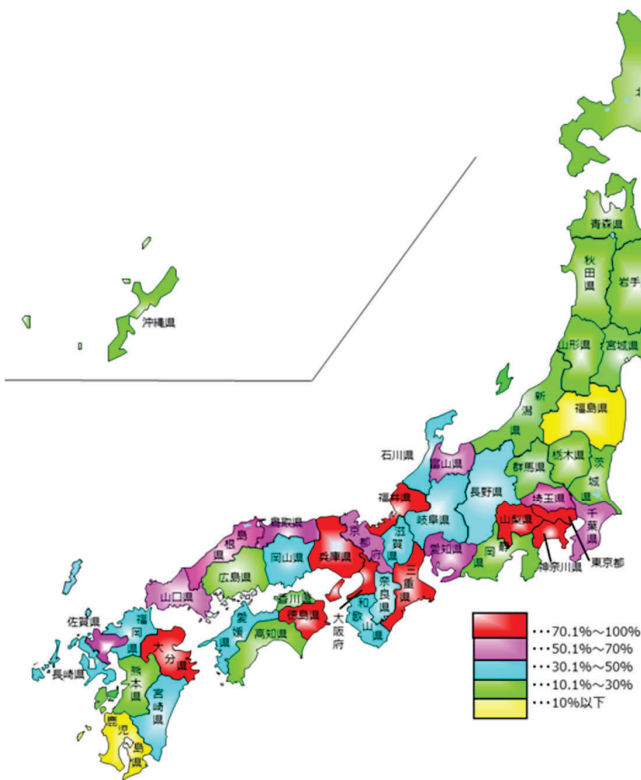


※ 最新の普及率は、令和6年1月1日現在の住民基本台帳世帯数から算出。

※ 平成22年度までは自主放送を行う旧有線テレビジョン放送法の許可施設（旧電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で当該施設と同等の放送方式のものを含む。）、平成23年度以降は登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備の加入世帯数、普及率の推移。

※ ()内は事業者数の対前年度末増加率。

4-8 各都道府県におけるケーブルテレビ(自主放送あり)の普及率



※令和5年度未現在。
 ※最新の普及率は、令和6年1月1日現在の住民基本台帳世帯数から算出。
 ※下記の統計値については、I Pマルチキャスト方式による放送に係るものを含む。

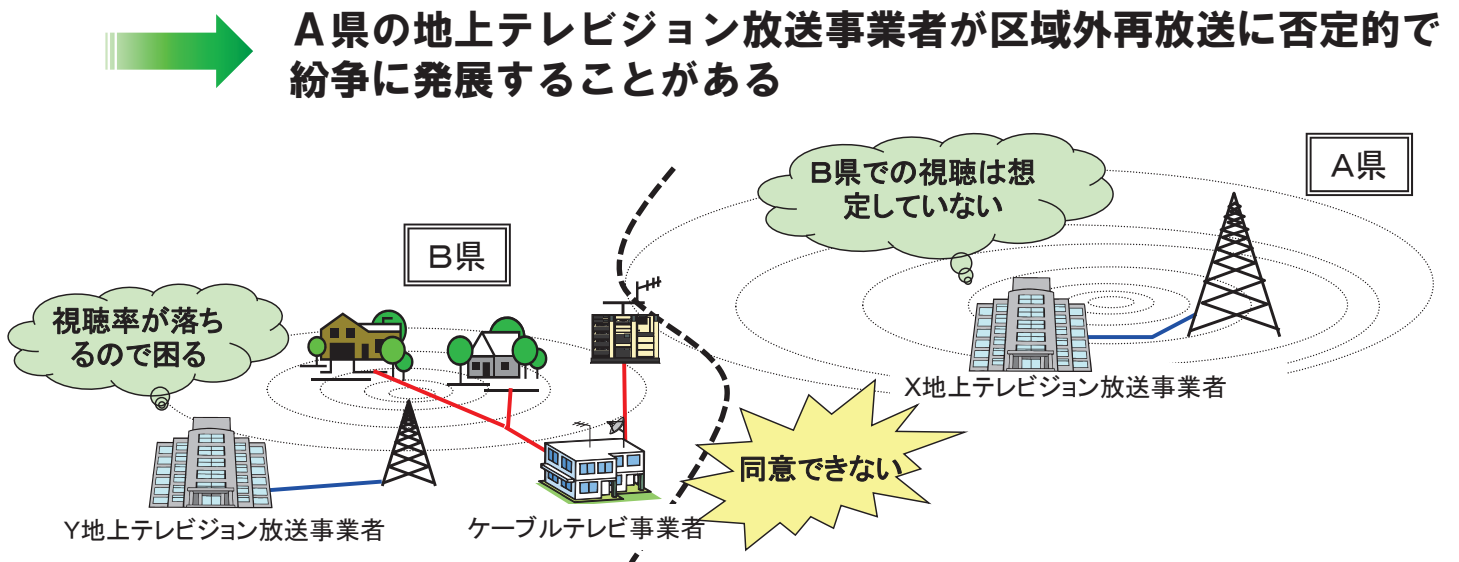
都道府県	普及率	都道府県	普及率	都道府県	普及率	都道府県	普及率	都道府県	普及率
北海道	26.5%	埼玉県	55.9%	岐阜県	42.1%	鳥取県	62.6%	佐賀県	53.8%
青森県	16.6%	千葉県	56.9%	静岡県	28.7%	島根県	55.7%	長崎県	35.1%
岩手県	17.5%	東京都	75.5%	愛知県	54.5%	岡山県	33.3%	熊本県	29.9%
宮城県	26.6%	神奈川県	73.2%	三重県	77.6%	広島県	29.8%	大分県	70.5%
秋田県	17.3%	新潟県	23.8%	滋賀県	38.7%	山口県	64.4%	宮崎県	40.1%
山形県	16.9%	富山県	68.8%	京都府	50.3%	徳島県	92.9%	鹿児島県	8.9%
福島県	3.9%	石川県	42.4%	大阪府	86.9%	香川県	27.9%	沖縄県	18.6%
茨城県	22.0%	福井県	74.4%	兵庫県	74.9%	愛媛県	36.6%	全国	52.4%
栃木県	24.3%	山梨県	79.9%	奈良県	49.5%	高知県	25.6%		
群馬県	13.7%	長野県	46.1%	和歌山県	39.4%	福岡県	46.1%		

4-9 区域外再放送の問題

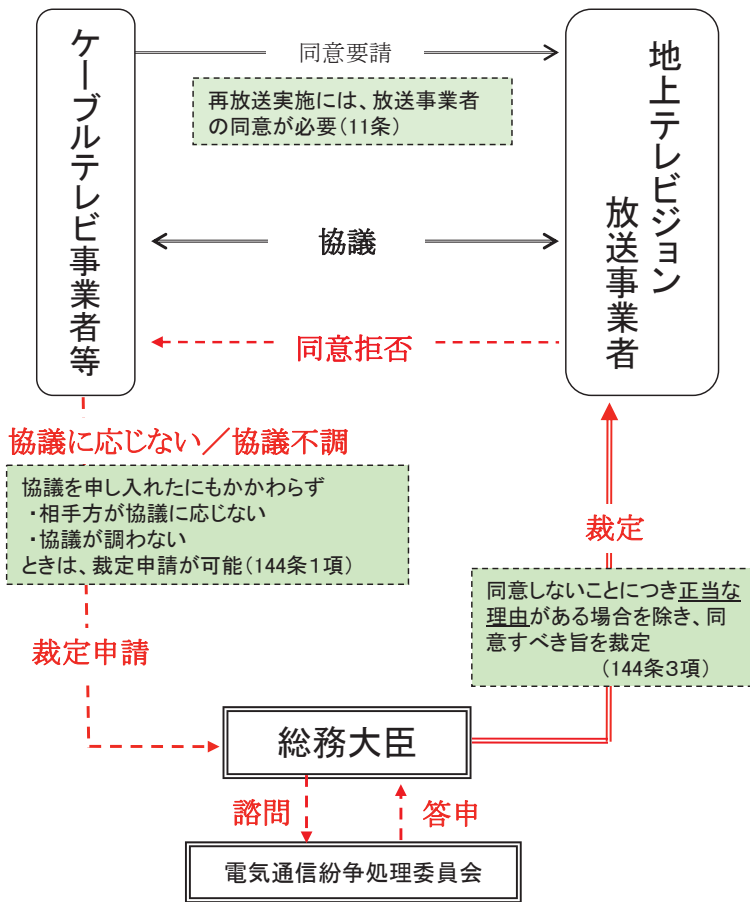
「区域外再放送」とは、A県を放送対象地域とする地上基幹放送(地上テレビジョン放送)事業者の放送を、ケーブルテレビ事業者が受信して、放送対象地域が異なるB県内の世帯に再放送すること。

(地上基幹放送事業者の問題意識)

- B県において視聴できるチャンネル数が増加するため、B県の既存地上テレビジョン放送事業者(Y)の視聴率を低下させるおそれがある。
- A県の地上テレビジョン放送事業者(X)はB県での再放送を念頭に置いていないため、番組編集上の配慮ができない。



4-10 再放送同意と大臣裁定



再放送ガイドライン(※)による「正当な理由」の解釈

- 放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保に関わる次のいずれかの場合
 - 意に反して、放送番組が一部カットして有線放送される場合
 - 意に反して、異時再放送される場合
 - 当該チャンネルで別の番組の有線放送を行い、基幹放送事業者の放送番組か他の番組が混乱が生じる場合
 - 有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題がある場合
 - 良質な再放送が期待できない場合
 - 放送対象地域以外の地域での再放送である場合には、基幹放送事業者の「番組編集上の意図」である「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が「受信者の利益」の程度との比較衡量において許容範囲内(受忍限度内)にあるとは言えない場合
 - 「地域間の関連性」については、通勤等の人の移動状況等地域間における交流状況等に基づき個別判断。
 - 少なくとも、放送対象地域の隣接市町村での再放送は、再放送の同意をしない「正当な理由」には該当しないこと等を例示。
- (その他)
- 地元放送事業者の経営に与える影響等は、地元同意の有無を含め、「正当な理由」の判断に関して考慮されないこと。

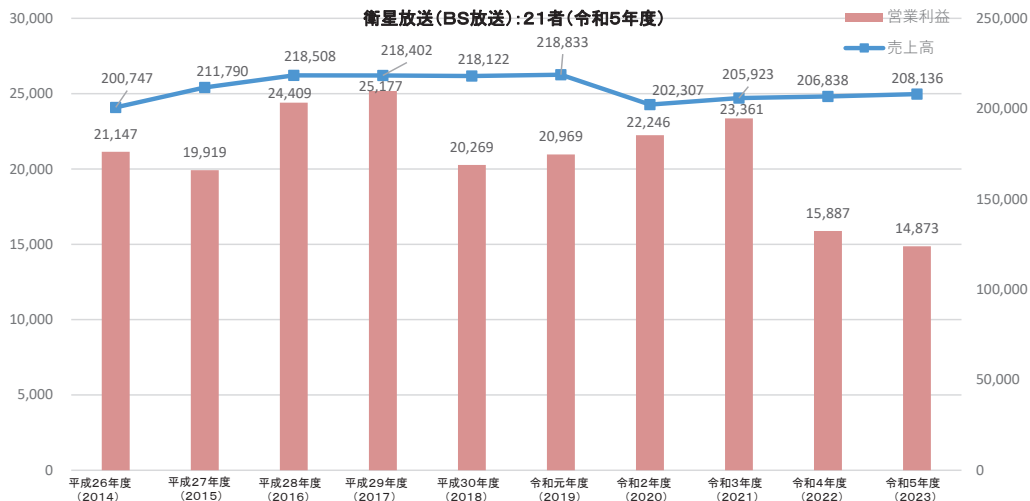
※ 有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送(テレビジョン放送に限る。)の再放送の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン

※ 括弧内は放送法(昭和25年法律第132号)の関連条項

4-11 衛星放送事業者の収支状況(令和5年度)

	事業者数	営業収益	営業費用	営業損益
衛星基幹放送	41者	2,858億円 (-0.5%)	2,682億円 (-0.1%)	176億円 (-7.1%)
BS放送	21者	2,081億円 (+0.6%)	1,933億円 (+1.2%)	149億円 (-6.4%)
東経110度CS放送	20者	777億円 (-3.5%)	750億円 (-3.2%)	27億円 (-11.0%)
衛星一般放送	3者	457億円 (-7.9%)	433億円 (-6.8%)	24億円 (-24.9%)
合計	41者	3,315億円 (-1.6%)	3,115億円 (-1.1%)	200億円 (-9.7%)

- 注1: この収支状況は、令和6年3月末時点で開局している衛星系放送事業者の事業収支結果の報告を踏まえ、直近の決算期の収支状況を取りまとめたものである(決算期が3月末日までの事業者以外の事業者についても、直近の決算期における収支状況を取りまとめている。)
- 注2: 平成23年6月に改正・施行された放送法に基づき、BS放送及び東経110度CS放送を衛星基幹放送、それ以外の衛星放送を衛星一般放送として位置づけている。
- 注3: 事業者数は、令和6年3月末日現在のものである。
- 注4: BS放送と東経110度CS放送を兼営する事業者が2社、衛星基幹放送と衛星一般放送を兼営する事業者が1社存在しているが、統計上は分計されているため、衛星基幹放送の事業者数と衛星一般放送の事業者数を合計した事業者数と全体の合計事業者数は一致していない。
- 注5: 金額は四捨五入しているため、合計が一致しないことがある。



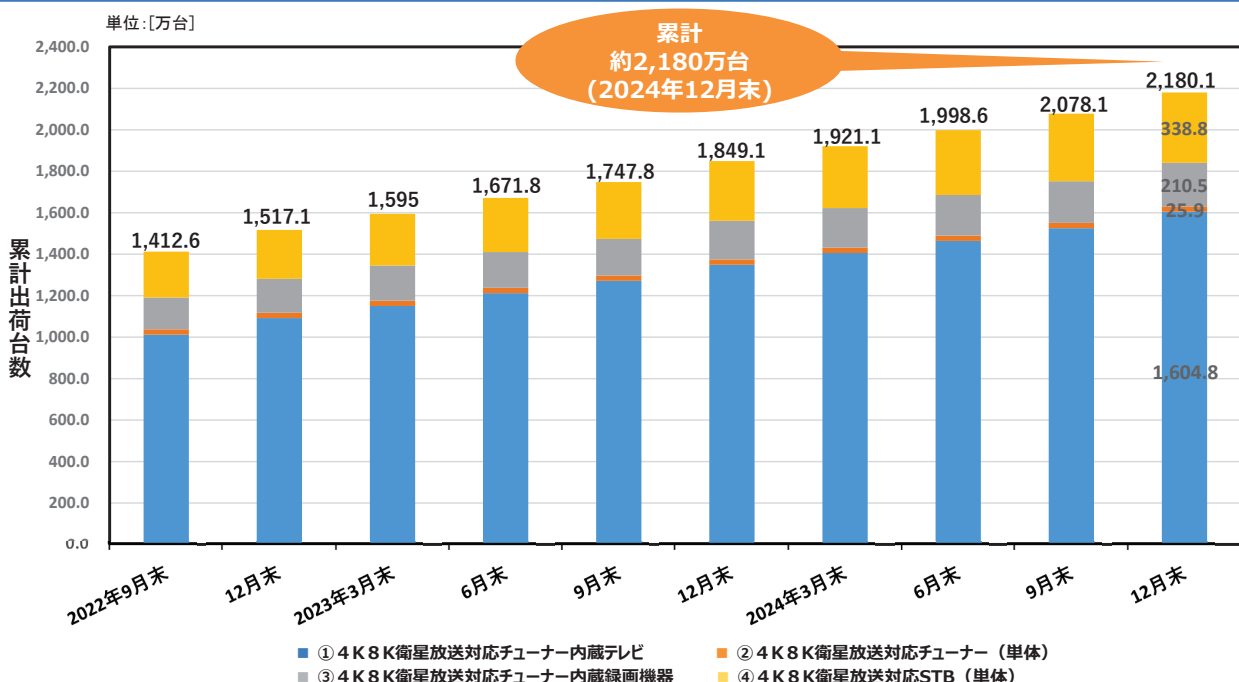
4-12 4K・8Kの概要

- 地上放送のデジタル移行が完了(2012年3月末)し、放送が完全デジタル化。ハイビジョンの放送インフラが整備。
- 現行ハイビジョンを超える画質(いわゆるスーパーハイビジョン)の映像の規格が標準化(2006年、ITU(国際電気通信連合))。規格は、「4K」「8K」(Kは1000の意。)の二種類(現行ハイビジョンは「2K」)。
- 4Kは現行ハイビジョンの4倍、8Kは同じく16倍の画素数。高精細で立体感、臨場感ある映像が実現。

	解像度	主な画面サイズ	主な実用化状況
2K	 <p>約200万画素 $(1,920 \times 1,080)$ $= 2,073,600$ 約2,000 = 2K</p>	32インチ 	映画・動画配信(VOD)・ 実用放送 (地上・衛星放送等)
4K	 <p>2Kの4倍 約830万画素 $(3,840 \times 2,160)$ $= 8,294,400$ 約4,000 = 4K</p>	65インチ 	映画・動画配信(VOD)・ 実用放送(衛星放送等)
8K	 <p>2Kの16倍 約3,300万画素 $(7,680 \times 4,320)$ $= 33,177,600$ 約8,000 = 8K</p>	85インチ 	映画・実用放送(衛星 放送)

4-13 4K8K衛星放送視聴可能機器の出荷状況

- 4K8K衛星放送視聴可能機器の出荷台数は累計約2,180万台(2024年12月末)。
- 4K8K衛星放送の普及に向け、受信環境整備の推進、コンテンツの充実、国民・視聴者への継続的な周知・広報が必要。



※ (一社)放送サービス高度化推進協会プレスリリース「4K8K衛星放送」視聴可能機器台数より作成。
 ※ 千台未満を四捨五入して表記しているため、累計が各視聴可能機器台数の合計と一致しないことがある。
 ※ ①、②、③:(一社)電子情報技術産業協会発表出荷台数。(②については、2022年4月から出荷統計数値公表の対象外となっている。
 ③については、2023年5月末の数値は非公表のため累計には含まれていない。)
 ※ ④:(一社)日本ケーブルテレビ連盟ヒアリングによる設置台数。

4-14 4K8K衛星放送を行う事業者

BS放送

No	事業者名	チャンネル名	周波数	放送開始日	番組の種別
1	(株)BS朝日	BS朝日4K	7ch	平成30年12月1日	総合編成
2	(株)BSテレビ東京	BSテレ東4K	7ch	平成30年12月1日	総合編成
3	(株)BS日本	BS日テレ 4K	7ch	令和元年9月1日	総合編成
4	日本放送協会	NHK BSプレミアム4K	17ch	平成30年12月1日	総合編成
5	(株)BS-TBS	BS-TBS 4K	17ch	平成30年12月1日	総合編成
6	(株)ビーエスフジ	BSフジ4K	17ch	平成30年12月1日	総合編成
7	日本放送協会	NHK BS8K	14ch	平成30年12月1日	総合編成
8	SCサテライト放送(株)	ショップチャンネル4K	11ch	令和7年4月1日	ショッピング番組
9	(株)QVCサテライト	4K QVC	11ch	令和7年4月1日	ショッピング番組
10	OCO(株)	OCO TV	11ch	準備中	総合編成